

増加資本金額以外の部分に對して既往事業年度の平均利益率に相當する割合を乗じて算出したる金額との合計額を求め、之が現事業年度の資本金額に對する割合を以て所謂既往事業年度の平均利益率とする。

(ロ) 個人の利得

(1) 營業利得

百分の三〇

(2) 讓渡利得

百分の二五

五、現事業年度又は現年の利益金額の計算方法

(イ) 法人

所謂税込計算にして現事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る。

(ロ) 個人

前年中の總收入金額より必要の経費を控除したる金額に依る。此場合所得税及び臨時利得税は必要経費に算入しない。利益が一萬圓未滿なるときは營業利得に對する臨時利得税は課せられない。

六、法人の資本金額の計算方法は法人税の計算方法に同じ。

### 第三章 現代利潤統制史

#### 第一節 配當制限の出發前進

(一) 配當制限令の發令

昭和十四年四月一日公布、同四月十一日より實施された會社利益配當及資金融通令は我が國に於ける利潤統制史上の飛躍的一段階である。それは將さに統制經濟への段階としての利潤統制であつた。本令の發令當時は前述の如く支那事變も武漢三鎮攻略を轉機として愈々長期建設の段階に進み、國防計畫の整備充實、東亞新秩序建設のため、物心兩面に亘つて國內體制の強化が要請され、これが爲め、國家總動員法第六條（従業者雇入制限及び賃銀統制等）第十條（物資使用收用）第十三條（施設使用收用）及び第二十一條（國民登録）等の發動が次々に決定された。配當制限は抑も總動員法第十一條に規定するところであるが、かゝる情勢の下に、これが俎上に上つたのである。然し配當制限の實施に就ては、政府内部においても、贊否兩論が對立する有様で、政界、財界を同じ大いに世評を賑はせる結果となり、いはゆる政治的解決によつて、漸く實施に決定したのであつた。

配當制限の趣旨として、大藏省當局者の發表したところに依れば、(註)會社の利益配當を適正ならしめ、會社

(註) 松隈秀雄氏、會社利益配當及資金融通令の概要（財政四卷五號）



の經營を堅實ならしめると共に、蓄積利益を生産擴充資金に充當せしめ、併せて物價騰貴の抑制、公債消化の増進に資するといふのであつた。素より配當制限令が制定されるに至つた動機は斯うした經濟的なものもあつたが一方道義的意義も可なり強いものがあつた。

(二) 配當制限令の内容

次に配當制限令に依る配當制限の方法及び制限の程度を述べれば大要左の如くである。

一、適用を受ける會社

本令に依り配當制限を受ける會社は、公稱資本金（出資總額、株金總額、出資總額及び株金總額の合計額または基金總額を云ふ）二十萬圓以上の會社（株式會社、合名會社、合資會社等全ての會社を含む）である。

二、配當制限の方法と程度

(1) 各會社毎に基準配當率（後述）が定められ、特別の例外を除いては、會社がその基準配當率を越ゆる配當を爲すには、主務大臣の許可を要することとし、基準率以上の増配を抑へた。主務大臣は「會社利益配當及資金融通令に基く許可又は指定に關する方針」に依つて、原則として、増配の許可を與へない方針であるから、實際問題として、基準率以上の増配は出來ないのである。

(2) 例外の一——許可なくして増配が出來る場合は次の二つの場合である。

(イ) 基準配當率が年一割を超えない會社が年一割迄増配する場合。但しその増配の率は年二回決算會社

にあつては一期年一分宛、年一回決算の會社にあつては年二分宛に限られる。

(ロ) 配當率年六分以下の會社が年六分迄増配する場合。此場合は(イ)の如き増配率の制限を受けない。尤も(イ)及び(ロ)に依る増配は自由に爲し得ると云つても、政府に於ては、その會社の將來を考慮し、眞にその實力に相應するものに限り増配を行ふやう誘導することになつてゐるから、會社の事情に依つては、この増配も爲し得ない場合がある。また政府は合併及び増資の場合、その會社の基準配當率の認定又は指定を爲すに當つて、當該認定又は指定後の最初の配當に對し自由増配の規定を適用しない條件を附することがあり、この場合には、勿論、増配は出來ない。

(3) 例外の二——基準率以上の増配を許可される場合

(イ) 保險會社の大決算の場合の如く周期的に特別配當を爲す場合

(ロ) 後配株に對する配當を普通株と同一率まで引上げる場合

(ハ) 一年のうちに於て上期と下期とで配當率に定例的に高低を附ける會社で、基準率が、たまたまその低き方の率に依り決定せられたものが、その高き方の率の配當を爲すべき事業年度に當りたる場合

(ニ) 基準配當率が當該事業年度の突發的な事情に依り臨時に減配せられたりと認められる率に依り決定せられた會社が、従前の例に鑑み、相當と認められる配當を復活する場合

(ホ) 従來相當高率の配當を爲してゐた會社より、その事業の一部を分割して新會社と爲したるもので、



これを新設會社の原則に依り取扱ふことを不適當なりと認めらるゝ場合

(4) 基準配當率と云ふのは次に述べる率を謂ふ。

(イ) 昭和十三年十一月三十日(總動員法第十一條發動決定當時)以前一年内に利益配當を決定した會社にあつては、右期間に最終的に決定(株主總會で決議した意味)した配當率

但し右の配當率のうち普通配當以外の記念配當、特別配當及び他名稱の有無を問はず、臨時特別のものを含む場合には、その臨時増配部分は基準配當率から除かれる。尤も臨時特別の配當でも、それが最近三事業年度繼續してゐる場合には、普通配當と認められ、基準配當率に加算される。

(ロ) 昭和十三年十一月三十日以前一年以内に利益配當を決定したくない會社(右期間、無配の會社或は新設會社)にあつては年六分を以て基準配當率とする。本令施行後の新設會社は全て之に依る。此場合にあつては、本令施行後に於ける最初の配當に付き自由増配を認められなす。

(ハ) 合併に依り設立された會社又は合併後存續する會社で昭和十三年十一月三十日以前一年以内に合併後の利益配當を決定したくないもの(合併が昭和十二年十一月三十日以前に爲されたものを除く)にあつては、會社の申請に依り主務大臣が合併前の各會社の利益配當の實情に基き認定した配當率を以て基準率とする。此場合は、原則として、合併前の各會社の基準配當率を各會社の拂込資本金に應じ加重平均したる率を以て合併後會社の基準配當率とする。

(ニ) 資本金二十萬圓未満の會社(資本金二十萬圓以上の會社で本令施行後減資に依り資本金二十萬圓未満となつたものを含む)で、本令施行後の増資に依り資本金二十萬圓以上となつたものに付ては、會社の申請に依り主務大臣が従前の利益配當の實情に基き認定した率を以て基準配當率とする。右認定は、その會社に利益配當令の基準配當率に關する規定を假に適用して得らるゝ率を標準として適當に行ふことになつてゐる。

(ホ) 優先株その他利益配當に差別ある數種の株式を發行する會社については、株式の種類毎に上記に基き基準配當率を定める。

(ヘ) 年一割以下の配當の會社が、自由増配を行ふか或は或る會社が許可を受けて基準配當率を越ゆる率に依り配當を爲した場合には、其の増配後の配當率が年一割以下なる限り、それが爾後の基準配當率となる。配當年一割以上の會社が増配を許可された場合、または基準率一割以下の會社が増配の結果、年一割を越ゆる場合には、基準率に変更はないのである。更にまた主務大臣の許可が、増配部分の内、一部又は全部を基準配當率に加へない旨の條件付である場合には、その増配部分は基準率に加算されないこと勿論であり、斯る場合には基準率は変更されない。

(ト) 基準配當率以下の率に依り配當を行つた時でも、その會社の基準配當率は変更されない。従つて爾後の事業年度に於て、基準配當率までの増配を爲すことは、許可を要せず、自由に出来る。



(チ) 資本金二十萬圓以上で基準配當率が年一割以上である會社が、倍額を越ゆる増資をする場合には、主務大臣は必要と認めれば、増資後の基準配當率を指定變更することが出来る。而してこの指定變更は増資前の損益状況を基礎とし、その會社の積立及び資産償却の状況並に増資後の収益力等を斟酌して適當に爲される。

三、以上述べた許可、認可又は指定を行ふ場合に於て、事案の重要なものには、利益配當審査委員會の決議を要する。

### (三) 配當制限の附隨條件

會社利益配當及資金融通令は上述の配當制限の他にいはゆる經理命令並に經理調査及び融資命令に關する規定を含む。之等の規定は配當制限に伴ひ易い弊害又は缺點、たとへば自由に増配が出来ないために、經費を濫費したり、また配當率維持に偏するあまり、資産償却や積立を等閑に附するといふやうな弊害を防ぎ、または配當を抑へられるために、必要な資本が必要な事業に集まらないといふやうな缺點を補ひ、配當制限の合理的運用と效果の遺憾なき發揮を期するために備へたものである。即ち

先づ經理命令は、會社の經理が國家總動員法第十一條の精神に照し遺憾の點がありと認められたときは、主務大臣は會社の基礎を鞏固にする爲め、經費の支出を適正にし、配當の制限によつて省かれた餘裕金を積立、償却に充當するやう勧告を發し得る事にし、更に進んでは積立金の増額償却の増進を命令し得るといふのである。従つて

本規定は、積立金及び償却を増額せしむる事を通じ、間接的に配當を抑制せしむる作用を兼ねてゐるわけである。

次に經理命令に基く勧告または命令權を適當に行使し、會社の適正經理を導く爲めには、會社經理の調査が必要である。經理調査は、斯る必要から規定されたもので、會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其他經理に關し國家總動員法第三十一條の規定に依り報告を徴し、または當該官吏をして必要な場所に臨檢し、業務状況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得るやう積極的權限をも附與したものである。

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ家ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

大藏省は昭和十四年八月に此の經理調査の發動方針を決し爾來、資本金一千萬圓以上の事業會社から(一)取引の状況(二)利益處分の状況(三)資産償却の状況(四)經費支出の状況等につき報告を徴收し、之に基き一部の會社に對しては經理勧告を發せられたと傳へられる。

次に資産融通命令は大藏大臣が生産力擴充資金其他時局に緊要なる産業資金の供給を圓滑ならしめる爲め必要ありと認めるときは、日本興業銀行に對し資金の融通または有價證券の應募引受若は買入等を命じ得る權限を與へたものである。この規定は配當制限と直接の關係はないのであるが、配當制限の爲め、生産力の擴充を必要とする事業又は會社に充分の資金が集まらぬといふやうな現象の起る心配もあるので、これに對し、配當率の如何に拘らず、必要な資金が必要な處に流れる道をつけたものである。従つて本規定も配當制限の遺憾なき運営



のために必要な規定である。

(四) 配當制限令實施の狀況

配當制限の實施問題は、前述の通り、當初においては、財界に相當大きな不安感を與へたけれども、昭和十四年四月十日實施以降、會社經理統制令に代はる迄の一年有半に亘る實施狀況を見ると、別段大した摩擦もなく大體圓滑に運営された。本令の實施當時これによつて直接減配影響を受けたものは臨時特配部分を持つた會社であつたが大藏省發表に依れば、(註一)本令實施より七月二十七日までの約三ヶ月半において、臨時増配部分の認定申請のあつた件数は二百二件で割合少かつた。而も此の内、臨時増配部分として減配を餘儀なくされたものは、半數に満たなかつた模様であつた。然し増配抑制の消極的效果は尠くなかつたと見て良く、高配自肅の精神的影響に至つては甚だ大なるものが窺はれ、高配會社のうちには自發的に減配を行ふものも現はれるに至つた。

日本興業銀行調査に依れば、(註二)本令實施後、昭和十四年下期に於ける事業會社(一、五六〇社)の配當狀況及び社内保留狀況は次の如くであり

	利益率(對拂込株金)	配當率	社内保留率
十三年下期	一三・三%	八・〇三%	三五%

(註一) 中外商業一四、七、二八

(註二) 日本興業銀行調査、本邦主要事業會社成績

十四年上期	一三・七	八・一二	三五
十四年下期	一四・三	八・二五	三七

十四年下期に於ては、利益率の上昇の割合に配當率の上昇が少かつたことについて、不急産業に於ける拂込増徴及増資抑制に伴ふ配當金額の自然的制限とともに、利益配當制限令の効果であると説明されてゐる。

尙ほ大藏當局は、實施の進行と共に、後には、本令で認められた自由増配に就ても、極力抑制の方針を採るとともに、利益配當審査委員會に於ても、高率配當會社の増資、拂込徴收、社債募集等の場合には、配當引下げを條件として許可するやう、臨時資金調整委員會に對して提議が行はれ、十四年八月以降には、斯る方針が實行に移されたのである。(註)

第二節 配當統制の前進と會社經理統制令

(一) 企業經營の新理念と配當統制の強化

會社利益配當及資金融通令は昭和十四年四月十日實施後約一年半にして廢止となり、之に代つて會社經理統制令が登場し、配當制限は、昭和十五年十月二十日から、新たな構想の下に強化された。

會社經理統制令は從來の利益配當制限令と會社職員給與臨時措置令とを改廢統合し、これに資金運用、經理檢

(註) 中外商業新報 一四、一二、九



査等の規定を加へたものであつて、配當制限に關する規定は、矢張り、國家總動員法第十一條に基くものであることは云ふ迄もない。

本令はその第二條において、「會社は國家目的達成の爲國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とし、その經營に關し左の各號に掲ぐる事項を旨とすべし」と規定し會社經營の新理念を高調した劃期的統制法規で

- 一、資金は之を最も有益に活用し苟も人的及び物的資源の濫用に陥るが如きことは嚴に之を避くること
- 二、經費の支出及び資産の償却を適正ならしむること
- 三、役員社員其他従業者の給與及び其の支給方法を適正ならしめること
- 四、利益の分配を適正ならしめ自己資金の蓄積に努めること

「會社は從來は専ら一つの營利の手段として考へられてつたのであるが、高度國防國家の建設が最大の要請事となつてゐる今日に於ては、單なる營利の手段として考へることは出來ないのである。國家目的達成のために國民經濟に課せられた責任を分擔して、これを果してゆくための手段として考へなければならぬ。即ち會社經營の理念を、營利至上主義から脱却して、國家の必要とする生産を充足することに奉仕する、このことを主眼として經營しなければならぬ、といふ基本の理念を茲に表したのである」(註)本令は實に斯る新理念の下

(註) 内閣情報部編通報叢書、會社經理統制令解説四頁

に制定せられたもので、内容は(一)會社利益配當の抑制及び積立金(二)役員及び社員の給與制限(三)經費及び資金の統制(四)會社經理の報告並に強制検査に分類される。而してこのうち利益配當及び積立金に關する規定(第二章)が從來の會社利益配當制限規定に代替つたものである。

(一) 配當制限令との相異點

配當制限令に依る配當制限は、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に最終的に決定した配當率を基準配當率となし、これを既得權として認むるものであり、配當制限といつても、各會社の各個に持つてゐる實力を正當に評價するといふことがなく、合理性に缺けた。この限り、眞の公平を期し難く既に高率配當を行つてゐる會社は殆ど何等の拘束力なく、單に既設會社に於ける現在以上の増配及び新設會社の初度配當を制限するに過ぎなかつたのである。

然るに其後、物價委員會の利潤専門委員會に於ける利潤統制に關する理論的研究が進展し、且つ軍部の熱意に依つて利潤そのもの統制が合理化の機運に向ひ飛躍的進展を示すに至つた爲めに、前述のやうな應急的、彌縫的性格を持ち理論的缺陷を含んだ配當制限は、一轉、一大修正を必要とする事態となつた。而して國防國家經濟建設の緊急化と國際情勢に處すべき國內新體制運動の擡頭が、新理念の下に、右修正氣運に拍車したのである。次に配當制限令による配當制限と會社經理統制令による配當制限との主なる相異點を掲ぐれば、左の如くである。



- (一) 基準配當率 會社利益配當制限令によれば、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に最終的に決定した配當率とされ、減配後も依然、それを基準配當率として既得權を認められたのに對し、經理統制令では、これを直前事業年度年の配當率とした。従つて減配すれば減配後の配當率が基準配當率となる。
- (二) 配當の法定最高限度の創設 配當制限令が過去の一定時を捉へ、單に之を以て最高限度としたのに對し會社經理統制令では、新たに自己資本なる觀念を採用し、自己資本に對し年八分に相當する配當を以て各社配當の絶對的最大限度(法定最高限度)となした。従つて従來は、既得權として認められた配當率でも、會社經理統制令では、それが自己資本に對し年八分以内に止まらぬ限り、自己資本の八分なる法定限度まで減配せねばならぬ。
- (三) 新設會社の初度配當 新舊制限方法とも、年六分まで自由とする點は同じである。然し新制限方法においては之を以て必しも絶對的限度とせず、自己資本に對し年五分までの配當率ならば、六分以上の配當を行つても差支へなく。
- (四) 配當率の指定 會社經理統制令では、經營の實情に照し必要なりと認められた場合には、將來の配當率につき適當なる率を指定し得ることになつた。配當制限令に於ては倍額を越ゆる増資の場合に限られてゐる。
- (五) 自由増配の限度 年一割に到るまでは、一年一分宛の増配を自由とすることは、新舊制限方法とも同様であるが、會社經理統制令では、この自由増配も、自己資本に對し年八分以内に止まる場合に限られる。

従つて配當制限令では、年一割以下ならば、どんな會社でも一割までの増配が出来たが、會社經理統制令では必しもさうではなく、現在の配當が一割以下の場合でも、自己資本の年八分までしか増配は出来ない。即ち自己資本の年八分が拂込株金に對し一割乃至それ以上ならば、一割までの自由増配が出来るけれども、然らざる場合(積立金が拂込株金の二割五分未滿の會社)には、一割までの自由増配は、實際問題として爲し得ないのである。

以上を要するに、新制限方法は従來の方法が劃一的實績主義で、その性格が應急的な抑制方法であつたのを改め、新たに自己資本を基準として各會社毎に適正なるべき配當の最高限度を設定し、合理性を附與せしむるに至つたもので、配當制限は茲に至つて質的に方法的に一大發展強化を見たのである。會社經理統制令の詳細なる内容に就ては、第四篇、我國現行の利潤統制を参照せられたい。

尙ほ經理命令及び經理調査も亦、會社經理統制令に依り改正強化された。すなはち、配當統制令は第七條及び第八條において、償却、積立金等に關する命令並に調査報告の命令を規定してゐるだけで、その運用に就ては何等具體的指導方針を明記してゐなかつたのを改正し、更に會社の經理内容に積極的に干渉して全面的に指導監督を爲し得るやうにした。而して、經理調査は従來、資本金一千萬圓以上の大規模會社に限り行つて來たのを、會社經理統制令では、資本金二十萬圓以上の會社全部について、この調査を行ふことになつたのである。

(三) 新配當制限實施の狀況



會社經理統制令による配當制限方法は、各會社毎にその資本的實力に従つて法定の最高限度を設定し、この法定最高限度を越ゆる場合は、限度まで引下げねばならぬことになつたのであるから、舊の統制方法と比較すると遙かに影響する處が大きかつた。

總動員法審議會における、この勅令案審議の際行はれた河田藏相の説明に依れば、現在の配當率が自己資本に對し年八分以上に相當し、著しく配當率を引下げられる會社は、適用會社總數（一二、〇〇〇）の二乃至三パーセント位であるといふことであつた。然し本統制方法實施當時における代表的産業會社二百二十三社について、影響を調べたものを見ると、（註）その中の八十七社すなはち總數の三割九分は減配を必要とされ、その平均減配率は一分二厘弱に當る。更に二分以上の大幅減配を必要とするものも十八社に上ると云はれる。これによつても新配當制限方法の影響が、かなり大きかつたことが容易に想像される。

新しい配當制限方法は、また會社經理の他の方面にも興味ある影響を及ぼした。それは新方法が、適正配當の基礎を自己資本に求めたので、事業會社のうちには、之に對應するために、從來隠れた償却によつて内部に保留し、或は未決算勘定、假受金等の中に潜めておいた積立金の性質の含みを表面化するものが尠からず現はれたことであつた。

日本興行銀行調査に依る昭和十五年下期（前年九月以降十五年二月に至る半年間）の本邦主要事業會社（九八

（註） 奥野平氏（讀賣一五、一〇、二八）

六社）の業績を見ると、當期における産業會社の綜合利益率は一二・八七パーセントで前期の一二・五七パーセントに比し僅かながら高まつてゐるが、興銀の説明するところでは、この利益率の向上は、内部保留を當期利益金に計上し、以て次期における積立金を増加せんと計つた事に基くものと思はれる筋があるとされた。更に同調査による綜合配當率は七・四一パーセントであつて、前記利益率の向上とは逆に前期に比し〇・三一パーセントの低下を示すに至つたが、興銀の説明は、之を以て、會社經理統制令に基く配當制限に影響され減配會社が續出した事に依るものとされた。而して經理令による高率配當の引下げ及び自發的引下げの結果、當期において減配せる會社の數は實に二〇九社に及び、採録會社總數の二割三分に達したとのことである。（註）

### 第三節 物價政策の發展と利潤統制

#### （一） 物價對策の強化と利潤統制の擡頭

昭和十四年四月より前述の如く、利潤分配につき統制を開始した我國は、配當制限實施後僅かに二旬にして、今度は利潤の本源に遡る統制案を迎へることになつた。中央物價委員會の作成にかゝる物價統制の大綱がそれである。

（註） 日本興業銀行調査 本邦主要事業會社業績



云ふまでもなく、一國の一定時における物資の生産力供給力には一定の限度があるのに對して、戦時には軍需品需要の急速にして異常な膨脹が起り、限りなき消耗が續けられるから、物資需給の均衡が破られ、更に軍需豫算の放出に伴ふ購買力の急増が、少き物資と對立して、金と物との釣合が破られる結果、物價は騰貴せざるを得ないのである。即ち戦時下においては若し自然の経過に委ねておいたならば、物價は暴騰を續ける必然的運命を擔ふものである。併し物價が一度その安定を失ひ、昂騰の勢を激成するにおいては、戦時經濟を根底から混亂に導き、軍事豫算の圓滑なる遂行を不可能にしました社會不安を來す危険があるから、これは如何にもして未然に防止されねばならないことは第一次歐洲大戰の各國に示す所であつた。されば、我國においても、事變發生以來、低物價政策は、生産力擴充及び公債消化と相並び、戦時經濟運営の基本政策とされ、物價抑制のためには、次々に各種の對策が講ぜられて來た。

事變後、物價對策の第一着手として取られたものは既述の如く暴利取締令の改正強化（昭和十二年八月三日）であつた。すなはち、買占め、賣惜め又は暴利販賣を取締り、市價の急激な激動防止に努めたわけであるが、然し此の暴利取締令は、單に投機的な暴利行爲を取締りの對象とするに止まるから、自然的情勢に基く物價高は如何ともし難いわけであり物價抑制の効果はこれのみでは少かつた。

そこで物價高の傾向が漸く高まるとともに、政府は、十二年十月頃から、當業者間における自治的協定の建前の下に、直接的價格統制策として最高價格制を實施せしめ、棉花及綿糸の最高標準價格設定を手初めとして、スフ、混紡糸、スフ、ジーンズ、縞三綾、晒木綿、生ゴム、水銀等の重要商品に就き次々に之を及ぼし、個々の商品別に價格の抑制を行つたのである。而して、斯様な措置により、十二年中は物價の騰勢も、或程度抑へることが出來、先づ事なきを得た。

然るに、この物價も、十三年春から俄然、相當急激な騰勢を露呈するやうになり、物價對策も民間當業者の自治協定にのみ委ねておけなくなつて來た。そこで、政府は十三年四月に、物價對策の中樞機關として中央並に地方物價委員會を設置し、物價に關する重要事項を調査審議せしめ、且つ中央物價委員會をして物品の最高標準價格を定めしめ、續いて十三年七月には「輸出入品等臨時措置に關する法律」に基いて、「物品販賣價格取締規則」を公布施行し、前記の最高標準價格に法的強制力を賦與した。いはゆる公定價格制度の實施であつて、物價對策も茲において、一時期を劃するに至つた。尙ほ、これとともに他面に於ては重要物資の消費規正が愈々強化され、また配給方面においても、いはゆる切符制度の登場を見ることになつたのである。

併し、この公定價格制は、輸入品については輸入價格、輸出品については海外市場價格、生活必需品其の他國內生産一般商品については現在以上に價格を騰貴せしめざることを前提とし、(註)物價騰貴抑制の目標を漠然と事變前物價への復歸に置いたものであつて、その方法も原價計算によると云ふよりも思惑抑制に重點が置かれて居た。

(註) 金融研究會、金融資料第九卷四一頁



ところがその後半歳にして、物價事情は更に變化し、價格騰貴の著しい商品のみについて選擇的に公定價格を設けて行くといふやり方をそのまま續行することを許さなくなつて來た。すなはち、製品の價格を決定しても、原料價格の決まつてゐないもの或は地方毎に價格の異なるものが續出して來て、漸次闇取引の擡頭を見るに至つたのみでなく、他面事變の見透しにおいても長期戦化の傾向が顯著になり、この方面からも物價政策の轉換が要請さるゝに至つた。そこで、これが對策の一端として、十四年二月に先づ物價統制の中樞機關たる中央物價委員會が改組強化され、續いて改組後の中央物價委員會の手により、今後採るべき物價政策の基本綱領として「物價統制の大綱」が確立され、更に之が具體的方針指示を目的とする「物價統制實施要綱」が決定發表を見るに至つた。(註)而して物價對策の一題目として利潤問題が取上げられたのである。

(二) 利潤の根源的統制案の作成

「物價統制の大綱」は昭和十四年四月二十七日、中央物價委員會(本委員會は昭和十五年四月、物價對策審議會及び價格形成中央委員會の創設に伴ひ、發展的解消を遂げた)が政府に答申し、五月五日の閣議において政府の基本的物價對策として正式に採擇されたものである。而して之に續いて同年八月三十日に「物價統制實施要綱」が發表された。前者は文字通り物價統制の大綱を示したものであり、後者はこの大綱を實施する上に必要な基本方針を規定したものである。而して大綱及び實施要綱に盛られた物價對策の特色は、從來の諸對策が、單に

(註) 朝日經濟年史、昭和十五年版、二〇七頁

騰貴の著しい商品の價格を抑壓するといふ應急的、部分的、非科學的方法であつたのに對して、斯る彌縫的手段を廢して新たに科學的な恒久性を持つた総合的物價對策の樹立を狙つたところにある。即ち、「物價統制の大綱」は物價基準を國際物價水準に求め、此目標の下に原價計算による戦時適正價格の形成と物資の需給調整とを以て物價統制の根幹となした。而して茲に適正價格といふのは、適正なる原價と適正なる利潤を求め、これに基いて戦時適正物價水準に照應する價格を決する建前である。斯くて利潤は價格構成の要素として考慮され、低物價政策確保の角度から、その發生について統制が要請されたのである。

(三) 價格要素としての適正利潤の提唱

「物價統制の大綱」は、我國物價政策上重要な地位を占むるのみならず、物價政策の一翼として利潤問題を提起し、しかも之に理論的な指針を與へ、陸軍の利潤統制にも示唆する所少くない。従つて我國の利潤統制史上閑却を許さざるものあるにつき、稍や詳細に之を紹介して置かう。

前述の「物價統制の大綱」の内容は(一)物價政策の目標(二)價格の公定(三)需要供給の調整(四)生産費構成要素の調整(五)物價統制の勵行其他の五項目に分れてゐる。いま、その大要を述べれば次の如くである。

(一) 物價政策の目標においては、政府は事變發生以來、物價騰貴抑制の爲め夙に應急的の措置を講じ、夫々効果を擧げて來たが、今後の事態に備ふる爲めには、單に物價現象のみならず、根本的に財政經濟の全分野



に亘り総合的對策を確立せざるべからざるの時期に到達せるものとなし、物價政策における從來の目標が漠然と事變前物價への復歸におかれたのに對し、今後の目標を輸出の増進を可能ならしむべき國際物價水準に求め、之に照應すべく積極的に價格の形成を以て右物價基準の確保を期するといふのがその要點である。而して斯る物價水準の達成によつて輸出を増進し、輸出代金を以て必要品を輸入し、生産の擴充、軍需の供給に支障なからしむるとともに國民生活の安定を圖り、戰時經濟の運営を完からしむるといふのである。

(一) 價格の公定においては、(一)の如き物價目標の達成の爲めには價格公定制度を以て現下の物價統制施設の根幹を爲すべきものとし、物價相互の牽連性に鑑み、能ふ限り普遍的に公定價格を形成すること、而して其の公定價格は戰時下において適正とする規準及び方法に依り算出したる「戰時適正價格」たるべきものとなし「戰時適正價格」の決定の方法は、原則として原價計算に依るべきを掲げ、而もその原價計算は原材料、賃金、運賃等の他、利潤に付ても之を行ひ、結局、適正原價プラス適正利潤を以て適正價格を形成すべきを述べ、その基準を「中庸生産費主義」に求めてゐる。尙ほ記述は更に價格公定の範圍に及んでゐる。

(二) 需要供給の調整においては、物價騰貴の根本原因は物資需給の跛行状態に存するを以て、物價對策は需給の調整に重點を置くべきものとなし、供給、需要、配給の各部門別に調整方法を述べてゐる。

右のうち需要については、現下の情勢においては、供給の増大には自ら限度あるを以て、需給調整の主眼點は之を需要の方面に置くの必要あるべきを指摘し、先づ戰時下最大の需要源たる政府豫算の實施を取擧げ、

その時間的地理的調整に注意すべきことを述べ、次に一般民需の調整に及び(イ)國民貯蓄の増加(ロ)増税(ハ)保險其他の制度の擴充(ニ)一般的増俸の抑制等による購買力の吸收、消費の合理化と節約、特定物資の消費規正等を列擧してゐる。

次に供給の調整については、生産の増大、輸入力の増進、代用品の獎勵、廢品又は不用品の利用等とともに他面、不急不要品の生産制限又は禁止によつて生産力の集中を圖るべきものとなし、更に生産増加策としての價格引上げは原則として之を避け、必要の場合の對策としてプール平準價格制度或は補助金制度等を採用すべきものとしてゐる。

最後に以上による需給調整策の外に、配給調整策として配給機構の合理化、在庫品の動員利用、思惑、買溜取締の徹底、思惑金融の抑止等を述べてゐる。

(四) 生産費構成要素の調整においては、生産費の構成要素を爲すものとして、原料資材、賃金、運賃、利潤、家賃、地代等を特に重要費目として掲げ、戰時適正價格の形成には、原料資材の外、以上の構成要素に對しても、根本的對策を講ずべきものとし、之等の生産費構成要素につき各個別に採るべき調整の方法手段を列擧してゐる。而してその要點は、各個につき戰時適正標準率を制定せしむるといふにあり、利潤については價格形成の要素としてその適正低下を期すべきを提唱し、生産配給利潤等各種業態間に付て適正を圖るのみならず更に物價賃金の標準に照應せしむべきものとされてゐる。



(五) 物價統制の勵行においては、政府において實踐を以て國民に範を垂れ、物價統制の絶對的必要性並に其の國民經濟及び私生活に及ぼす效果、影響及び統制の趣旨内容等を國民各層に徹底理解せしむるとともに、統制諸對策の實踐を圓滿にし且つ其の現狀を明かにする爲め、物價統制視察制度を設け、また場合により適當なる制裁制度をも設定する必要ありとなし、更に圓ブロック諸國間の連絡、物價統制機構の整備及び物價政策實施により蒙つた影響に對する救濟方法等の善後措置にまで觸れてゐる。

物價統制の大綱の内容は、大略上述の通りで、それは凡そ戰時下に於ける物價統制に必要と思はれる全ての基本的事項を網羅してゐるが、そのうちで中樞的内容をなすものは、實に物價の公定、即ち、大綱に謂ふところの「戰時適正價格」の形成である。

尙ほ物價統制實施要綱は物價統制の大綱の實施上具體案を必要とするものに付き其の用途を示したもので、大綱に於けると同一の順序排列を以て書かれてゐる。その適正價格の形成、原價計算及び利潤統制に關する規定内容については次節以下に於て順を追ふて述べることにする。

(四) 適正價格の要件

次に此の戰時適正價格の形成に付て大綱並に實施要綱の云ふところを見よう。

前にも概略を記した通り、物價統制大綱は「一定の物價基準の下に價格を公定することは、現下の物價統制施設の根幹を爲すもの」として、「物價相互の牽連性に鑑み、能ふ限り普遍的に公定價格を形成する」ことを要請す

ると共に、「其の公定價格は、戰時下に於て適正とする基準及び方法に依り算出されたる戰時適正價格たる」べきものとされる。

右に付て、公定價格制度は、之より曩き昭和十三年七月頃から、低物價政策遂行の爲めの最有力な武器として活用されて來たもので、別段新しい制度ではないが、然し、これまでの價格公定は、大體、事變前物價を目標としてこれに大よそのコストを考慮する程度を以て、只漠然と市價引下げを圖つたものであつた。之に對して、大綱は、只漠然と價格公定を行ふのでなくて、公定價格を以て、戰時下に適正とする基準及び方法に依り算出されたる戰時適正價格たるべきものとしたのである。

然らば、戰時適正價格とは何か。之に付ては、直接の説明はないが、大綱は物價統制の基準を「國際物價水準」に置き、具體的には「輸入品に付ては輸入價格」を、「輸出品の原材料等に付ては、當該輸出品の海外市場價格」を、「其他（國內需要の）一般商品に付ては、輸出品の原材料等の價格と權衡」する價格を以て價格形成の目標とし、以て「現在の爲替相場を堅持しつゝ輸出を増進し、生産の擴充、軍需の供給に支障なからしむると共に、國民生活の安定を圖り、戰時經濟の運營を完からしむる」ことを目的として居るのであるから、戰時適正價格の意味も亦、以上の價格基準並に目的に照應するところの價格であることが明かである。大綱の戰時適正價格の形成と云ふのは、斯る内容を持つ理想價格を人爲的に進んで形成しようと云ふ全く劃期的な理念である。

それでは、如何にして之を形成しようと云ふのか、大綱は戰時適正價格の形成方法に付て、左の如く記してゐる。



る。(大綱第二の三)

- (1) 戦時適正価格の決定に付ては、原價計算に依るを原則とすること。
- (2) 而して各物價の公定に付ては、原材料、賃銀、運賃、利潤等價格構成の各要素毎に戦時下に於て適正とすべき原價計算を行ひ所期の物價基準に照應せしむること。
- (3) 此の場合に於て機械的原價計算主義に依るときは、或は物價を高位に齎すの傾向あるべきを以て、同時に之に達觀的檢討を加へ且物價相互間の均衡を考慮し戦時物價基準の維持に努むること。
- (4) 價格の公定は原則として、生産者乃至輸入者より最終消費者に至る迄の各段階に於ける價格に付之を行ふこと。
- (5) 公定價格は最高價格とすること。

即ち、戦時適正價格の形成方法は、原則として、原價計算に依るのである。然し、大綱の云ふ原價計算は單なるコストの計算ではなく、一種の基準原價であり更らにその意味は極めて廣く、上記の通り利潤をも、その對象に含む點に注目せられねばならない。

利潤に付き戦時下に於て適正とすべき原價計算を行ふと云ふことは、利潤を商品原價の附加分と解し標準利潤の構成要素を分析究明して之を適正ならしめやうとするものに他ならない。従つて大綱に依れば、戦時適正價格の形成方法は原價統制と利潤統制即ち適正標準原價プラス適正標準利潤に依るべきものとされたのである。

尙ほ大綱は、「原價計算を行ひ、所期の物價基準に照應せしむる」と云ひ「機械的原價計算主義」を排して居る點を看過してはならぬ。適正價格形成に關する大綱の規定は大體以上の如きものであつて、原價計算及び利潤統制の實施上基本とすべき各種の事項は、實施要綱に記載されてゐる。之等に就ては項を改めて述べるが、その前に一應、知つて置かねばならぬことは、大綱は、(一) 全ての商品に公定價格を設定しようとするものではないと云ふこと、(二) 公定價格を設定するものでも、商品固有の性質に應じ夫々適切とする統制方式に依るべきものとしてゐること、(三) 適正原價プラス適正利潤に依る統制方法は、その内の一般的原則的な標準として示されたものであること、(四) 非公定價格品の利潤統制は課税、賦課金及び生産の制限又は禁止の方法に依るとしてゐることである。次に是等に就て大綱又は實施要綱が定むる要點を掲げて置こう。

一、價格を公定すべき品目の範圍(實施要綱)

(一) 價格公定の對象となるべき品目は原則として軍需資材、輸出資材、生産擴充資材及國民生活必需品中より選定し之を左の四種とすること。

第一種 原價計算に基き價格を公定するもの

第二種 特別の法令に依り價格を統制するもの

特別の法令に依り價格を統制するものは夫々當該法令に基き價格を決定するも、物價統制の大綱及實施要綱の趣旨に従ひ之を行ふべきこと。



第三種

政府の購入する兵器等價格公定以外の方策を適當とするもの  
政府の購入する兵器等に付ては其の價格を決定するに當り物價統制大綱及實施要綱の趣旨に従ひ之を行ふべきこと。

第四種

技術上價格公定を困難とし特殊の價格統制を適當とするもの

野菜、鮮魚等の如く技術上原價計算に基く價格公定を困難とする品目にして戰時國民經濟の運営上特に必要なものに付ては、標準價格を示す等特殊の方法に依り價格を統制すること。

二、公定價格品と非公定價格品の調和

(一) 非公定價格品に屬する品目は戰時國民經濟の運営上不急不要と認めらるゝもの即ち美術品、鑑賞品、高級趣味品、特殊嗜好品、其の他の高級品、贅澤品等を主なるものとする。 (實施要綱)

公定價格の決定を見ざる品目に付之を其の儘に放置するに於ては、一般的に物資不足の今日必然に當該商品及其の原材料等の價格は暴騰し、當業者に不當の利得を與へ、延ては公定價格品の價格の維持を困難ならしむる場合多かるべし、斯くの如き場合に於ては左の如き對策を講ずること。

(1) 非公定價格品の生産に付原材料等の使用を制限又は禁止す。

(2) 過大利得に付(課税)賦課金の方法に依り適當に之を調整す。(大綱)

尙ほ序でながら、國際物價水準として、適正價格を形成しようといふ大綱の物價統制目標は、第二次歐洲戰爭

の勃發と之に伴ふ内外情勢の激變の爲め、放棄せざるを得なくなつた。然し原價計算を基礎とし、之に適正利潤を附加して適正價格を定める行き方は、物價統制大綱以來我が國物價政策の基礎を爲すもので、昭和十五年十二月七日閣議決定の「經濟新體制確立要綱」に於ても、「主要物資の價格を公定するに至りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す」(第二章企業體制の五の(イ)とあり、大綱の方針が其の儘踏襲せられてゐるのである。

(五) 適正價格と原價計算

物價統制大綱は、前述の通り、戰時適正價格即ち公定價格の決定に付ては原則として原價計算に依るとしてゐる。ところが大綱に定められてゐる價格公定の用途は、たとへば軍部の調辨價格決定の如く、所謂個別價格の設定にあるのではなくて、一定の商品全部に共通する單一な統一的最高價格を決定するのが目的であるから、公定價格の決定は原價計算に依るとしても、如何なる原價を基準とするかゞ問題になるわけである。之は同一種類の商品でも、生産者毎に其の設備に優劣あり、また技術的、商業的合理化の程度經營の規模、操業度、資本關係を異にし、之に伴つて原價も異らざるを得ないからである。具體的に云ふと、例へば、この中の最低原價を基準とするのか、最高原價を採るのか、乃至中庸の原價かの問題であるが、大綱は、中庸費生産主義を以て原則と爲し、特別の必要ある場合に、例外として各生産者の個別原價を以て基準と爲すべきものとされる。例外として個別原價に依る場合といふのは、プール平準價格制を採用の場合である。

尙ほ、大綱に所謂中庸生産費とは、「所要の生産數量の確保に著しき支障を生ぜざる限り高能率の場合の生産



費」を云ふもので、具體的に何を中庸生産費とするかは生産數量の確保と云ふ點を基準とするのであり、それは必しも經營規模に關する問題ではなく、また、言葉本來の意味の中庸の生産費を意味するものでもない。而して主査委員として本大綱の作成に當たられた高橋龜吉氏に依れば(註)中庸生産費とは當該商品の七乃至八割を生産するものの生産費を指すものとされる。従つて具體的問題として、その生産費の大きさを考へるならば、高能率に近くなる場合は少く、寧ろ低能率の生産費の方に近くなるものと思はれる。然し、何れにせよ、價格形成に於て、中庸生産費を基準とする結果は、これより生産費の低いものをして其の程度に應じて差別利潤を獲得せしめるが、他面において生産費がこれより高いものをして損失經營とならしめ、その生産維持を不可能に陥らしめるであらう。實施要綱は、斯る結果、所要數量の供給に支障を來す惧ある場合には、之を防止する爲め、適當なる對策を講ずるものとするが、鑛山業等の如く「原價に相當差違あり且つ其の高生産費の生産力まで活用する必要ある場合」には、プール平準價格制を採用する方針である。

即ち、大綱及び實施要綱が原價計算の基準に付て記述するところは次の如くである。

原價計算に當りては、中庸生産費主義を以て原則とするも、特殊の場合に於ては適當なる調整を加ふること。

(大綱第二〇三(2))

價格公定の基準となる中庸生産費は所要の數量の確保に著しき支障を生ぜざる限り高能率の場合の生産費にす

(註) 高橋龜吉氏、戰時計畫經濟の發展と物價統制二五三頁

ること。右の中庸生産費の決定に當りては、將來に於ける經營の合理化、技術の進歩等を考慮すると共に戰時適正物價基準を實現するに必要な遠觀的措施を爲すこと。

尙ほ中庸生産費を基準としたる爲所要數量の供給に支障を來す惧ある場合には、之を防止する爲本要綱第三の一の「生産増大等に關する供給の調整」に掲げる諸方策に準じ適當なる對策を講ずるの外、已むを得ざる場合には政府に於て補助金の交付等の方法を考究すること。(實施要綱第二の四)

「プール」平準價格制に依る各生産業者よりの買入價格は生産者の原價に一定の戰時適正利潤を加へたるものを原則とすること。(實施要綱第三の一) (原價に適正利潤を加へると云ふ表現を使つてゐるのは、大綱及び實施要綱を通じこの一ヶ所だけである)

然らば原價計算の方式如何と云ふに、之に付ては實施要綱にも具體的規定はなく、別に業種業態別に定むることとなつてゐる。併し既述の通り大綱に基く公定價格は個々の經營に對する個別價格ではないから、原價計算も各個の經營の原價を計算するのではなく、夫々の業種につき或る標準的な標準企業を選んで標準的原價計算をするわけであり、中庸型の事業につき抽象的に決めるのである。

實施要綱には、原價計算方式を定むるに付き考慮すべきものとして、經費、減價償却及戰時特殊危險の取扱方が規定されてゐる。即ち次の如くである。

一、價格公定の基準となる原價計算方式は別に之を定むることとし、此の場合左の諸點を考慮すること。



- (イ) 業種態別に原價方式を定むること。
- (ロ) 原價計算方式に於ては價格構成要素の種類及其の内容を明にすること。
- 一、前記原價計算に於ける經費の取扱方に付ては左の諸點を考慮すること。
- (イ) 原材料、製品、仕入品等の原價は計算當時の價格を以て基準とすること。
- (ロ) 税金は事業利益の如何に拘らず課税せらるる性質のものは之を經費と認むるも利益に對する課税に屬するものは之を利益の處分と見做し經費と認めざること。
- (ハ) 賞與、手当等は事業利益の如何に拘らず一定額を恒例的に支出するもの（實質上給料的性質を有するもの）は之を經費と認め、然らざるもの及重役賞與は之を利益の處分と見做すこと。
- (ニ) 寄附金は原則として之を經費と認めざること。
- (ホ) 掛賣に基く貸倒れ危険は原則として之を認めざること。
- (ヘ) 仕入は原則として現金仕入のものと見做すこと。
- (ト) 支拂金利は計算當時の社債金利及貸出金利を標準とすること。
- 一、減價償却及戰時特殊の危険に付ては左の如く之を取扱ふこと。
- (イ) 減價償却に付ては物理的耐久年限の外技術、科學等の進歩發達其の他の經濟的事情を十分考慮し適正なる償却率を算定すること。

(ロ) 戰時特殊の危険は之を其の儘經費と認め物價高に依り補填せしむることは物價政策上好ましからざる影響を齎すが故に極力之を避け適正なる補正對策を講ずること。

尙ほ大綱は「物價統制諸對策の實施を圓滿にし且つ其の實狀を明かにする爲、物價統制視察制度を設け、民間諸團體をして之に協力せしむると共に、進んで民意を聴取し統制方策の進歩改善を圖るに適當なる常設機關を置くの要あり」としてゐるが、實地要綱に於ては、之に従ひ、「原價計算の算定には遺憾なきを期する爲常設の原價計算を掌る機關を整備すること。」とある。

(六) 利潤統制と原價計算の關聯

以上、大綱及び實施要綱が原價計算に付き述ぶるところを概説したが、原價計算即ち原價統制は利潤統制と全く表裏一體にして、不可分の關係を有し、價格政策上より觀ると、原價統制は利潤統制まで進むのが必然の筋みちである。而して利潤は要するに原價と價格との差額であるから、原價統制なしには利潤統制は不可能であり原價が曖昧であつては、單に利潤統制を企てても、意味を爲さない。更に、各經營間に於ける原價の差別は、通常企業利潤の重要な内容を爲すものであるが、原價計算の基準の採り方——最低生産費に依るか、中庸生産費に依るか、最高生産費に依るか——如何は、この差別利潤を制約するものであり、此點に於て、企業利潤の制限は單にいはゆる適正利潤の規制のみに依つて爲されるものではなくて、原價計算自体にも、斯様に利潤統制の重大機能があることを知らねばならぬ。



(七) 適正利潤の意義内容

物價統制大綱は、利潤が原材料、賃金、運賃等と並び價格構成の重要要素なる點に着目し、價格の公定に付ては、之等價格構成の各要素毎に戦時下に於て適正とすべき原價計算を行ひ、所期の物價基準に照應せしむべきものと爲し(大綱第二の三)利潤獲得に統制を加ふる方針を示したること既述の通りであるが、之が實施に付ては「戦時適正價格形成上必要とする利潤對策の主眼點は、必ずしも各個の企業經營の利潤率其のものを直接制限するの趣旨に非ずして、利潤が價格に及ぼす影響を考慮して商品價格中に含まるゝ利潤の適正低下を期するに在り。」と其の統制目的を明かならしめ、實施要綱は斯る目的に基き價格算定の標準となるべき適正利潤の算定方法を規定してゐる。

然らば如何なるものを適正利潤と云ふか。適正利潤算定の順序、方法を見るに先立ち、特に此の内容に付て述べて置かう。

實施要綱に依ると、利潤の統制は、企業利潤を配當、社内留保及び納税相當額の三要素より構成するものとし之等の構成要素の値を戦時下に於て適正とする點に抑制しようとするものである。そこで大綱に所謂適正利潤と云ふのは、とりも直さず斯の配當、社内留保及び納税相當額に於ける適正數値の合計を謂ふのであるが、その適正數値は中庸生産費規模のものに付て算定されたものを云ふのである。之が公定價格決定の基準となる適正利潤である。尙ほ各要素につきその適正數値を決定する基準は、配當に於ては正常時期の株式利廻であり、社内留保

に於ては正常時期の社内留保率、税稅相當額に於ては事變前の租稅とされる。故に之に依れば適正利潤の基準は正常時期に於ける配當、社内留保及び税金の合計と云ふことになる。このことは、何を意味するかと云へば、大綱は各經營の利潤率を皆一様に統制(制限)しようとするものでは勿論ない。既に述べたやうに、大綱に所謂適正價格(公定價格)はその内容を正確に表せば、中庸生産費プラス中庸生産費規模適正利潤なのであるから、此の公定價格を以てすれば、中庸生産費規模以上の優秀經營は、標準經營(即ち中庸生産費規模)よりそれだけ多くの利潤を得られ、反對に劣悪經營は、標準經營より、それだけ、少い利潤しか得られない。大綱は各經營間に斯る利潤の差異を生ずることに付ては何等問題としない、のみならず、プール平準價格制度を採用の場合に於ては、各生産者より買入價格の決定に付き、原則として高能率のものに付ては低能率のものに比して多くの利潤を認むべき旨を明記してゐるのである。(實施要綱第三の一の(二))之に付て讀者は適正價格たる公定價格に依つて得られたる利潤は、夫々の經營に於ける適正利潤を意味する關係にあることに注意すべきであらう。と云ふのは、公定價格が一定條件の下に於ける適正價格なるが故であつて、各經營間に於ける利潤の差違は、この適正尺度に依つて測定された結果であり、換言すれば公定價格に抽象されてゐる標準經營に對する各經營のプラス・マイナスの反映に他ならない。大綱に依る利潤統制は之に依つて直接形成された公定價格が適正利潤を象徴すると共に公定價格を通じて各經營個々に獲得せられた利潤を適正利潤たらしめる關係となるのである。

(八) 適正利潤算定の方法



適正利潤の算定方法に付ては實施要綱の第六にその根本方針が記述されてゐる。之は既に記した通り、適正價格（公定價格）決定に必要な適正利潤、換言すれば適正原價に附加すべき適正標準利潤の算定方法である。先づ實施要綱の規定を掲げて見よう。次の如くである。

商品價格中に含まるゝ戦時適正標準利潤は低金利の情勢、經濟統制に基く利潤の安定策を考慮し現在の實際利潤より極力低下せしむる方針の下に左の要項に依り之を算定するものとす。

一、各種の事業の戦時適正標準利潤率の算定

各種事業の戦時適正標準利潤率に付ては先づ左記（一）の方法に依り、次いで左記（二）の方法に依り業種業態別に之を算定すること。

- （一） 一般的に基本となるべき利潤率は左の如く之を算定すること。
- （1） 中庸生産費規模のものを基準とし基本資本額を定むること。
- （2） 事業の本来の經營に直接使用する資本に付自己資本（拂込資本及積立金の合計額）と借入資本とに分ち一定の基本資本構成を定むること。
- 右基本資本構成を定むるに當りては正常時期及最近の實情を考慮すること。
- （3） 事業利潤の内容たる配當、社内留保及納税相當額に付左の如く定むること。
- （イ） 正常時期及最近の株式利廻等を參酌して配當の基本率を定むること。

（ロ） 正常時期に於ける利潤に對する社内留保の割合を參酌して社内留保の基本率を定むること。

（ハ） 納税相當額として所得税其の他利益に對する租税の充當額を定むること。

右は事變前のものを基準とし事變後の増加は之を認めざること。

（4） 右に依り得たる事業利潤額即ち配當、社内留保及納税相當額の合計額を前記（1）及（2）に依り定まりたる基本自己資本額を以て除し一般的に基本となるべき利潤率を算定すること。

（11） 各種事業の戦時適正標準利潤率は左の如く之を算定すること。

（1） 各種事業の中庸利潤率（一般的に基本となるべき利潤率を算定する方法に準じ業種業態別に之を算定すること）各種事業の實情及規模の大小其の他の特殊事情等を考慮すると共に前記一般的に基本となるべき利潤率を參酌して各種事業の戦時適正標準利潤率を算定すること。

（2） 事業の業種業態に依りては自己資本に對する利潤率に依らず總資本に對する利潤率に依りて戦時適正標準利潤率を算定すること。此の場合に於ける利潤率には借入資本に對する金利を含ましむること。

（3） 個人經營を主たる經營形態とする事業に付ても前記（1）及（2）に準じ戦時適正標準利潤率を算定すること。

二、各種事業の戦時適正標準利潤を各個の商品に割當つる方法

各種事業の戦時適正標準利潤率を基礎として算出したる戦時適正標準利潤額を中庸生産費規模の標準生産量



又は販賣量を以て除し、商品價格中に含まれる戦時適正標準利潤を決定すること。  
尚標準生産量又は販賣量の算定に當りては戦時統制に基く生産又は販賣の數量減は原則として之を認めざる  
こと。

三、戦時適正標準利潤の算定に付ての收支計算等の取扱

- (一) 資本金及收支に付ては事業本來の經營上直接使用したるもの又は直接關係の收支とすること。従つて  
次の如きものは之を除外すること。
- (1) 所有有價證券利子、配當等投資に關する收支
- (2) 評價損益
- (3) その他事業本來の收支に非る收支
- (二) 前記(一)の事業本來の經營上必要なる一般的經費に付ては、原價計算に於ける經費の取扱に準ずること。

以上を要約すれば、大略次の如くなる。

- (一) 適正標準利潤の計算は、業種業態別に中庸生産費規模のものに付て爲される。而して此の中庸生産費規模の經營は實情を基礎にして抽象的に之を選定する。
- (二) 適正利潤算定の基準となる資本は自己資本である。而して實施要綱の以上の規定は、主として自己資本

に對する適正利潤の比率即ち適正利潤率の算定に關するものである。商品一單位當りの適正利潤は此の適正利潤率を基礎として算出されるのである。

(三) 業種業態別の適正利潤率を算定するために、先づ一般的に基本となるべき適正利潤率を算定する。一般的に基本とさるべき適正利潤率は、一般的に基本となるべき中庸生産費規模の資本構成を求めて計算される。

(四) 業種業態別適正利潤率は夫々の特殊事情を考慮すると共に右の一般的基本利潤率を參酌して算定される。

(五) 適正利潤の内容及び計算基準は前述した通りである。

(六) 商品一單位當り原價に附加すべき適正利潤を算出するには業種業態別標準適正利潤率を基本自己資本に乘じて適正利潤額を算出し、斯くして得られたる適正利潤を標準生産量又は販賣量にて割ればよ。

(七) 適正利潤率算定の基準となる自己資本額は正常時期及び最近の實情を考慮して定められる。

(八) 標準生産量又は販賣量の算定も正常時期に付て爲され、戦時統制に基く生産又は販賣の數量減は原則として認めない。

實施要綱が適正利潤算定に就て述ぶるところは以上の如くであるが、之は單に算定の方法と其の基準條件とを  
したものに他ならない。従つて、之に基いて實際に適正利潤率を算出するには、(イ)中庸生産費規模(ロ)



總資本及自己資本の構成（ハ）標準株式利廻（ニ）標準社内留保率（ホ）税金の範圍等の基本事項を確定しなければならぬのである。実施要綱は、之等の諸點を究明し、一般的に基本となるべき適正利潤率を算定せしめる爲め委員會を設置すべきものにしてゐる。（之に基き利潤率専門委員會が設置せられた。）該委員會の經過については、委員の一人として知る所あるも、秘密事項の爲め一切記述出來ないのを遺憾とする。

（九）第二次歐洲戰爭勃發と物價策の混迷

「物價統制大綱」並にその「実施要綱」は前述の通り、之が完全な實踐には、幾多困難な問題があるにしてもそれは、支那事變勃發以來、物價高騰の跡を追つて兎角彌縫策に經過した我が物價政策に初めて確固たる統制方向を與へたものであつた。そこで當時の政府は、取敢へずこの大綱並に実施要綱の根本精神に基き先づ鐵、石炭、纖維品などの基本原料及び商品の適正價格形成を行ひ、次で漸次其他の一般商品に之を及ぼす方針を以て進むことになつたのであるが、昭和十四年九月、第二次歐洲大戰の突發に依る經濟事情の激變から我が國の物價は俄然思惑高の形勢に轉じ、其の儘に放置するに於ては、前途容易ならぬ事態の發生を窺はしむるに至つた。そこで政府は十月に總動員法を發動して所謂九・一八價格停止令（價格等統制令昭正十四年十月十八日公布同二十日實施）を實施し、向後一ヶ年を限り全商品價格を釘付けする非常時對策を講じた。これは先づ物價の一般的引上げ禁止を行ひ、然る後に、此一ヶ年の間にあらゆる價格等に付適正なる價格等を發見して公正の手續を採り停止價格に

置き代へようとの方針の下に行はれたのである。（註一）斯くて適正價格決定の問題は非常な緊迫性を持つに至つた次第である。それは時間的急務の意味に於てのみではなく、當時、我が國の一部には歐洲大戰の勃發は自ら我が國物價水準の國際割高を解消するものと爲し、延て低物價政策の停止乃至轉換を期待する空氣があつたから、斯る觀點からも適正價格の決定が重大視せられた。しかし價格停止令が低物價政策堅持の建前から出でたことは本令の發動に關する九月十九日の阿部首相談の明示するところであつた。

然るに其後に於ける政府の物價政策は必しも一貫したものではなかつた。偶々南朝鮮及西部日本に於ける旱魃は米の供給不足となり、その供出促進のために大幅の米價引上げが行はれた。之と前後して行はれた煙草の價格引上げは、政府の物價政策に對する國民の信頼を失はしめ、先高見越の賣惜み、買占め乃至闇取引は至るところに横行した。政局の不安に加へて悪性インフレーションの豫想が一部國民間に最も濃厚になつて來た（註二）斯くて阿部内閣は、斯る政策的破綻を原因として十五年一月に瓦解し、米内内閣の登場を見るに至つた。

然るに物價問題の解決を使命とした米内内閣下の物價政策も、却つて低物價政策の放棄と高物價政策への移行傾向を濃化せしめるものがあり、一般の情勢も、當時の議會は公定價格引上げ論の先驅となり、物資難に促進された闇取引はその改訂を迫つて止まない情勢であつた。

（註一） 商工省物價局猪熊總務課長 價格等の統制に就て（財政一四、一一）

（註二） 中央物價協力會議年報五頁



(一〇) 物價政策混迷と腰だめ利潤統制

米内内閣の物價政策を性格付けたものは藤原商相で、その政策を「腰だめ」統制と呼ばれた。腰だめと云ふのは藤原商相が、腰だめ即ち勘で適正價格を決定して行くと云つた、その言葉を採用したものである。元來、藤原商相は、「九・一八停止令を出して後、これに引續いて適正價格を公定しないのが、今日の行詰りの原因である」(註一)と云ふ見解の下に、適正價格を出来るだけ早く決定することに努力したのであるが、その物價政策の根底を爲す考へ方は次の如きものである。

「低物價政策は凡ゆる方面から維持する方針をとつてゐるけれども、一面、物資を増産して國民生活を確保することはどうしてもやらねばならぬ。そのためには生産業者に損をさせないで増産を圖るやうなところに適正價格を置かねばならぬ。そこで増産も出來、而も適正價格を維持して行くのは、どうしても價格を引上げねばならない場合には、これを引上げるのは當然の處置と考へる。かうして適正價格をつくり増産して物資を潤澤にすれば、現在非常に高いところまで行つてゐる闇相場の様なものも適正價格まで引戻されて來る、生産業者が増産しても損が行かない様な適正價格を設けて物資の増産を圖り、物資を潤澤にすれば闇相場はなくなつて適正の値段で國民の需要に應ずることが出來ると考へてゐる……。」(註二)

(註一) 第七十五帝國議會衆議院商工分科會議事録

(註二) 第七十五議會衆議院稅革委員會會議事録

藤原商相は、當時の生産問題並に物價問題に對する斯る考へ方から、現在の「公定相場は無理がある……この無理を取去つて、統制經濟の運用を滑かにした適正價格を拵らへる」(註一)方針を採つたのである。

而して實際問題として、「適正價格を定めるには、原料、材料、燃料の他に勞賃その他の諸掛を加へて大體の原價とし、これに適正な調整を行つて設定し生産者には適當な利潤を與へ、配給業者にも若干の利益を與へる」(註二)こととし、斯る「適正價格を出来るだけ早く決定する爲めには……學理的研究のみに没頭してゐては不能である、情況判斷による實際に則する様當業者の意見に依らねばならぬ」(註三)とし、所謂腰だめに依る適正價格決定方法を主張した。

藤原商相の腰だめ價格統制政策は、大體以上のやうなものであつた。それは物價統制政策として形式上一應適正價格主義を採つて居るが、然し前述の通り方法論に於て物價統制大綱の科學的原價計算主義に對立するものであつたから、所謂適正價格の内容も、物價統制大綱のそれには結果に於て異らざるを得なかつた。實際問題として、藤原商相の適正價格主義は、物價大綱以前の市場價格主義と殆ど選ぶところがないものと見られ、また物價を引上げれば増産が出來、之に依つて物價問題を解決せんとする前記の考へ方から推して、低物價主義の放棄と

(註一) 第七十五議會衆議院本會議事録

(註二) 同豫算總會議事録

(註三) 同本會議事録



も一部に見られたやうである。腰だめ價格統制は、之を利潤統制の視野から見れば、その適正價格の内容、決定の方法の當然の結果として利潤開放への逆戻りであつた。斯くて物價統制大綱に依つて劃期的發展段階に這入つた利潤統制は、茲に進路を阻まれた貌となつたのは自然の歸趨であつた。

#### 第四節 軍部の利潤統制史

##### (一) 陸軍の利潤統制案成立前史まで

前段において、我國の利潤統制が昭和十三年四月一日勅令第七十九號を以て發令された「會社利益配當及資金融通令」による配當制限に依つて、利潤統制が統制經濟段階へ入り次で十四年四月發表の「物價統制の大綱」によつて利潤の根源的統制が提起され、それ以來それぞれの機關によつて着々その具體的實行策が研究討議されるに至つたことまでを述べた。

之と前後して、陸軍に於ても、軍需品調辨價格の適正化の爲めに、軍需品の原價計算並に利潤につき調査中であつた。斯くて陸軍省から軍需工場に對する利潤統制の實施が發表された。昭和十五年四月二十二日發表の「陸軍適正利潤率算定要領」がそれである。

陸軍の發表によれば、この適正利潤率算定要領は、これより曩き制定された統一原價計算制度の實施に照應せ

るものであり、之によつて軍需工場における過當利潤を抑制し軍需調辨價格を引下げ、低物價政策の下に軍備充實計畫の完遂と戰時經濟の圓滑なる運営とを期するのが目的であつた。

抑も陸軍は軍需豫算の施行が事變下我國の經濟躍動の根源にして、軍需品價格が一般物價に影響するところ頗る甚大なる點に鑑み、夙に低物價政策及び生産の擴充政策の遂行のため、眞摯な研究努力を傾倒して來たものであつて、これまでも幾多貴重な施策を行つて來た。利潤統制もその熱心な研究精進の結果生れたものに他ならなからう。

次に斯うした努力精進の跡を尋ねて見ると、軍部の利潤統制に對する意圖乃至努力は可なり古くからあつた。すなはち既に事變前の昭和十一年頃から、軍需豫算が急膨脹傾向を濃化し、軍需インフレの叫びが漸く高まると共に、陸軍では軍需工場監督官制度（昭和九年設置）を擴充して、指定工場の技術經營の兩方面に嚴重な監督を加へ、漸次、軍需會社の利益配當や職工賃銀の増減乃至原價計算等についても検討の手を述べ、進んで利益配當の合理化、業務の改善、調辨價格の公正化等を企圖するやうになり、更にその徹底を期する必要上、國家權力を以て軍需工場の監督統制を圖るべき法律の制定についてもこの當時において研究計畫を進めたのである。（註）斯くしてゐるうちに支那事變が効發した。事變の初期に於ては軍需品は作戰上の要求に基き急速且莫大なる需

（註）東京朝日（一一、八、三〇）



要を來したると生産力擴充による全般的需要關係等で一般物價や賃金の昂騰を來したことは否むことが出来なかつたが(註一)陸軍の前記の如き企圖が支那事變の勃發後、一段と積極化されたことは容易に想像されるところで國家總動員法の制定と共にそれが十三年一月十五日陸軍軍需監督令の制定となつて現はれ、之に依り軍需工場の技術經營の監督指導、原價經理の調査を行ひ、原價計算を基礎とする適正なる調辨價格の實現を圖つたのである。

然し當時は軍需工場における原價計算制度は一部の會社を除いてはまだ組織に於ても、方法に於ても共に適當ならざるのみならず、全然原價計算を實施してゐない工場が尠くなかつたし、(註二)その上、抑も右監督令による監督なるものが、軍と軍需工場との任意契約に基く監督であつて、法律上の強制力を持たなかつた爲め、所期の効果を充分に達する迄には行かなかつた。ところが其後、物價問題は愈よ重大化の傾向を呈するやうになつたので、陸軍では、事變の長期性にも鑑み、十四年三月に特に、軍需品價格對策委員會を新設し、一般物價方策及び軍需品價格引下げの方法に付き新たな研究審議を進めるやうになり、同委員會において概要左の事項を議決せられた。(註三)この議決事項は其後陸軍の施策の根本を爲してゐることが知られる。

(註一) 本城陸軍主計少佐、軍需品價格と軍需品工場事業場検査令に就て(財政、一四、一一)

(註二) 同上

(註三) 同上

一、原價調査機構の擴充

- 1、監督官並會計監督官の増員
- 2、監督官並會計監督官の法的權限の附與
- 3、統一原價計算制度の確立

二、調達機關の擴充

三、精神動員指導官の設置

四、軍需品の整備時期と生産能力の可及的調整

五、軍需品調達の計畫性の強化

六、軍需品調達の統制

七、下請工場利用の統制と下請價格の低下

八、規格仕様の低下、統一並代用品使用範圍の擴大

九、主要原材料、石炭、工作機械、刃具、工具、検査具價格低下に關する措置

爾來、陸軍は右方針を着々實行に移し、特に軍需品調辨單價の積極的引下げの爲めの各種の措置となつて現はれ、逐次その成果を擧げるに至つた。而も軍は更に根本的施策を進め、昭和十四年十月十八日に軍需品工場事業場検査令を公布し、同二十日より施行されるに至つたわけである。



軍需品工場事業場検査令は、國家總動員法第十九條及び第三十一條に基き、陸海軍大臣に（一）軍需品又はその原料若は材料に對する統一原價計算制度の確立と（二）報告徴收並に臨檢検査との權限を賦與したものである。陸軍は之により、かねての計畫を實現せしめたわけであり、軍需工場事業主は統一原價計算制度の實施と技術、經理並に原價に關し必要な報告を爲すの法的義務を負ふことになつたのである。

斯くて、軍は從來の軍需監督官令では、法律上の權利義務を伴はないために原價經理調査の明確を期し難かつたのに對して本検査令に依り、軍需品の正確なる原價を把握し、軍需品價格を適正ならしむると同時に軍需品工場における經營能率の増進を圖り、經營相互間の合理化に資し、原價の引下げを徹底化することが出来るやうになつた。

軍需品事業場検査令第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場事業場ノ事業主ニ對シ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

同第五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣軍需品ノ調達ニ關シ必要アリト認ムルトキハ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ生産又ハ修理之ニ伴フ業務又ハ經理又ハ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ原價ニ關シ工場事業場ノ事業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場事業場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況又ハ帳簿書類、當該工場事業場ニ於テ生産又ハ修理ヲ爲ス軍需品、其ノ原料又ハ材料其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得。

検査令の制定とともに、陸軍は、統一原價計算の全面的實施を控へて、之に關する指導方針手續及び様式等を

順次制定し他方監督官を増員して監督指導機構の強化擴大に努めた。すなはち本検査令に基き陸軍は、検査令公布の翌日すなはち十月十九日に「軍需品工場事業場検査令施行規則」を發布し、續いて原價計算方法の準則たる「陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱」を制定して、之に遵ひ原價計算を爲すべきことを命じ、十五年七月一日から軍需工場全部に原價計算を強制實施せしむることになつた。検査令及び施行規則の實施日は十四年十月二十日であつたが、事業年度の間においては、帳簿の變更其他適用上に困難があるのと、從來原價計算を實施してゐなかつた工場もあるので、之等の準備期間等も考慮され、必要の向には、前記の通り十五年六月三十日迄その實施の延期を認めたのである。

ところで右の如き原價計算の實施に伴ひ、その原價に附加すべき利潤の算定が當然問題となるわけであり適正利潤率算定要領は此の原價計算の實施に照應せるものであつた。蓋し原價計算のみを實施しても、原價に附加すべき適正利潤率の問題を決定せなければ、價格政策の効果を發揮することは出来ないからである。従つていはゆる利潤統制の方針は、軍需工場事業場検査令制定の時に、既に決定して居たものに違ひない。

適正利潤率算定要領は以上の経過を辿り、昭和十五年四月廿二日、開催の昭和十五年度陸軍會計監督官及び調辨官會議において、指示事項の一つとして示達されたのであつた。

尙ほ、右會議において示達された事項は、適正利潤率算定要領の外都合九項目で、次の如くである。（註）

（註） 黒澤清教授、陸軍軍需産業利潤統制に就て（三井合名調査部發行）



- 一、軍需品工場事業場検査令
- 二、經理及原價に關する報告徴収要領
- 三、會計監督報告要領
- 四、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱
- 五、陸軍軍需品工場事業場原價監査要綱
- 六、陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則
- 七、陸軍軍需品工場事業場財務監査要綱
- 八、陸軍軍需品工場事業場經營指導要綱
- 九、適正利潤率算定要領

此等は、一見して判る通り、何れも軍需調辨價格の計算に關聯を持つものである。而して適正利潤率算定要領は、此等多數の準則や要綱と相合して、初めて利潤統制の効果を發揮するものである。なほ右九項目のうち、一四、六、九の四つは外部に發表されたが、他の二、三、五、七、八の五つは、會計監督官の職務範圍に屬するものであつて公表されて居ない。

(二) 陸軍の利潤統制と原價計算

原價計算が價格形成上のみならず利潤統制上においてもその前提として更に直接、利潤との關聯においても重

要なことは既に物價統制大綱の項において述べた。斯かる意味に於て、陸軍の利潤統制の前提としての原價計算に就いても一言しても無用であるまい。陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱は、云ふまでもなく、陸軍軍需品工場に適用すべき原價計算に關し、その要綱を表示したもので、要綱の内容は(一)總則、(二)原價の構成、(三)原價計算の方法、(四)工業會計の勘定及び帳簿組織の四章百ヶ條より出來てゐる。

この總則は軍の原價計算を行はしむる經營の範圍、原價計算期間、原價計算の評價基礎、目標等を原則的に表示したもので、之によれば陸軍の原價計算は見積り又は豫算原價ではなくて、實際に消費された總原價の計算を目的とし、計算期間は一箇月で、原價の計算は實際の取得價格を以てすることを原則としてゐる。

原價の構成は先づ製造原價、一般管理費並に販賣費に分かたれ、更に夫々の内容につき細分方法が詳細に示されてある。そのうち重要な點を挙げると減價償却費は經費項目の一つとして、その計算は原則として定額法に依るべきものとされる。それから次の如きものは原價に算入し得ないのである。

- 一、偶發的事故による損失(財産評價損を含む)
- 二、利益處分及びこれに類する項目(重役賞與、營業收益税所得税及び其等の附加税を含む)
- 三、投資資産に關する費用及び損失
- 四、擴張資産に關する費用
- 五、繰延費用
- 六、消耗工具、消耗品の期末在高
- 七、貸倒損失及び貸倒危険
- 八、廢殘設備償却損
- 九、延滞償金
- 十、軍需品の製造及び販賣に關聯なき費用
- 一〇、資本利子等である。之等は云ふ迄なく、或は利潤に含まれ或はその内から回收されるべきものと見られてゐるのである。



原價計算方法は個別計算と綜合原價計算に分たれる。前者は個別生産を行ふ事業についての原價計算であり、後者は綜合生産を行ふ事業についての原價計算方法を規定してゐる。

勘定及び帳簿組織については、十の勘定科目と十種の帳簿書類が擧げられてゐる。

次にこの原價計算要綱が適用される範圍は

- (一) 軍の生産命令又は契約に基いて軍需品並に其の原材料を製造、加工、修理を行ふ工場事業場（事業場と云ふのは屋外作業場例へば鑛石採掘場の如きを指す）
- (二) 軍部の生産命令又は契約に基かずして（一）の工場事業場に供給する原材料の製造、加工、修理を行ふ工場事業場（例へば製鋼會社の如きものを謂ふ）

(三) (一)及び二における各工場事業場の下請工場事業場である。（検査令第三條）

次に本要綱に基き原價計算を適用し、經理及び原價検査の對象となる軍要品は次の如きものである。（検査令第一條）

- (一) 軍機保護の必要な物資であつて例へば軍用飛行機、戦車、火炮等の兵器や其他防毒被服等の如きもの
- (二) 軍機保護の必要なきも、軍事上特別な規格のある物資、例へば軍用被服類、炊事車、沸水車等の類。
- (三) 軍に於て製造又は修理を指導せる物資、例へば機密に屬せざる軍用被服類、給養器具等の試作品でまだ規格の定まつてゐないもの。

(四) 軍用に供する物資にして其の生産額が當該工場に於ける生産額の過半を占むるもの、例へば民需品と共通なる衣糧諸品の如きもの。

(五) 前記の外軍事上特に必要な物資であつて軍事上軍部自ら經理並に原價調査を必要とする物資である。此の場合には他省に於ける調査との統制上、陸海軍大臣は内閣總理大臣に協議を要するのである。

右の通り、原價計算要綱に基き原價計算の適用される軍需品は軍事上必要な程度に限定せられてゐるのである。（之れに對して軍需品事業場検査令において技術的検査の對象となる軍需品が、工場事業場管理令における生産命令又は契約に基いて製造、加工、修理を爲す兵器其他軍用に供する一切の物資を謂ふ）利潤統制は原價計算を前提とするから利潤統制の範圍も亦これと同じである。而して斯く限定したのは、民需品と共通なものは、價格統制令に基き夫々關係各省において之を實施する建前になつてゐるから、重複を避けるためである。（註一）

以上が原價計算要綱及びその適用の概略であるが、この原價計算要綱は我國最初の統一原價計算法規であり、この點においても特に注目される。なほ陸軍の聲明に依れば、（註二）この原價計算要綱は、從來の原價調査の經驗に加へて各國の該制度を徹底的に調査し、更に實施上の難易を顧慮し慎重研究を重ねて作られたものと云はれる。

(註一) 本城陸軍主計少佐、前掲論文

(註二) 東京朝日（一四、一〇、一九）



而して、同聲明に依れば、軍の原價計算は統一原價計算制度と云つても、全ての軍事工場原價計算を劃一的に行ふものではなく、事業の生産形態、業種、經營規模、生産及び管理組織等の特殊性に應じ、必要な補正を加ふることが出来るやうになつてゐるものである。換言すれば業種業態の特徴を生かすことを念頭に置きつゝ原價計算の統一化を企圖されたものである。尙ほ、本要綱による原價に、適正利潤率を附加すれば軍需品の調辨價格が決定される。この調辨價格は、勿論軍が事業主に對し注文を發する時即ち契約の時に決定通告される。一年契約ならば年度初めに、半年契約ならば六ヶ月毎に、隨時契約ならば毎契約の時に豫め決定されるのである。自然、事前に原價を決定し、この見積原價に基いて見積利潤をこれに加算したものが調辨價格となるのである。而して實際の原價が經營者の努力により見積原價以下に切詰められた如き場合には、その差額を能率に對する報酬として利得することを認められる。(註)すなはち、本要綱による原價を調辨原價價格の基準とするに當つては、機械的に單純に反映せしむるのではなく、事業の經營合理化の努力に因る原價の低下に對しては、其の經營能率の優秀性に對する報酬は之を適當に參酌し、以て經營合理化に對する刺戟を失はせないやうにされるのである。

(三) 陸軍利潤統制の趣旨

適正利潤の算定及び原價計算の實施を通じて意圖さるゝ陸軍の目標を要約すれば、利潤は價格の一要素であつて、多額の利潤を認めることは高物價を促進するが故に、利潤の抑制は價格形成上の重要な要件であり、且つ國

(註) 沼田嘉穂氏外二氏、利潤統制と原價計算二八一—二九頁

家總力戰の見地に於て社會政策上よりも、これを必要とするといふことになる。

すなはち適正利潤率算定要領發表後、經軍省經理局監査課の名に於て『低物價と利潤統制』と題して、利潤統制の趣旨を發表するところがあつた。(註)少しく長文に亘るが軍より公表せられたものであり、軍の利潤統制施策を理解する上に頗る重要であり、見逃し難いものであるから次に之を記させて貰ふこととする。

一、はしがき、陸軍は曩に軍需工業指導方針を樹立して軍需生産力の擴充を期したるが修正軍備充實計畫の完遂と戰時經濟の運営に遺憾なからしむるが爲め軍需調達に於て飽く迄低物價政策を堅持し更に政府の低物價政策を推進助長せんことを期する。軍需生産力の擴充を低物價政策の下に遂行せんが爲め、軍需品工場の經營指導原價調査及び利潤統制を劃期的に強化徹底し之に依つて積極的に生産能力の増大、生産原價の低下、利潤の適正化を圖り、進んで之を一般産業の合理化に對する推進力たらしめんとする。此の目的を達成するが爲め、陸軍は新たに軍需工場に對する會計監督官を増員すると共に、工場の經營指導、原價、財務及利潤等の統制に關する各種指導要綱を具體的に制定した。軍の企圖する内容は概ね左の如くである。

(一) 工場經營の刷新

現在軍需工場に於ては工場規模の擴大、生産組織の複雑化に拘はらず經營管理の合理化之に伴はざるの狀況に鑑み、生産技術の改善を爲すと共に、經營の組織化、作業の計畫化經營管理の合理化等經營全般に亘り之が刷新

(註) 財政五卷七號より轉載



を圖り、以て生産原價の低下と軍需工業の健全なる育成發達を促進し更に進んでは之を樞軸として全産業の經營刷新を圖る。經營刷新に當つては國家總力戰體制に即應して國家的觀念に基く經營管理の精神の昂揚を期する。之が爲め新たに軍需品工場の經營指導に關する具體的要綱を示達した。

(一) 原價及び經理調査の徹底

曩に軍需工場事業場検査令に依る陸軍原價計算要綱を制定し軍需品工場の統一的原價計算を実施したが、新たに軍需品工場の貸借対照表及び損益計算書の準則を定め經理及び原價に關し事業主より徴する統計諸表を規定すると共に、原價及び財務の監査要綱を定め、之に依つて適正なる調辨價格決定の基礎を把握すると共に、原價及び經理に關する比較制度を確立し以て經營能率の増進を圖る。

(二) 利潤統制の強化

陸軍は從來調辨價格の適正低下に依り過當利潤の發生防止に努め來つたが、陸軍原價計算要綱の實施に照應して新たに軍需品に關する適正利潤算定要領を定めて其の算定方法を具體的に規定し、利潤發生の源泉に遡つて之が適正を圖り、以て過當利潤の抑制に努める。

(四) 軍需調達の合理化

工場經營の刷新、原價及び經理調査の徹底、利潤統制の強化に即應して軍需調達の合理化を圖るが爲め、昭和十五年度軍需品調辨要領を定め調辨の計畫化と統制とを圖ると共に、正確なる原價を基礎とし之に適正利潤を加

算して調辨價格を決定するを原則とし、而も價格決定に際しては單に原價を機械的に價格に反映せしむることなく事業の經營合理化の努力に因る原價の低下に對しては其の經營能率の優秀性に對する報酬は之を適當に參酌し以て經營合理化、生産原價低下に對する刺戟を失はざらんことを其の方針とする。

二、低物價と生産力擴充に就て。世上自由主義經濟に立脚して低物價政策と生産力擴充とは互に矛盾し兩立し難いとの見解を持するものが尠くない、然し乍ら戰時統制經濟下に於ける生産力の擴充は高物價の刺戟によつては其の目的を達成し得るものではない、或は一時的又は部分的には其の効果を齎すであらうが到底永續するものでなく寧ろ物價の惡循環的騰貴を促進して戰時經濟を混亂せしむる原因となることは前回の歐洲大戰に於ける各國の苦き經驗に徴するも明かである。

戰時に於ける生産力の擴充は與へられた施設及び原材料を以て最大の生産力を發揮せなければならないのであつて施設の跛行、遊休は絶対に排撃せなければならない、之が爲めには生産技術の改善と經營の合理化によつて積極的に能率の増進、生産原價の低下を促進せしむると共に國家的利益の増進を目標とする戰時國民經濟道德の理念に基いて利潤の適正化を圖らねばならない、斯くして其の結果は生産力の擴充と低物價政策とが矛盾なく兩立するのであつて他面之によつて當該企業の健全なる育成發達をも助成し戰時國防經濟體制の確立を期せんとするものである。

而して正確なる原價、適正なる利潤を把握する爲めには統一原價計算制度の確立、利潤算定要領の制定、監督



指導機關の整備を必須の要件とする。即ち陸軍に於ては昨年十月軍需品工場事業場検査令の制定せらるゝや同時に陸軍軍需品工場原價計算要綱を定むると共に之が實行に伴ふ各種の準備及び監督指導機關の強化擴充に努め來つたのであるが、本年七月一日以降右要綱に基く原價計算の實施を法令によつて要請せらるゝこととなつたので之に基き算定せられたる原價に附加すべき適正利潤の算定要領の制定を必要とするに至つたのである。右措置は昨年四月及び八月に政府が中央物價委員會の答申によつて採擇決定した物價統制大綱及び同實施要綱に基き其の實行に著手したのである。従つて陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱並に利潤算定要領は物價統制大綱及び同實施要綱の趣旨を具體的に規定したのであるが、唯物價統制實施要綱は支拂金利を經費として取扱ふことに定めてゐるが、陸軍に於ては原價比較制度によつて經營合理化の指導を有効適切ならしむる爲め原價は努めて純粹ならしむることの必要から之を經費より除外して利潤算定の際に附加することにしたのであつて夫れ以外は全く同一である。

尙ほ陸軍としては軍需品以外に就ても統一原價計算制度及び利潤統制が速に實行に移されて戰時經濟體制強化の實現を期待する次第である。

而して戰時經濟の運営を圓滑にし事變處理に遺憾ならしむる爲めには全國民は戰爭目的遂行に伴ふ犠牲を公平に負擔し「戰時は何人と雖も利得すべからず」の鐵則に基き戰時國民經濟道德を刷新昂揚して専ら利潤追求を基調とする自由主義經濟思想を是正し國家的利益の増進を根本義とする強度の國防經濟體制の樹立に邁進するこ

とは極めて緊要なりと確信する次第である。

三、戰時企業利潤の統制に就て。戰時に於ける利潤統制の問題は物價政策の見地よりは價格形成の一要素として其の利潤の統制を必要とし又國家總力戰の見地よりは企業利潤の統制を必要とするは申す迄もない所である。企業利潤の統制方法としては課税による方法と配當制限による方法等があるが之等は利潤を出來た結果に於て統制するために動もすれば經費の濫費、利益の隱匿の弊害を伴ふのである。之がために利潤を發生の源泉に於て統制する方法即ち原價に附加すべき利潤率の適正化により企業利潤を統制するを最も効果的とし特に物價政策上より之を必要とする。

然しながら原價に附加する利潤率の適正化だけでは實際上に於て企業利潤を完全には統制出來ない。之がために經費支出に關する監督と相俟つて配當制限等の方法に依る二段構へで行ふ必要がある。

戰時に於ける過當利潤の發生の原因を考察するに戰時經濟下に於ては平常の如く價格機構即ち價格が高くなれば生産が自然に増加して價格が自動的に調節せらるゝ此の機能が全く失はるゝものである。換言すれば幾ら價格が高くなつても生産の増加は需要に副はないのである。即ち戰時經濟下に於ては物資の需給が根本的に不均衡であつて平時の如く自由市場經濟組織下に於けるやうに其の間に供給者の自由競争と云ふものが全く行はれないのである。其處に過當利潤の發生を齎らし價格の昂騰が必然的に行はれるのである。

之がために價格統制によつて人為的に價格を形成するの必要が生ずるのである。即ち正確なる原價を基礎とし



て適正利潤を附加した適正價格を形成して物價の昂騰を抑止すると同時に企業利潤を其の發生の源泉に於て統制することにより企業に於ける過當利潤の發生を防止するのである。

然しながら此の適正利潤の決定に就ては企業心を萎靡せしめないこと、經營能率増進による生産原價の低下に對する刺戟を失はしめないこと生産力の擴充をも阻害せしめないこと及び企業の合理的な發達を促進せしむることとに付ては充分考慮を必要とする」以下省略

(四) 海軍軍需品の利潤統制

海軍に於ても、夙に、實際的には或程度の利潤統制を内面的に行ふてゐた趣きであるが、その内容は公表されてゐない。それが比較的に科學的に制度的に行はれるやうになつたのは、陸軍より稍遅れ、昭和十五年一月十六日になつて海軍軍需品工場事業場検査令施行規則を、一月二十日に海軍軍需品工場事業場原價計算準則(昭和十五年八月に部分的改正を行ふ(註))を夫々制定發令し、海軍購買名簿に登録せられた工場又は事業場の事業主に對し、本準則に依つて原價計算を爲すべきことを命じたときからではないかと推定される。而して該施行規則の實施日は一月二十日であつたが、海軍も、陸軍の場合と同様の見地から、特に必要とする向に對しては、八月三十一日迄實施猶豫を認めたから、統一原價計算制度が購買名簿登録工場全部に實施せられたのは十五年九月一日からであり、陸軍の實施に比べると二ヶ月後であつた。

(註) 林範二教授、軍需品の原價計算準則(國民經濟雜誌一六一二)

海軍の原價計算準則は、五項、四十六條より成り、陸軍の原價計算要綱が四項、百ヶ條より成るのに比し頗る簡潔である。然し原價計算期間、原價要素、原價計算方法等の内容骨子は、陸軍と略同様であり、海軍の準則に計算手續上不明の點があれば、陸軍の要綱に依つて解決すべきものとされてゐる。(註)

統一原價計算制度に基き計算された原價に附加すべき利潤率の算出方法に就ては、前述の如く海軍側からは何等發表されてゐない。然し海軍においても、原價計算の實施に併列して當然、適正利潤の算定措置が講ぜられたものと推定されるのである。

附記、適正利潤を算定するの基礎たる原價計算の方式は、上述の如く目下の處では、陸海軍に於て夫々別個のものになつて居るが、更に此等のほかに商工省の制定に係る方式があり、また各會社も独自の會計様式を採つて居る等で、その間に何等の統一がない。その爲め從來各種の點から不便を感じられ、第一これでは原價計算の完全なる目的を達せられないのでかねてより之が統一方を要望せられて居た。そこで昭和十六年一月に各關係官廳が企畫院を中心として種々研究した結果、企畫院に財務諸準則統一協議會が設置された。同會は爾來統一原價計算様式の作成を攻究中であつたが、七月二十二日に成案を得、八月十六日に政府から製造工業原價計算要綱として發表された。之に付ての政府の發表に依れば、「本要綱草案は成るべく速かに之を法制化する豫定にして之に基き統一的原價計算制度を強行せんとするものなり。現に施行中の陸海軍原價計算要綱も之に乗り替へる豫定なり。」

(註) 沼田嘉穂外二氏、前掲書一二二頁



(註一)とされ、我が國の原價計算制度は、右に依つて早晚、陸海軍關係を始め全製造工業に亘り統一せらるゝ筈である。

(五) 軍需工場利潤統制の反響

陸軍の利潤率算定方式については、第五章に詳述するが、この方式によれば、軍需工場の利潤率は、陸軍當局の概算によれば、大體一割以下に止められることゝなつてゐると傳へられた。(註二)

ところで、軍需工場の利潤統制の反響を見るに、適正利潤率算定要領が發表せられた時には、さすがに財界に相當の衝撃を與へたことは否めない。然しながら、その衝撃の程度は、昭和十三年秋に配當制限が初めて問題になつた當時のそれに比較すれば、寧ろ輕かつた。株式相場などを見ても、利潤率算定要領の發表直後には、重工業株を中心に其他平和株も平均二、三圓位の急落を示現したけれども、それも僅か二、三日で反撥に轉じ、結局一時の波瀾に止まり、株價の大勢には、大した影響を與へず済んだ位であつた。蓋し、財界としては、既に配當制限の経験があり、且つまた、利潤の根源的統制についても、「物價統制の大綱」の發表によつて、日程に上されて居つたと云ふやうな關係もあり、更に戰時經濟の客觀的情勢並に財界人の時局認識の濃度において、十三年秋頃とは格段の隔懸があつたからであらう。軍部の利潤統制を迎へての國民一般の考へは、當然來るべきものが來

(註一) 中外商業(一六、八、一七)

(註二) 東京朝日(一五、四、二三)

たといふ氣持が支配的のやうであつた。

軍の利潤統制に依り直接統制對象となつた軍需工業業者が、發表當時、これによる具體的影響の程度をどう見たかと云ふに、當時の新聞報道によれば大體次の如くであつた。すなはち、今後の趨勢として軍需會社の利潤率が低下することは否定できないが、然し軍需會社の多くのものは、事變以來、再三に亘つて單價の引下げを餘儀なくされてゐるので、今回の利潤統制によつて直ちに大きい影響を蒙るものとは思はれない。これによつて最も大きい影響を受けるのは、従來、經營に堅實性を缺いた中小の機械工業會社で、之等はいづれも、今後經營の刷新が行はれるとともに、必然的に減配を見るに至るであらう。(註一)といふのであつた。更に、代表的當業者の二、三の意見では、適正利潤率算定要領の制定を以て、従來、既に實行されつたところを成文化したに過ぎないともされてゐた。尙ほ、陸軍の利潤統制が統一原價計算制度の實施を前提とし、本來の狙ひ所が經營の合理化、生産性の増大、生産原價の低下等の諸點にあるといふことが漸次一般的に認識されるに従ひ、軍需工業界の前途は、健全發展といふ大局的立場からして、以前よりも却て著しく明朗化した。(註二)とも云はれるやうになつた。

次に利潤統制實施後における現實の影響を見るに、各重工業會社の計上利益について見たところでは、今日ま

(註一) 東京日日(一五、四、二三)

(註二) 東京日日(一五、五、五)



での處、大體において、當初一般が豫想した以上に影響程度は輕微と云つてよいやうである。尤も、統一原價計算及び利潤統制實施の直接の狙ひは、當局の聲明にもあつたやうに、原價の引下げ及び隱蔽益を抑へる點にあつたのであるから、計上利益に影響するところが輕微であつたからといつて、その効果が少かつたことを意味するものでは、勿論ない。實際には、充分所期の實効を收めてゐるに違ひない。

(六) 陸軍の利潤統制方法改善

軍需工業經營の合理化を推進し、低物價政策の下に軍需生産の飛躍的增加を圖るため、昭和十五年七月以來、軍需工場に對して原價計算制度と利潤統制とを實施し來つた陸軍は、其後、更にあらゆる角度から經營の合理化を推進するための方策を練り、昭和十六年度陸軍會計監督官及び調辨官會議(十六年四月二十日より三日間陸軍省に開催)において、軍需生産における創意の發揚、經營の高度計畫化、事業財政の健全化等に關する具體的新方策を示達した。次の五要綱草案がそれで、これらは一部は既に實行されたが其の他も今後實行に移される筈である。

- 一、陸軍軍需工場豫算統制要綱草案
- 二、陸軍軍需工場標準原價計算要綱草案
- 三、陸軍軍需工場財務比較要綱草案
- 四、陸軍軍需工場經營比較要綱草案
- 五、軍需品調辨要綱

右五要綱のうち、軍需品調辨要領の規定内容は公表されなかつたが、陸軍の發表によれば、これによつて昨年來、實施中の「適正利潤率算定要領」は修正されるに至つたのである。而して、その修正點は、優秀經營に對する獎勵制度を明確にし、企業創意の活潑化を期したとされる。之と之に關聯して行はれた原價計算の改善に就いては、第四篇我國現行の利潤統制の篇にて記述する。

第五節 第一次陸軍適正利潤率算定の要領

(一) 適正利潤算定方式

上述の陸軍の利潤統制は、我國に於ける根源的利潤統制としては、最初のものであつて、我國の經濟史上、劃期的出來事であるから、以下稍や詳細に其具體的内容を紹介しやう。

陸軍適正利潤算定要領は陸軍軍需品に付きその調辨價格を決定する場合に於て陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基き算定したる原價に附加すべき適正なる販賣利益率を算定する方法を規定したものである。その要領の全文は「附録」中に掲載して置いたから茲には記載を省略するが、理解に便利の爲めに、その規定するところを次に一括表示して置かう。

適正利潤率計算方法

1. 適正調辨價格の算定



適正調辨價格 = 原價 × (1 + 適正販賣利益率)

2. 適正販賣利益率の算定

適正販賣利益率 =  $\frac{\text{經營資本利益率 (又は總資本利益率)}}{\text{經營資本回轉率 (又は總資本回轉率)}}$

(1) 經營資本利益率の算定

經營資本利益率 =  $\frac{\text{經營固有の利益}}{\text{經營資本}}$

(イ) 經營固有の利益の内容

- (a) 株主に對する適正なる配當 = 株主資本 × 當該業種の過去三ヶ年平均株式利息
- (b) 借入金に對する通常の利子 = 借入資本 × 通常利子率
- (c) 事業の繼續的維持に必要限度の社内保留 =  $\frac{\text{經營資本}}{\text{當該業種の過去五ヶ年平均社内保留}} \times \text{總資本平均在高}$
- (d) 法人税及營業稅同附加稅 =  $\{ (a) + (b) + (c) \} \times (\text{法人税} \times \text{營業稅同附加稅}) + \text{株主資本} \times \text{法人資本稅}$

(ロ) 經營資本の構成

- 經營資本 = 株主資本 + 借入資本
- 株主資本 = 拂込資本 + 積立金 + 繰越益金
- 借入資本 = 社債 + 借入金 (前受金を除く)

(2) 資本回轉率の算定

經營資本回轉率 =  $\frac{\text{最近一ヶ年間の販賣高}}{\text{最近一ヶ年の經營資本平均在高}}$

總資本回轉率 =  $\frac{\text{最近一年間總收入}}{\text{最近一年間の總資本平均在高}}$

即ち算定要領の内容を要約すれば、算定要領に所謂適正利潤は、(一)株主に對する適正なる配當、(二)借入金に對する通常の利子、(三)事業の繼續的維持に必要限度の社内保留、(四)法人税及び營業稅同附加稅の四要素に依つて構成されるが、算定要領の示す算式はこの適正利潤から商品一單位當りの適正利潤を計算する爲めのもので、これがため、第一の手續として上記内容の適正利潤を經營資本に對する利益率に引直して適正なる經營資本利益率を求め、次に第二の手續として此の經營資本利益率を經營資本回轉率で割り、適正なる販賣利益率を求むる。之が即ち商品一單位當りの適正利潤率である。斯て別途、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基き算定された原價に右適正利潤率を附加し適正價格が形成される仕組である。

しかし、實際問題として、調辨價格を決定する場合は、上記の算式に従つて算定された販賣利益率を、必ず其の儘、機械的に適用するものではない。此點は算定要領第三に規定されてゐるところであつて、實際に原價に附加すべき適正利潤率は、本要領に基き算出された販賣利益率を基準として、之に(一)事業の經營能率の優劣、



(二)事業の財産評價上の差異(三)事業の特異性の諸點に留意し更に(四)其他調辨上必要なる考慮が加へられて決定されるのである。曩きに改正を見た點は主として此の點に付てであつて、算定要領には、この考慮事項について如何なるものにどの程度の考慮が加へられるや何等規定がなかつた、改正された現行の統制要領では、右の點に關する詳細な具體的規定が存するわけである。

尙ほ利潤率の算定は會社別に行ふものであるが、會社が數個の事業を営み、又は數個の獨立せる工場を有する場合には之を事業別又は工場別に算定するのである。また軍需品生産金額の小なる會社又は經營規模の小なる會社には當該業種の平均利潤率を適用するのである。

以上、適正利潤率算定要領の骨子を述べたが、以下に於て、算定上の基本的事項に就て記述を進めよう。

(一) 統制の對象となる利潤

算定要領に依つて計算される利潤即ち軍部の統制する利潤は、經營固有の利潤である。

企業利潤と普通稱せらるゝものゝ中には、經營固有の利潤と其他の利潤とがある場合が多い。經營固有の利潤と云ふのは、之を商品製造販賣事業について云へば事業本來の目的たる商品の製造及び販賣に因つて生ずる利潤であり、其他の利潤といふのは、その商品の製造販賣と直接關係のないもの、例へば他會社投資に對する配當及び利息収入乃至ビルディング、土地等の貸與から生ずる家賃、地代其他の副業収入等を云ふのである。算定要領に基き適正價格形成の一要素として統制の對象となる利潤は、右の内、經營固有の利潤に限られ、其他利潤は

統制から除かれる。換言すれば、軍部の利潤統制の對象は、軍需工場に於ける經營固有の利潤即ち軍需品製造販賣の利潤であり、之に限られるのである。前述した利潤の種類の商品利潤を對象とするもので企業全體利潤を對象とするものでない。

商品利潤である結果として、軍需品の製造販賣に依つて生ずる利潤のみであるといつても、一工場に於て民需品と軍需品を併せ製造する場合には、民需品製造に使用せる資本と軍需品製造に使用せる資本とを分離計算して販賣利益率を算定することは實際問題として計算困難な場合が多い、従つて實際には、かゝる場合には、一應製品を總て軍需品と見做して計算するのである。即ち工場全體の資本と賣上高とを以て販賣利益率を算定し、これを軍需品調辨價格の決定に適用するのであると云はれてゐる。(註一)

尙ほ、陸軍の利潤統制の對象となる利潤は軍需品の製造販賣に因る利潤であつても、總ての軍需工場が算定要領に基き利潤統制を受けるのではない。利潤統制は原價統制を前提とするものであるから、利潤統制を受ける軍需工場は、軍需品工場事業原價計算要綱に基き原價統制を受けてゐる會社である。適用範圍を具體的に云ふと、第一次下請工場迄適用することにしてゐると報ぜられてゐる。(註二)

(三) 適正利潤の内容

(註一) 沼田嘉穂外二氏、前掲書三六頁

(註二) 中外商業新報(一五、四、二五)



陸軍の利潤統制の對象となる利潤は上記の通り軍需品生産に固有の利潤に限られるが、適正利潤率算定要領に依れば、陸軍は企業利潤の構成要素を(一)株主に對する配當、(二)借入金に對する利子、(三)社内保留、(四)税金の四つに分類し、是等の四要素に適正とする數値を與へて適正利潤としてゐる。而して是等の四要素に付き適正とされてゐるものを見ると、次の如くである。

(一) 株主に對する適正な配當

株主に對する配當については、計算の基礎を株主資本と株式利廻に採り、株主資本に對し當該業種の株式利廻の過去三ヶ年の平均利廻相當額を以て適正なる配當としてゐる。而して陸軍は、株主資本に對して株式利廻に相當する利益を保證することが拂込資本に對して適正なる配當を保證することとなる理由につき次の如く説明を加へてゐる。即ち、株式価格は配當率の高下に依り又は一時的には外部的事情に依り變動するも之を長期に亘り觀察すれば株式価格は株主資本の構成内容たる拂込資本と積立金、前期繰越金、當期利益金との比率を表現するものと見るべきである。即ち株主資本中に積立金、前期繰越金、當期利益金の占むる部分が大なることは企業の健全性を表はすものであつて長期に亘つては株式価格は高いのである。従つて此の計算に於て株主資本に於ける積立金、前期繰越金の構成比率が通常以上に大なれば、通常以上の配當を爲し得るのであつて之に反する場合には通常以下の配當となるのである。(註)

(註) 陸軍省經理局監査課、前掲論文

(二) 借入金に對する通常の利子

借入金に對する利子に就ては通常の利子を保證した。通常の利子と云ふのは特定の會社の個別的な借金利率ではなく、一般市場に於ける通常の利子を指す。従つて通常利子以上の高率の借入金を利用する會社に於ては、通常の利子を超過する部分は利潤に算入されない。反對に通常の利子率以下の低率な借入金を利用する場合は差額だけ利益となるわけである。

借入金に對する利子を利潤要素としたのは陸軍の利潤統制に於ける一つの特徴である。

物價統制實施要綱に於ける利潤の内容は陸軍の利潤要素の中の(一)(二)(四)から成り、金利は原則として原價項目としてゐる。會計學上でも金利は生産費要素とするのが通説であるが、陸軍に於ては、次の如き觀點から金利を特に利潤要素としたのである。

即ち、企業に於ける借入金利子は企業活動上當然生ずべき負擔として従來多く經費に算入せられてゐるが企業經營に於て借入資本を使ふか自己資本を使ふかは經營者の任意であつて主として企業の財務政策上より決定せらるゝものである。従つて借入金利子は企業活動其のもの固有の事情から生ずる經費とは云ひ難い、例へば生産設備による資本を新株募集に依つて調達するか、社債募集又は借入金に依つて調達するかは専ら財務政策に依つて決定せらるゝのであつて生産設備の作業活動とは少しも關係のない事柄である。偶々社債募集又は借入金に依つて調達されたが故に新株募集に依つて調達された場合と比べて此の生産設備から生ずる固有の利潤に相違を



生ずることは不合理である、之が爲め借入資本に對する支拂利子は經費から除外して企業固有の利潤に於て計算するを合理的とするのみでなく原價比較上からも之を必要とする。(註一)

(三) 事業の繼續的維持に必要な限度の社内保留

社内保留は事業の將來に對する危険をカバーする目的を以て爲されるもので、陸軍は之に就き事業の繼續的維持に必要な限度を以て適正なるものとし、具體的には、過去五ヶ年に於ける當該業種の平均保留率(總資本に對する)を以てした。事業の繼續的維持に必要な限度のものに限るので此の平均保留率の計算には、配當準備金又は事業擴張積立金等は算入されない。適正なる配當は(一)に於て之を保證しあり、又固定資産の減價償却費は之を原價に算入しある爲めとされる。(註二)

(四) 通常の所得に對する課税たる法人税及び營業稅同附加稅

税金に就ては法人税及び營業稅同附加稅だけが認められてゐる。之は通常の所得に對する税金を認めた意味である。超過所得たる臨時利得稅又は同族會社稅等は利潤に算入されないから、之等は利益金處分に依らねばならぬ。

(四) 適正利潤率算定の基準となる資本

(註一) 陸軍省經理局監査課、前掲論文

(註二) 同上

適正利潤率算定の基準となる資本は經營資本である。

經營資本といふのは、資本の種類の章に説明した如く事業本來の目的の爲めに現實に使用せられて居る資本を云ふのであつて、前述せる經營固有の利益はこの資本の運営より生ずる利益である。換言すれば總資本より事業本來の目的に使用されて居らない資本例へば商品製造工業に於ては他會社に對する投資資本或は將來に對する擴張の爲めに豫備的に保有せる資本を控除したものである。擴張のための未働資本を控除するのは、事業本來の目的の爲めに現實に使用されてゐないが爲めである。

尙ほ同じく適正利潤率を算定するのでも、物價統制實施要綱に於ては、原則として自己資本を基礎としてゐるが、陸軍に於ては、經營資本を計算の基準とした根據に關し次の如く説明される。(註) 利潤率の算定には如何なる資本によつて計算するを合理的とするやの問題がある。即ち拂込資本によるか、自己資本によるか、總資本によるか、經營資本によるかの問題である。普通一般に利益率と稱せらるゝのは、拂込資本に對する利益率を指すが、企業の利潤率を示すには適當でない、即ち企業に使用せらるゝ資本には拂込資本の外に積立金、繰越金の如き利益留保の株主資本が相當存在してゐるので其の純益を唯拂込資本と比較して企業の収益能力を現はすは不合理である。又株主資本利益率は企業經營者又は株主等の立場から其の収益能力を觀察する場合には適當なるも企業を單位として其の經營能率を考察する場合には株主資本利益率に依るを不適當とする場合が尠くない即ち企

(註) 陸軍省經理局監査課、前提論文



業は株主資本の外に借入資本を使用するものが多く其の企業活動は此の兩者を合せた經營資本又は總資本により行はれてゐるのであつて利潤率算定の基礎となる資本は經營資本に依るを合理的とすると云ふのである。

猶て然らば、具體的に經營資本とは何かと云ふと、經營資本は總資本から經營外資産の價值額を控除したものであるから、經營資本は、結局、經營資産の價值額と一致する。従つて經營資本を求むるには、貸借對照表の借方（資産）勘定に就て、經營資産額を求むれば良いわけである。陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則の貸借對照表離形に依れば、資産は固定資産（有形、無形）流動資産（棚卸資産、當座資産、前拂費用、假拂金）擴張資産投資資産、評價科目（建設利息、缺損金）は五大別され、固定資産及び流動資産を以て經營資産とされ擴張資産及び投資資産を經營外資産としてゐる。

尙ほ茲に注意を要するのは若し貸方（負債）勘定に前受金があれば、右の經營資産額から此の前受金を控除したものを以て經營資本とすることである。前受金を控除する理由は、企業者側に於ける前受金の資本としての性質は、本質上利子又は利潤を伴ふべきものでなく所謂素通勘定たるべきものだからである。（註）尙ほ、前受金を除く反面の理由は、陸軍の適正利潤には、借入利子を含む點にあるのであつて、斯る建前上、經營資本に利子を伴はない前受金を加算せしむるを得ない理である。故に獨り前受金に限らず、無利子負債は全て經營資本より控除せらるゝのである。

（註） 陸軍省經理局監査課、前掲論文

以上の結果、前記の財務準則の資産勘定分類に依れば、現實の問題としての經營資本は次の如くなる。

$$\text{經營資本} = \text{總資本} - \text{經營外資産} - \text{評價科目} - \text{無利子負債} = \text{經營資産} - \text{無利子負債}$$

尙ほ經營資本の算定困難なる場合には、總資本を以て代用し得ることゝなつてゐる。此の場合も、前受金其他無利子負債を控除することは云ふ迄もなく。

#### （五） 經營資本利益率の算定方法

適正利潤率算定要領は、上記の適正利潤の商品一單位當り額を求める爲め、この第一段の手續として、經營資本に對する適正利潤の比率即ち經營資本利益率を算出するのであるが、之を求むる計算方式は、利潤の四要素を合計した適正利潤を割るのではなく、先づ四要素に付き各別にそれが經營資本に對する比率を算定し、然る後之等を合計する方式を採つてゐる。

次に各要素毎に、その經營資本に對する比率の算定方法を述べよう。

#### （1） 株主に對する適正なる配當率

株主に對する適正なる配當の經營資本に對する率は、當該會社に於ける株主資本と借入金との構成比率を推算し當該業種株式の過去三ヶ年平均利廻に株主資本の構成比率を乗じて算定することになつてゐる。即ち

$$\text{株式平均利廻} \times \frac{\text{株主資本}}{\text{經營資本}} = \text{適正配當率}$$

然し經營資本＝總資本の場合を除いては、經營資本に對する株主資本と借入金との構成比率は、實際問題とし



て計算が出来ないから、經營資本に對する株主資本の比率は、便宜、總資本に於ける株主資本と借入金との構成比率を以てすることになつてゐる。即ち例へば總資本（一〇〇）が株主資本（六五）借入金（三五）から成る場合に於ては、經營資本も亦株主資本六五借入金三五から成るものとするのである。而して此の場合、平均株式利廻を六%とすれば、 $6\% \times 65 = 3.9\%$ となり、三・九%が經營資本に對する適正配當率である。即ち適正配當率の算式は、實際問題としては、次の如くである。

$$\frac{\text{株主資本}}{\text{總資本}} \times \text{株式平均利廻} = \text{適正配當率}$$

尙ほ株主資本構成比率は各會社の實際に付て計算されるのであるが、算定困難なる小經營會社等に於ては、當該業種の平均構成比率を代用することが出来る。

(2) 借入金に對する通常の利子率

借入金に對する通常の利子の經營資本に對する率は、通常の借入金利率に、當該會社の經營資本に於ける借入金の構成比率を乗じて算定される。即ち、

$$\frac{\text{借入金}}{\text{經營資本(總資本)}} = \text{適正利子率}$$

例へば借入金の構成比率を三五%借入金の通常利子を五%とすれば、經營資本に對する通常利子率は一・七五%となる。

此の場合も、適正配當率の場合と同様、經營資本に於ける借入金の構成比率は、總資本に於ける借入金の構成

比率を採用し、また算定困難なものに付ては當該業種の平均構成比率を代用することが出来る。

(3) 事業の繼續的維持に必要な限度の社内保留率

事業の繼續的維持に必要な限度の社内保留の經營資本に對する率は、當該業種の多數會社に於ける過去五ヶ年間の平均保留率を其儘、各會社の適正保留率とするのである。而して此の平均保留率は過去五ヶ年間の積立金繰入金の合計額を總資本平均在高で割ることに依つて求められる。此の場合、配當準備金や擴張準備金等は積立金に算入されないことは既述の通りである。之等を除いた平均社内保留が百萬圓で總資本平均在高が五千萬圓とすれば此の場合の平均保留率は二%となるわけである。

(4) 法人税及び營業稅同附加稅の率

利潤中に算入される法人税及び營業稅同附加稅の經營資本に對する率は、夫々次の如く計算される。

(イ) 法人税中所得に對する課稅

本税は稅法上、稅含み所得に對して課せられることになつてゐるから、所定の稅率を、稅金を含まざる純益に對する率に換算し、然る上、之を前記の適正配當率、借入金利子率及び社内保留率の合計に乗じて算定される。

法人の所得に對する課稅率百分の十八を、稅抜き純益に對する率に換算すると  $\frac{18}{100-18}$  に依り百分の二一・九となる。従つて本税の經營資本に對する率の算式は次の如くなる。

$$(\text{適正配當率} + \text{通常利子率} + \text{適正社内保留率}) \times 2.19\% = \text{法人(所得)稅率}$$



(ロ) 法人税中株主資本に對する課税

此の税金は經營資本に於ける株主資本の構成比率に所定の税率を乗じて算出される。即ち

$$\frac{\text{株主資本}}{\text{經營資本}} \times \frac{1.5}{1000} = \text{法人(資本)税率}$$

(ハ) 營業税及び同附加税

本税は法人税の所得に對する課税と異り、税法上、税金を除いた純益に對して課税せらるゝのであるから、所定の税率を其儘、法人税の場合と同様經營資本に對する適正配當率、借入金利率及び社内保留率の合計に乘じて計算される。而してこの税率は本税が、百分の一・五で、之に對する附加税は府縣税として本税の一〇〇%、市町村税として更に本税の二〇〇%迄認められてゐるから、本税と附加税の合計率は百分の六になる。従つて營業税同附加税の經營資本に對する率は次の算式に依つて計算される。

$$\left( \frac{\text{適正配當率} + \text{適正利率} + \text{適正社内保留率}}{100} \right) \times \frac{6}{100} = \text{營業税同附加税率}$$

經營資本に對する法人税、營業税同附加税の率は、以上の(イ)(ロ)(ハ)の三率を合計したものである。

尙ほ此の税金計算に付て注意せられるのは、借入金利率に對して税金を與へてゐることである。云ふ迄もなく借入金利率には税金は課からないのであるから、軍の計算は一見すると不合理の如くである。然し軍が斯る措置を敢てしたのは、實は借入金利率を除いて、理窟通り適正配當金、適正社内保留金の合計だけについて、之等の税金を與へたのでは、實際に納める税金には足りない爲めである。之と云ふのは、營業税に於ては納付した法人

税額にも、之が課かるのに、軍の計算では、この點を無視してゐる爲めである。そこで軍は、營業税に於ける不足を補ふ爲めに、便宜上、借入金利率に税金を認めることとしたものと思はれる。此の場合、營業税に於て法人税關係を取容れては、計算が複雑になる點も考慮せられたであらう。

以上(1)、(2)、(3)、(4)の各率を合計したものが適正なる經營資本利益率である。

尙ほ本算定要領に依れば、經營資本利益率の算定が困難な場合には總資本利益率を代用することになつてゐるが、實は以上に依つて計算された經營資本利益率は總資本利益率に一致するのである。何となれば、本計算は比例計算であつて、經營資本利益率の算定に用ゐる株主資本と借入金との構成比率は、總資本に於ける株主資本及び借入金の構成比率に依つた爲めである。即ち經營資本と總資本とは、金額に於ては、異るとしても、構成比率は全く同一なものであるから、此の比率に基き計算された經營資本利益率は、同時に總資本利益率であるのが當然である。例へば總資本に於ける株主資本の構成比率が七〇%の場合は、經營資本に於ける株主資本構成比率も右に準じて七〇%とするのであるから、平均株式利廻を六%とする適正株主配當率は經營資本に對しても、總資本に對しても、共に等しく四、二%である如くである。

(六) 經營資本回轉率の算定方法

上記に依つて算出された經營資本利益率を經營資本回轉率で割ると、商品一單位當り原價に附加すべき適正利潤率即ち算定要領にはゆる販賣利益率が得られる。そこで次には經營資本回轉率の算定方法に付て見よう。



一般に資本回転率とは、商品一ケ年の販賣高を、その商品を製造販賣する爲めに投下せられた資本で除した商を云ひ、販賣高が投下資本と同額なる場合を以て、資本が一回轉したと稱する。その販賣高が投下資本の二倍なれば二回轉、三倍なれば三回轉と云ふことになる。

情て、陸軍の適正利潤率算定要領に於ては、經營資本回転率は、各會社に於ける販賣高を經營資本平均在高で割ることに依つて求められる。而して、此の場合に於ける販賣高は、最近一ケ年に於ける商品販賣高を基準とし之に將來の増減豫想を加味して算定し、また經營資本の平均在高は、最近一ケ年に於ける各三ヶ月毎に其の末日現在の經營資本を平均したものを基準として、之に將來の増減豫想を加味して算定される。即ち兩者とも單に實績を以てするに非ずして將來の増減豫想を加味して決定する點に特殊性がある。軍の調辨價格は年度の初めに事前に決定するものであるから將來の豫想を加へることが必要なのである。

尙ほ、この經營資本回転率も各會社別に算定することになつてゐるが、ある會社が數個の事業又は數個の獨立した工場を有する場合には、回転率も、各事業別又は各工場別に算定される。この場合、一般管理及び販賣部（即ち本社）の資本は之を適當なる基準に依りて各事業又は各工場の經營資本に按分する。陸軍財務諸表準則に依れば、會社が數個の事業又は數個の獨立せる工場を有する場合には、各事業別又は各工場別の回転率が算出出来るやうに、貸借對照表及び損益計算書は、會社全體のもの、他に、各事業別又は各工場別のものを作成せしめることになつてゐる。

販賣利益率算定の基礎たる資本回転率は、以上の如く經營資本回転率によるを原則とするが、經營資本回転率の算定が困難な場合にはその會社の總資本回転率を以て之に代へることが出来る。而して總資本回転率はその會社の最近一ケ年間の總収入を總資本平均在高で割つたものを基準とし、之に將來の増減豫想を加味して決定する。また總資本回転率も算定困難な場合には、當該業種の標準的總資本回転率を以て代用し、この場合に於ける業種別標準總資本回転率は當該業種の多數の會社に於ける最近一ケ年間の總収入の合計を總資本平均在高の合計で割つたものを基準とし、前記の場合と同じく、之に將來の増減豫想を加味して決定するのである。

(七) 販賣利益率の算定方法

販賣利益率は經營資本利益率（又は總資本利益率）を經營資本回転率（又は總資本回転率若くは業種別標準總資本回転率）で割つた商である。即ち例へば經營資本利益率が一〇%の場合、回転率が一回とすれば、販賣利益率は一〇%であり、回転率が二回なれば、販賣利益率は五%と云ふことになるわけである。

そこで此の算式に就て直ちに起り得る疑問は、回転率が大きければ大きい程販賣利益率が低くなり、優劣經營間に不公平を生ずると云ふことであらう。然し陸軍に於ては、資本回転率の差と云ふものは、軍需品にあつては、經營者の努力に依つて生ずる場合は寧ろ小く、多くは原材料の多少即ち軍の發注量の多少と云ふ外部の客觀事情に基くものであるから、必しも不合理ではないとの見解を持してゐる。従つて若し回転率の増大が經營内部の原因に存し、算定要領の方式に依る販賣利益率を適用することが明かに不合理なる場合には、實際に調辨價格を決



定するときその點を充分斟酌した販賣利益率を適用することになつてゐる。

(八) 販賣利益率の具體的適用

尙ほ此點は獨り回轉率に關する場合のみではなく、算定要領に依れば、調辨價格決定に當り原價に附加すべき實際の販賣利益率を決定する場合には、上來述べ來つた算定方式に基く販賣利益率を基準とし、之が適用上特に左の諸點に留意し必要なる考慮を加へ適切なる加減を行ふものである。(以下陸軍省當局の説明文を借用) (註)

1、事業の經營能率の優劣

事業の經營能率の優秀に因りて製品原價が通常以下に低き場合には其の優秀性に對する報酬を其の程度に應じ販賣利益率に適當に參酌するのである。其の反對に經營能率の不良に因つて製品原價が通常以上に高い場合には之れまた其の程度に應じ販賣利益率を減じて經營能率の増進と生産原價の低下に對する刺戟を失はしめないように特に之を活潑に加減するのである。

2、事業財産評價上の差異

事業に於ける經營の健實化の見地に於て資産を通常以下に低評價した結果、資本回轉率が通常以上に大であつて之に伴つて販賣利益率が通常以下に低くなる場合又は其の反對に不健全なる財政々策の結果資産を過大に評價し甚しきは水増を行ふ等に依り資本回轉率が通常以上に低く其れが爲め販賣利益率が通常以上に高くなる場

(註) 陸軍省經理局監査課、前掲書

には夫々必要なるが加減を行ふ。

3、事業の特異性

事業に於ける製品が市場性を有しない兵器其他特殊軍需品であつて其の製品の生産が停止せられた場合には其の設備を他に轉用が出来ない事業で軍としては特に其の事業の發達を必要とするもの等には其の事情に應じて販賣利益率に必要な考慮を加へるのである。

4、其他調辨上必要なる考慮

以上の外契約履行成績の良否等に調辨上必要なる考慮を加へるのである。

以上の考慮を加へることに依り利潤統制の通弊と謂はるゝ企業心の萎靡、生産力擴充の阻害等を防止せんとするのである。

(九) 適正調辨價格の算定式

陸軍軍需品の調辨價格を定めるためには、適正利潤率算定要領に基き上記の如く適正なる販賣利益率が算定されると共に、製品原價に付ては、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に従ひ、適正なる原價が計算される。そこでその原價に販賣利益率を附加したものが、調辨價格となるのである。

原價に販賣利益率を附加して調辨價格を求むるのは次の算式に依るのである。

$$\text{原價} \times (1 + \text{販賣利益率}) = \text{調辨價格}$$



尙ほ原價と販賣利益率とから調辨價格を求むる算式には、も一つ次の如きものがある。

$$\text{原價} \div (1 + \text{販賣利益率}) = \text{調辨價格}$$

之に付き青木倫太郎氏は、(註)後式の方が理論的に正しいとされてゐる。其の理由は經營資本の回轉率の計算に於て販賣高を經營資本の平均在高で割つてゐるからである。此の時に分子を販賣高としないで賣上品原價を採つたとすれば前式がよいのである。然るに軍の算定要領では分子が販賣高となつてゐるから、後式が正しい計算法である。と云ふのである。

調辨價格は、前式に依るのと後式に依るのでは若干相異を生じ、前式に依る方が若干低くなるのである。即ち原價を一〇〇、販賣利益率を一〇%とすれば、調辨價格は前式に依る場合一一〇であり、後式に依る場合は一一となり、前式に依る方が一だけ低くなる。

以上、適正利潤算定要領に基き陸軍の利潤統制の方式を概略述べた次第であるが、軍の適正利潤の計算は各會社別に所定の算式に基き劃一的に一應算出されるけれ共、實際に與へる適正利潤と云ふものは、必しもこの計算に依る利潤率其儘のものではなく、經營能率其の他の優劣に従つて適當に加減したものであることは屢説の如くである。

尙ほ販賣利益率の算定上必要な基準例へば業種別平均株式利廻、社内保留率、借入金通常利率並に中小經

(註) 青木倫太郎氏、原價計算の方法二二四頁

營及び調辨價格の小なる會社に適用すべき業種別標準販賣利益率等は、毎年度頭初に陸軍省經理局長より關係官に指示せられるのである。

#### (一〇) 軍の利潤統制と物價統制大綱

軍の利潤統制は元々、物價統制實施要綱の利潤統制と可及的に歩調を合すべく努め、之に軍の特異性を加味して制定せられたものである。

備考、物價統制實施要綱(第二の四)政府の購入する兵器等に付ては其の價格を決定するに當り「物價統制の大綱及本要綱の趣旨に従ひ之を行ふべきこと。

従つて軍の利潤統制と物價統制實施要綱に於ける(商工省の)一般産業の利潤統制とは、其の理論的構想に於ては、大體に於て同一である。然し兩者の間には軍需品と民需品と云ふ統制對象に於ける著しき相違があり(物價統制實施要綱に於ても、軍需品價格決定は、一般民需品と切離し別個に行ふべきこととしてゐる所以である)之れが爲め軍の利潤統制と物價統制大綱並に實施要綱に示された一般産業の利潤統制とは、統制形式上並に統制の効果に於て大いに異なる點が見出される。

その第一は、物價統制大綱に於ける利潤に於ける利潤統制は個々の會社に付て直接その適正利潤を算定するのではなく、實際を參考して抽象されたところの中庸生産費規模經營を前提としてその適正利潤を算定し、之を基準として公定價格を決定するのであるが、軍の利潤統制は個々の會社別にその適正利潤を算定し、之に基き調辨



價格を決定するのである。即ち、利潤統制の結果、形成せらるゝ價格は、前者に於ては、公定價格であり、換言すれば生産者の誰かれを關せず、當該商品一般に適用する統一價格であるのに對して後者に於ては、個々の生産者に特定の價格である點に大いなる差異がある。利潤統制の及ぶ統制力は前者は間接的であり、後者は直接的である。従つて軍の利潤統制は一般産業に於ける利潤統制よりも著しく強力にしてより適正を期し得るのである。

軍の利潤統制と物價大綱に於ける利潤統制との相異の第二は、借入金利子の取扱方の相異であつて、物價大綱に於ては、之を原價要素と爲してゐるのに對し軍の利潤統制では之を利潤要素と爲してゐる。尤もこれは、本質上の問題でなく、計算上の便宜問題に過ぎないから、左して問題とするに足らぬ。

以上の如き商工省の物價統制大綱の利潤統制と陸軍の利潤統制の差は、本質的には、一は、購買獨占であると然らざるとの差に歸するものである。

### 第六節 利潤統制と國家總動員法

租税及暴利取締令並に利息制限法に依る利潤統制に就ては特にその法的根據につき記述する必要を認めないが、事變後に於ける配當制限及び利潤制限の法的根據は、何れも國家總動員法に依つて與へられてゐる。配當制限は同法の第十一條において、利潤制限は第十九條において規定されてゐる。

國家總動員法第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資

本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

同法第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國家總動員法は昭和十三年四月一日公布、翌五月五日から施行されたもので、周知の通り、戰時又は戰爭に準すべき事變に際し國防目的達成の爲め國の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的及び物的資源を統制運用するために必要な措置を規定した非常法規である。

而してその第十一條の條文は前掲の如く、その内容は(一)資金需要の統制(二)利益金處分の制限及び經理命令(三)強制融資命令の三點に分たれ、(一)は不急不要の用途に資金の流入することを制限するため、會社の設立、増資、合併、目的變更及び第二回以後の株式拂込に付き制限若くは禁止を爲し得ること、(二)は必要な生産設備の擴張改良、適當な減價償却に備へしむるやう利益金處分其他經理に關し命令を發し得ること(三)は國家總動員上、必要と認むる事業に對しては急速に資金を貸出し又は國債其他の有價證券の應募、引受若くは買入れ等を爲すやう金融業者に對し強制命令を發し得るとするのである。而して(二)の利益金處分の制限に就ては、總動員法施行要項に於て次の通り制限の大綱を提示された。すなはち、資本金一定金額以上の會社の増配は政府の許可を



受けるに非ざれば、之を爲すことを得ざること、但し既往の配當が一定率に達せざるものに付ては、其の限度までは差支なきものとするものである。會社利益配當及資金融通令及び會社經理統制令は共に第十一條の委任勅令として發せられ、十一條の具體的内容を爲すものであつて、これに依る配當制限は、謂ふまでもなく、前記の施行要項に準據したものである。

次に第十九條は物價統制の根本法規で、この條文たゞ一條の發動により物價に關する萬般の統制を爲し得るといふ頗る簡易で且つ重要な内容を持つた條文である。而して本條による命令内容に就ては、施行要項に次の如く規定されてゐる。第一、暴利の取締に付き定むること。第二、販賣價格、運送賃、保管料等の公示又は届出に付き定むること。第三、最高販賣價格、戰時保險料の最高限等に付き定むることといふのである。價格統制令は、本條に基き昭和十四年十月十八日に發令された。本令は、いはゆる九・一八價格停止として知られてゐるが、この外に適正價格に依る價格公定も本令に依つて行はれるものである。而して本令はその第十條に於て適正價格の前提條件である原價計算について、その強制實施を爲し得る旨を規定してゐるのであり、原價計算及び價格公定を通じて、一般的利潤統制も可能となる理である。尙ほ、本令施行前に於ける物價統制は「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」に基く「物品販賣取締規則」に依つて行はれたものである。

價格等統制令第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得。

## 第四篇 我國現行の利潤統制

### 第一章 現代利潤統制總論

#### 第一節 統制經濟下の利潤

##### (一) 利潤統制の背景

資本主義は、それ自身に於て、國家統制を招來すべき要因を孕んでゐる。(註)それが戰時となれば勿論、戰時とならずとも國際關係からして國防國家建設の必要に迫られると、その方面から統制を加重せらるべき必然性を持つものである。我國現時の經濟統制は、斯かる環境の產物と認むべきであらう。

今日一口に統制經濟と稱せられてゐるが、それは、統制の程度に依りいろ／＼段階がある。今日の我國の經濟統制の主流は、それは一言にして云へば、「統制すれども經營せざる」段階である。一部には、電力統制の如く、殆んど統制と經營が一致せんとし半國營の形態のものもあるが、多くの部面は未だ「統制すれども經營せざる」

(註) 高田保馬博士、第二經濟原論三九八頁



段階である。其の段階に於ては、高田博士が云はれる如く國家は其必要又は計畫に従つて企業經營の方針と限界を指示する。經營者は此國家指導に従ひ、進みて之に協力すると共に其創意に依つて利潤を獲得する。いはゞそれは指導し協力する過程である。(註)

斯かる過程に於ける企業形態は、民有民營を本體とするが、國際情勢の悪化乃至戦争が擴大すれば統制の強化を必然たらしめ企業形態にも、國家統制に便宜に改變せられ、民有民營より民有國營乃至一部は國有國營に變化することも預しめ豫想して置く要があらう。

### (一) 統制と利潤の變質

今日の我國の利潤統制は、以上の如き背景の下に行はるゝものである。統制經濟と雖も、國民經濟的には一國の經濟の發展を豫期し、それを豫想し個別經濟的には優秀企業を必要とするものである。統制經濟下に於ける利潤の肯定はそうした經濟の發展と優秀企業の存在が前提として、なされるものと思ふ。その限り現段階の利潤統制は利潤を否定するものでは元よりない。只統制經濟に於て、經濟活動乃至行爲の目的が公益優先に置かれ、營利本位が止揚せらるる結果、利潤の經濟目的上の位置が後退するその上、統制經濟下に於ては、企業家活動が制限せられ、經濟の安定に依つて普通の意味の危険率が減少し、金利が統制せられて、殊に低金利政策を採用せられるその結果として、理論的に私の云ふ利潤の構成要素たる企業家への報酬分、危険に對する保險料分、投下資

(註) 高田保馬博士前掲書三九八頁

本の利子分は夫れ々低下すべき傾向が強い。尤も戰時統制經濟の下に於ても、理論上利潤の上昇を認める原因はない譯ではない。その第一は戰時危険の増大でありその第二は利潤に依る資本の蓄積獎勵の意味である。こうした増大すべき理由と、前述した減退すべき理由との力の對立關係が結局戰時統制下の利潤率を定めるものであるが、結局低下すべき力が強いと認められるのである。斯くて利潤統制は、利潤率低下の傾向を強める一方、利潤の安定化を促がしその利子化を招くものである。即ち利潤統制は、自由經濟時代とは利潤の内容並に性質に變化を來すものである。但し、それは優秀企業に就いてとあつて、劣悪企業は、統制經濟下にも、利潤はないか、乏しいことは言を俟たぬ。以上は、主として經濟的の觀點より見たものであるが、その外に、戰時統制經濟時代に於ては、政治的社會的の觀點からも、利潤統制を必要とし、特に社會正義の點より、利潤は制約を受けることとなる。政治的社會的意義よりする利潤統制も亦利潤の低下を來たすものである。

斯くて利潤の統制せらるゝと共に、その内容性質に變化を生じ、利潤率の低下を招來することは、臆がて利潤の側面よりの資本の蓄積が減少する。しかも、戰時經濟は、軍需生産力擴充の爲めに、資本を要すること甚だ急であるから之が補充の方途を講しなくてはならぬ。之に代はるゝ方法中最も重要なものは、大衆の消費節約に依る俸給賃銀分の蓄積である。茲に、利潤統制下に於ける國民貯蓄政策の重要性がある。その外、利潤統制に依つて生ずる經濟上の摩擦障害に就いては、他の方法にて、之を修正補強するの工夫が必要である。之に就いては、後に利潤統制の附隨條件の節に於て一部觸れることにする。



## 第二節 統制利潤の意義

利潤は自由經濟に於ては企業經營の對象であり、生産昂揚の刺戟であり、企業に於ける經濟價値の尺度である。利潤の持つ如上の機能は自由經濟下に於ては自由放任によつて達成された。これは自由競争に基く需要供給の自然調和を前提とするものである。然し統制經濟下に於ては自由經濟下に於ける如く利潤の自己運動にのみ頼つてゐては、利潤の機能を貫徹することが困難になり、また不可能にさへなつた。このことは戦争その他に基く經濟事情の激變に依り、いはゆる利潤の自主性を發揮せしむべき經濟的基底を缺くに至つたことを意味するもので、周知の通り、今日に於ては、物資の需供關係は根本的に不均衡であつて、之が調和は、統制に依つて營まれることとなり自由競争は原則とし止揚せられることとなつた。斯かる條件の下に利潤の追及を自然の赴くまゝに放置することは、却つて需給關係を紊し國家社會の利益を害する結果となる惧が多分にある。其處に、前述の如く經濟目的を公益優先主義に轉換する必要がある、利潤を全體經濟との調和の上に統制することが必要となつた。茲に利潤統制が生れた理由がある。

而して現段階の利潤統制は利潤を經濟全體の調和に於て適正化し、過當不當利潤を排除することであつて、利潤そのものゝ否定でないことは、前に一言した如くである。されば經濟新體制確立要綱にも、國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認むる所以である。

利潤統制は、直接には價格統制ないし資本統制の一環たるものであるが、詮する所は戰時統制段階に於ける國民經濟活動の目途たるその安定と發展とに寄與するの施策に他ならない。このことは、換言すれば企業が戰時經濟の發展と安定或は國家目的に寄與して、始めて適正利潤が公認せらるるものと解すべきである。其處に、無條件に利潤の承認せらるる自由經濟との差異がある。尤も、統制が不完全な場合に、暗的利潤は存在する。

利潤統制は必しも各個の企業經營の利潤率其のものを直接制限するの趣旨に非ずして(註)、國家目的に照應し、低物價の維持、資本蓄積の増大或は社會上の正義公平を期する爲めの手段に他ならない。その詳細に付ては、第三節に説く。

次に我國の利潤統制に於ける統制利潤の意義は、利潤の劃一的な釘付けを意味するものでない。たとへば前述の如く物價統制大綱に於ける一般産業の利潤統制を見るも、その適正利潤率なるものは業種業態別にその特殊事情を考慮せらるゝは勿論、基準たる適正利潤は中庸生産費規模に於ける適正利潤率であつて、各企業間に差別利潤の存在を肯定すると共に、原價の低減を企圖することに依り利潤増大を招來する餘地を残して居り、決して各企業の利潤を一律に統制しようとするものではない。プール平準價格制採用の場合に於ける買入價格に對しては、原則として高能率のものに付ては低能率のものに比し多くの利潤を認むる旨を明確に規定されてゐる。(物價統制實施要綱第二の(11))

(註)物價統制大綱(第四の三)



軍需工場の利潤統制に於ても亦同様である。即ち、前述の如く又後述の如く陸軍の適正利潤率算定要領に依れば、各経営の適正利潤率は一定の方式に依り一應劃一的に算定せらるゝけれ共、實際に調辨價格を決定する場合は「事業の経営能率の優劣に應じて、利益率は特に活潑に加減する」(註一)のことであり、而も昭和十六年四月に示達された新方式に於ては特に此の點を明確にし「調辨價格の決定に際しては、利益率はこれを劃一的に算定することなく経営の優劣を十分に考慮し経営の優秀性に基く原價の低下、資本回轉率の向上に對しては通常以上の利益率を與ふる」(註二)ものとされてゐる。

更に經濟新體制確立要綱に於ても、企業に對しては「適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對してはその利潤の増加を認む」(第二の五のロ)とされてゐる。

尙ほ實際問題として企業利潤の釘付けは可能であらうかを考へるに、購買獨占の軍需工場の如くに價格の決定が軍の意志に依つて行はれる場合には可能であるが、一般産業に於ては、それが獨占形態を採るも、統制が生産配給に亘つて完全に行はれない限り利潤の統制をなすと云ふも利潤の釘付けは實行不可能の問題である。また軍の利潤統制の如く假に實行可能の場合に於ても、利潤の釘付けは生産性の向上と原價の低下を阻害すること必定であり、利潤統制が結局に於いて目的とする生産力擴充價格の引下に反するから、利潤の釘付けは原則として好ましくないものである。

(註一) 陸軍省經理局監査課、前提論文

(註二) 昭和十六年度陸軍經理官會議指示事項の中より

くないものである。

要するに、利潤統制は盲目的なる利潤の抑壓ではなくて、利潤を國家經濟全體に照應して適正點に制限するを目的とするものである。かゝる意味に於て舊會社配當及資金融通令に依る配當制限は一定時期を捉へて制限したもので稍合理性を缺いたものであり、當然改正を必要としたものであつたと云へる。それが會社經理令に於て自己資本の適正率基準に改正を見たのは、適當の措置と云ふべきであらう。

### 第三節 我國利潤統制の目的

利潤統制は利潤を戰時統制經濟段階に相應して適正化するにあることは既に述べた。

然らば、そうした利潤統制の目的は何か。と云ふに、この目的は分つて二つになる。即ち(一)經濟的目的(二)社會的目的で、前者は低物價の維持を前提とする價格統制の問題及び企業基礎の強化並に生産擴充資金調達、公債消化等の問題に關聯するものである。後者は社會正義の維持である。以下之等の諸點に付て述べよう。

#### (一) 經濟的目的

利潤統制の經濟的目的の第一は、之に依つて價格統制を行ふことである。換言すれば價格形成に依り物價の騰貴を抑制し低物價を維持して政府財政の運行國民生活の安定を圖ることである。價格統制は統制經濟に於ける焦點である。これは、云ふ迄もなく資本主義經濟の下に於ては、生産、配給、消費等あらゆる經濟活動が價格現



象を通じて行はれ、あらゆる經濟事象は究極に於て價格に集約されるからである。特に戦時に於ては、戦争遂行に伴ふあらゆる無理が物價に反映するため、物價問題は著しく重大性を帯びて来る。即ち戦時下に於ては、戦争に依る物資の大量消耗を中心として、物資需要は急速且つ大規模に起り、而もそれは全ての條件を超越して充足せられねばならぬ性質のものであるから、需要と供給とは絶體的な不均衡關係に置かれるのを普通とし、従つて物價は必然的に昂騰の運命を荷ふものである。然し物價の暴騰を放置すれば、遂には悪性インフレーションを惹起し延いて戦時經濟全般の破壊となる惧がある。されば戦時下に於ては、物價の安定之を通じての經濟社會の安定は戦時經濟運営の絶體的條件たるものである。此の場合、物價の安定は自由價格機構の下に單に抑制手段を講じたのでは解決し得ないこと、過去の經驗の教ふところであつて、之を解決する方法は、或程度人爲的統制を價格に加ふるより他に途のないことが明かにされた。しかもその統制は、合理的なるを要し茲に適正價格の問題が取上られた即ち適正なる原價を基礎とし之に適正なる利潤を附加して適正なる價格の形成を企圖することである。利潤統制は斯る物價統制の必要に基き價格構成の要素としての利潤の制限をなすものであつて、その目的は低物價の維持にあるのである。而して之に依つて國民生活の安定、國家經費の膨脹を喰止め戦時經濟の運行を圓滑にするにある。

利潤統制の經濟的目的の第二は配當制限に關するもので之に依つて企業の社内保留を増大せしめ、生産の擴充資金の自己調達を強め、また會社基礎を鞏固ならしめることを目的とする。利潤は生産擴充に動員し得る有力な

資本であるから利潤の分配制限は一種の資本統制でもあるわけであつて、配當制限が上記の諸點を目的とせることは會社配當及資金融通令及び現行の會社經理統制令が明確に規定するところである。尙ほ利潤統制のかうした目的は表現的には配當制限に關するものであるけれども、實際は獨り配當制限にのみ關するものではない。利潤の根源的統制も、内容的には、配當制限を爲してゐるのであるから、利潤統制一般の目的を爲すものであり、また利潤統制の基礎として表裏一體不可分の關係に在る原價統制の如きも、適正償却を通じて如上の資本統制に關聯してゐる。

尙ほまた配當制限に關聯し附言して置きたいのは、積立金運用方法の指定命令（會社經理統制令第六條）では公債消化力の促進を狙つてゐるものであるから、利潤統制の目的は社内保留の増強を通じ、公債消化の促進をも目的の一と爲すものと稱し得るわけである。

## (二) 社會的目的

次に利潤統制の目的が社會上の正義公平の維持にあることは、云ふまでもない、特に戦時下に於ては、社會政策上の正義公平の問題は、大いに重要視せられねならない。ドイツの戦争經濟の研究家たるシエルベニングは其の著、戦時産業動員論に於て「軍隊と國內の氣分は、何にもまして、戦時利得および戦時成金の限りなき出現によつて害せられた。この現象をその一切の結果と共に阻止することこそ、物價統制の本質的任務である。」（註一）と述べてゐる。



社會上の正義公平を目的とする利潤統制は、之を平時に於ても、累進率課税に見ることが出来るが、戦時下に於ては、各方面に亘り明暗の對立が深刻であるから、曾て配當制限問題に付て陸軍の主張せる如く「全國民が一致協力して相共に此戦時態勢を構成し相共にこれを背負ひ相共にその犠牲を拂ふこと」が肝要であり、「負擔義務を某部門の者が免れるなどといふが如き感じが生ずることは：：全國民の協力團結を阻害するのであつて輕々に看過し得ない問題である。(註二)

利潤統制が斯る要望に基き社會上の正義公平を期する目的のものであることは、明白である。

利潤統制の目的は上記の如くであり、利潤の制限それ自體は右の目的達成のための手段であるから「之が實施に當つては、慎重を重ね刺戟が強すぎて經濟界、產業界を混亂させることなきやう充分注意する」の要があり、「所謂角を矯めて牛を殺すやうな結果になつてはいけないので、この點萬全の注意を拂ひ或は又企業のうちま味を無くし生産の減退を來すやうなこともないやう特に注意す」(註三)べきものとされる所以である。

(註一) 救仁郷繁、澁川貞樹譯シエルベニング著、戦時産業動員論一六九—一七〇頁

(註二) 陸軍省佐藤情報部長談(東京朝日一三、一一、一〇)

(註三) 陸軍利潤統制實施の方針(中外商業一五、四、二三)

#### 第四節 利潤統制の形態

利潤統制の目的は上述の如くであるから、利潤統制の方法も、國家、國民經濟に於ける統制發展の各段階に應じ、その要求される目的に従つて、それぞれ異なるのが當然である。

利潤統制の方法は、斯くて實際問題としては、その事情々に依りその目的を最も有効に達成し得るやうな各種の形態を持ち得るわけであり、また現にそうであるが、最も基本的な方法は次の二つである。すなはち

- (甲) 利潤發生の本源に遡り、利潤の大きさを制限する方法
- (乙) 既に獲得済みの利潤の分配を制約する方法

前者即ち利潤發生の本源に遡り利潤の大きさを制限する方法は又分かれ二となる。一は、租税を通しての統制利潤でありその二は、價格統制に際し利潤を制限するものである。後者の方法は、いはゆる適正價格を形成し、之に依つて價格のうちに含まるゝ利潤を統制することに依り企業の利潤を統制するものである。

而して價格を形成する方法は、原價計算に依り適正なる原價に適正なる利潤を附加して爲す方法即ちいはゆる原價主義と逆に、利潤の適正な基準を定め、それ以上の利潤を直ちに商品價格の引下に充當する方法利潤基準主義と更らに單に商品の市價を標準時のそれに比較し、その適否を判斷して爲す方法即ちいはゆる市價主義の三つの方法がある。



我が國に於ける軍部の利潤統制及び物價統制大綱に於ける利潤統制は上記のうちの(一)即ち利潤發生の本源に  
 題り、企業利潤の大きさを制限するもので、價格形成の方法は兩者とも原價主義即ち適正原價に適正利潤を附加し  
 て適正價格を形成する方法を採用してゐる。併し原價主義と云つても、兩者共單なる機械的な原價主義でなく、  
 原價計算を基準として、軍に於ては經營能率その他の諸點を參酌するのであり、物價統制大綱に於ては、所定の  
 物價基準に照應して夫々、適正なる價格を決せられる點に特色がある。

尙ほ、適正價格を形成し、利潤發生の本源に於て企業利潤の大きさを制限する方法は、更に次の二つに細分され  
 る。

(イ) 各經營企業毎に個別的に適正價格を形成し、直接その企業利潤を制限する方法

(ロ) 一般的に同一種商品に適用する單一の統一價格を形成して間接に企業利潤を制限する方法  
 次に右二つの方法に於て基本的な事項を述べることにする。

(一) 原價主義利潤統制

(イ) 個別制—各經營企業毎に個別的に適正價格を形成し、直接、利潤を制限する方法。

此の方法は個別價格制(註)とも云はれる。各經營企業毎にその製品につきそれに適正とする價格(個別價格)  
 を定め商品に含まるゝ利潤を制限することに依り、結局企業利潤を制限する方法である。軍部の利潤統制はこの

(註) 山下勝治教授、戦時利潤統制八五頁

方法に屬するものである。ドイツの公用調辨品の納入價格決定法もまたこの方法に依り利潤統制を爲すものであ  
 り、第一次世界大戦時に於てはドイツを始め諸國に於てこの方法を採用した、併し失敗したと云はれる。(註一)

この方法は一つの經營に於て、一定の基準に従つてその製造商品の價格を一々計算されるのであるから、利潤  
 統制の方法としては最も適正を期し得て理想的であるが併し、これは軍と軍需工場の關係の如く商品の購買獨占  
 が成立し而も中間機關が存在せず、購買者が直接監督の立場にあるといふやうな特殊の關係にあるものでなけれ  
 ば適用し得ない。

物價統制大綱に於ける利潤統制も、特殊の商品に限りこの方法を採用してゐる。即ちプール平準價格制を採用  
 する商品に於ける利潤統制の方法が此の範疇に屬する。プール平準價格制の場合は共同販賣機關と生産者の關係  
 は、軍部と軍需工場の關係に似てゐるから實行可能なのである。

(ロ) 價格統制—一般的に同一種商品に適用する單一の統一價格を形成して間接に企業利潤を統制する方法。

この方法は個別價格制に對立するもので、單一價格制或は統一價格制とも云はれる。(註二)個別價格制に依る方  
 法が、各經營企業毎に個別の價格を形成し、夫々の經營に於て直接適正利潤を求めたのに對して此の方法は各商  
 品毎にその商品全部に適用する單一の統一價格を形成するもので、各經營は、その統一價格(公定價格)に依り

(註一) 山下勝治教授、前掲書八五頁、九一頁

(註二) 山下勝治教授前掲書九九頁



商品を販賣することに依り間接的に利潤の制限を受けるのである。物價統制大綱に於ける一般商品に對しての利潤統制方法は原則としてこの方法に依るのである。

この統一價格制は個別價格制と違つて、一々の經營企業に付てその適正原價と適正利潤を算定するのでないから、それだけ統制の効果は間接的であるのは云ふまででない。この方法は公定された價格で各經營が收めた利潤が夫々の適正利潤とする建前であり、實際に統一價格を決めるに用ひた原價如何に依つては、相當大なる利潤を擧げ得る經營が出て來るわけである。然し一般商品に對しての利潤統制は、この方法に依るを原則とする他ないのである。

この方法では、具體的に統一價格を決める場合に、その原價及び利潤をどの程度とするかが問題になる。その場合の基準としては、同種の業者中の最高原價、中庸原價及び最低原價の三者の中の何れかを採られる。併し最低原價（優秀經營の原價）を採れば、それ以上の原價に付大部分の經營の生産量を排除することになるから、實際問題としては恐らく採用し得ないであらう。反對に最高原價を採用したのでは、利潤統制の目的たる低物價の維持を期し得ない。斯くて普通價格決定の基準として採用されるのは中庸原價であり、適正利潤も亦之に對應して中庸規模經營を基準として算定される。物價大綱もこの方法を探つてゐる。尤も實施要綱に依れば、原則として、各經營間に於ける原價に餘り大きな差違のないものに限り、この方法を採用するのであつて、各經營間の原價に大なる差違のあるものには付ては、プール平準價格制を採用する方針である。

またこの方法に依れば、品質の低下等に依り不當な利潤を收める惧れもあるから、大綱は利潤統制の前提として商品の規格統一を行はしめることとしてゐる。更にこの方法に依れば、中庸原價以上の經營は缺損經營となり生産活動から脱落の運命におかれることになるが、供給確保の點から斯かる劣等經營企業に於ける生産量までも必要とする場合もあり得るので、斯かる場合には政府の補助金政策その他の方法を講ずる要がある。

(一) 利潤基準主義（生命保険料契約者配當式）

(一)の利潤基準主義は、私が便宜上假稱するものである。一定の、適正利潤の基準を定め、それ以上の利潤を商品價格の引下又は政府に上納せしむるものである。この制度は、獨逸に於て行はるゝ所である。(註)

それは宛かも、生命保険料割戻（配當）制度と稍や似てゐる。この方法は、企業家の優越心理を利用して價格引下をなさしむる妙味がある。但し、その結果は、優勝劣敗を顯著にし又商品に依つては、實行し難いものもあらう。私は、この制度を一名生命保険料配當式と稱するものである。

(二) 租税に依る利潤統制の方法

企業利潤に付ての統制は上記の如き方法に依りその發生から分配に至る迄一通行はれ得るのであるが、併しそれだけでは、實際問題として完全には統制できない。たとへば單一の統一價格（公定價格）に依る場合に於ける優秀經營の差別利潤に對する統制問題の如き、または經營固有利潤以外の利潤に對する統制問題の如きで之等

(註) 日本銀行調査局、歐米調査資料、昭和十六年六月號、獨逸の利潤制限と物價引下策



に對しても社會政策上の正義公平の立場から統制の必要を認められる。

斯かる要求を充たすのが、實に租税であつて、租税は利潤統制の原始形態であるが、一面に於ては、また利潤の發生、分配に對しての統制と伍して、利潤統制等の一環として日に新にして主要な役割を演ずべきものである。租税に依る利潤統制の方法は、(イ)利潤が企業内部に保留されてゐるものに對するものと(ロ)企業外に分配せられたものに對するとの二種がある(イ)に屬するものは各種の収益税、法人税、臨時利得税で之等の多くは累進率課税を爲すが、各國とも共通の方法である。

分配後に課税されるものに綜合所得税、分類所得税、相續税等がある。

次に(乙)の既に獲得済みの利潤の分配を統制する方法は分かれて二となる。

(一) 出資者に對する配當並に役員賞與(企業家利潤)に對する方法

(二) 租税に依る方法

以上二つの方法の中(二)に就いては、前述したから次に一について大要を説明しやう。

(一) 配當制限に依る方法

配當の制限に依る利潤統制は云ふ迄もなく企業参加資本家、株式會社にありては株主、合名、合資會社にありては出資社員に對する分配せられた利潤を直接の對象とするものである。我が國の配當制限は、當初は、増配限度を年一割に抑へると共に、既存の配當に付ては一定時を指して、それ以上に上るのを抑へた。而して現行の方

法は自己資本を基準として、その年八%を以て法定の最高限度を劃してゐる。現行の方が方法として合理的であるのは、企業利潤の統制内容に徴して明白である。配當制限が前述の如く舊會社配當及資金融通令から會社經理統制令に依る制限へと改正強化されたのは、本質的には軍の利潤統制が實施せられ、また物價統制大綱に基く利潤の研究が進んだ結果と思はれる。

(四) 重役賞與、退職金(企業家利潤)の統制

次に重役賞與並に退職金の制限は、我國では、利潤統制よりも賃銀統制と認められてゐるやうであるが、本質論から云へば、利潤の内容の節で説明した如く、重役賞與並に退職金は、企業家利潤である。企業家の企業家としての特殊の機能に對する報酬である。これは、生活維持の爲の勞務者賃銀賞與或は、企業經營の樞機に參與しない普通勤務者の俸給賞與とは性質の違ふものである。既に一般利潤が制限統制を受ける以上之が統制も當然であるが、その性質の一般勤勞者の賞與或は退職金と相違ある點は認識しなければならぬ。我國では、會社經理令(第十三條)に於て之が統制をなすことになつてゐる。その要點を掲げれば左の如くである。

第一、役員賞與は全役員に對する賞與の合計金額に付て制限統制を受けるもので、重役各人別の賞與に付ては許容された合計金額の範圍内に於て自由である。會社經理令に於ては、拂込資本金額に應じて許容の賞與率が定められてゐる。

第二、役員賞與の合計金額(每事業年度に付)は、法定賞與額と直前の事業年度の賞與額とのうち、何れか低



き方の金額を以て限度とする。これを超えて支給する場合には主務大臣の許可を受けなければならない。

法定賞與額と云ふのは、純益金に對し閣令に定むる賞與率を乗じたものである。此の場合の純益金は當該事業年度の純益金で税金を含んだものである。但し繰越益金、積立戻入金、株式發行超過金、合併乃至減資益金等は含まれない。資産償却金を含まないことは云ふ迄もない。

次に右の純益金に乗すべき賞與率は、會社の拂込資本金の大小に従つて異なるもので、此の率は施行規則第八條に規定されてある。即ち賞與率は拂込資本金二十萬圓以下のものにつき百分の一〇・四五であり、拂込資本金五億圓を超えるものにつき百分の一となつて居り、此の間、拂込資本金に依り二十六段階に區分せられてゐる。

以上の如く役員賞與に對する制限統制は法定賞與額と直前事業年度の賞與額とのうち、何れか低いものを以て限度とするものであるが、運用方針に依れば之を超えるものは原則として許可せられない。併し直前事業年度の賞與額が、法定賞與額に達しない場合には、法定賞與額までは自由に増額が出来る。尤も此の増額は一期二割を限度とすべきものである。但し、右に依り前事業年度の賞與を二割方増額しても、法定賞與額の七割に達しないやうな時には、一期二割の増額制限を超えて法定賞與額の七割まで増額が出来る。新設會社及び合併會社の新設後或ひは合併後最初の年度の賞與は、全て法定賞與の七割相當額を以て最高限度とされる。尙ほ賞與に次で役員退職金支給も統制制限を加へられてゐる。即ち、役員退職金は、閣令に依り定められた金額の限度内かまたは當該會社が、主務大臣の許可を受けて作つた支給準則の範囲内で支給する場合は自由であるが、之を超える

場合には主務大臣の許可を要することゝなつてゐる。而して閣令に依り定められた支給額の限度と云ふのは、當該役員が退職前一年間に受取つた所の報酬金額（賞與を含まない）に、その役員が在職年限の二分の一を乗じて得たる金額を云ふのである施行規則（第十一條）即ち役員退職金は原則としてこの限度内に止められるわけである。

（四）外國の利潤統制形態

本書に於ては、紙面の都合上主として、利潤に關する理論と、我國に於ける利潤統制につき説明したが、參考までに各外國に於ける利潤統制の形態につき、山下勝治教授の所見を紹介すれば次の如くである。山下勝治教授に依れば、戦時利潤統制の形態としては、歐洲大戰を中心として、歐來に種々のものが嘗て實施され、また考案されてゐるのであるが、それ等は次の四つの形態に綜合し得ると云はれる。即ち、軍需工業の國家管理の形態、軍需品に對し統制價格を制定する形態、軍需品買入方法に原價契約を採る形態、國家が軍需工業の利潤に参加する形態である。而して事業の國有國營、一時的國營、一時的計算的管理の三方法を第一の國家管理の形態に綜合し、製品に對する個別價格制、統一價格制、集團的統一價格制の三方法を第二の統制價格制の形態に綜合し、更にコストプラス契約、原價に基づく補償契約の二つを第三の原價契約制として把握し國家の利潤徴收、參加利潤管理、戦時利得税の三つを第四の國家利潤參加制の下に綜合されてゐる。（註）詳しくは同教授著書に附いて見られたる。

（註） 山下勝治教授前掲書六二一六三頁



### 第五節 利潤統制の附隨條件

凡そ統制を効果的ならしむるにはそれを補完する爲めに各種の補完制度を必要とするものである。例へば株價統制に、株價統制令、株式評價臨時措置令等の法律的措置並に行政手段のほか協同證券をして市場に出動して、株式の賣買に當らしめて、實力を以て株式價格の調節作用を営ましむる如きである。そのことは、茲に述ぶる利潤統制の場合でも例外ではない。

利潤統制をして、努めて合理的に、效果あらしむる爲めには、之に附隨して、各種の條件を必要とするものである。それは統制方法の如何に依るが腰だめ、統制の如き非科學的なものを除き利潤統制方法の多くに最も直接的にして必要な條件は、原價計算の整備である。

#### 原價計算の完備

利潤は、屢説の如き商品價格中生産費に附加された部分であり生産費超過分である。その附加分、超過分の多少は一に生産費原價の如何に係かゝるものである。原價と利潤の關係は、價格を等しとすれば反比例の關係に置かれるものである。故に、原價の正當か否かは、計算利潤の大小に關係を持つものである。利潤の適正を期せんと欲すれば、算定方式の如何にも依るが、概ね其基礎條件として適正なる原價計算が必要な次第である。適正なる原價計算の上に於て始めて、適正な利潤の算定が意義を有するものである。

#### 經濟諸政策の關聯

次に利潤統制の附隨條件として、學ぐべきものは各種の經濟統制乃至政策特に生産費に關聯ある金利統制、勞務統制、租稅政策等が利潤統制と關聯し、均衡調和を保持するの要がある。若し之等の間に均衡調和を保持しない場合には、種々の摩擦が生じて利潤統制をしてその効果を減ずる結果となる。統制經濟は本質的に総合的で、部分統制は、全體統制の一環としての統制たる所に、その効果を擧げるもので、統制部分間に分裂遊離があつてはよくその効果を發揮しないものである。このことは他の統制との關聯利潤統制に於ても例外ではあり得ない。

#### 統制資料の整備

利潤統制は、結局適正利潤を基準として運営せらるゝものであるが、適正利潤の基準は理論上の検討を要すると共に經濟の連續性より見て、過去、現在に亘り各種の正確な資料が必要である。隨つて利潤統制を行はんとする政府としては、之に必要な資料を整備するの要があらう。

#### 經理監査の必要

利潤統制にはその外附隨條件として原價計算に關聯し經理監査制度の整備が必要である。既に利潤統制を實施してゐる陸海軍では、それが、整備されてゐる。又一般的にも、會社經理統制令の實施以來之が整備を見つゝあることは、その目的が單に利潤統制のみでないが、利潤統制の附隨條件を充實するものとして、利潤統制の立場からも好ましい傾向と稱してよい。只審査に當るその人を得て監査が企業の堅實な發達、それを通じての國家經濟の安定と發展に寄與し、苟くも鹿を追ふの獵師山を見ざるの愚に陥らざる用意を當路者に希望するものである。



## 第二章 現行利潤統制の内容

### 第一節 會社經理統制令に依る配當統制

#### (一) 統制の對象主體と其方法

前章に於ては利潤統制發展の歴史と云ふ觀點から配當制限が昭和十五年十月廿日を期して從來の配當制限令による制限から會社經理統制令に依る制限に代り、質的強化を見たこと、その指導精神の飛躍並に新舊制限内容に於ける相異點の荒筋を述べて置いた。茲では、稍重複するところもあるが、現行の配當制限の内容に就て述べることにする。

#### (A) 配當制限を受ける會社

會社經理統制令に依り配當統制を受ける會社は公稱資本金二十萬圓以上の會社である。公稱資本金二十萬圓以上の會社なれば、會社の種類を問はず株式會社、合名會社、合資會社、株式合資會社等全ての會社に就て配當制限が行はれる。資本金は夫々の場合に應じて出資總額、株金總額、出資總額及び株金總額の合計又は基金總額を云ふのである。

#### (B) 配當制限の方法と程度

之等會社の配當に就ては最高配當率、初度配當率及び増配率の三方面から制限を設けてゐる。最高配當率は各會社に許された配當率の最高限度を示すものであり、初度配當率は新設會社の最初の配當又は既設會社で從來無配當の會社が本令施行後初めて爲す配當若は増資に依り新に資本金二十萬圓以上になつた會社に於ける増資後最初の配當に就ての制限である。

#### (1) 最高配當率に就ての制限

各會社に許された配當率の最高限度は、次の二つの率の中の何れか低い方の率である。

(甲) 配當金總額が自己資本に對して年八分に相當する金額と爲する率

(乙) 當該事業年度の直前事業年度の配當率

故に直前事業年度の配當率が(甲)率より高率の場合は(甲)率迄減配を要する。尙ほ(甲)率即ち自己資本に對して年八分の配當率(以下法定配當率と稱す)は常に各社の絶對的最低配當率である。各會社がその(甲)(乙)兩率の中の低い方の率、即ち最高配當率を超ゆる配當を爲すには、主務大臣の許可を受けなければならない。但し次の場合に限り、例外として許可を受けずに、之を行ふことが出来る。

一、 例外の一—直前事業年度の配當率が年一割以下の會社に於ては、法定配當率の範圍内に於て、年一割に達する迄、毎事業年度一分宛(一年を一事業年度とするものにあつては年二分宛)増配すること。



右以外の場合に於ては最高配當率以上に増配するには許可を要するのであるが、政府は、最高配當率以上の増配は、次の特殊以外は、原則として許可しない方針である。(運用方針一ノ(二))

二、 例外の二—直前事業年度の配當率を超越る配當を許可する場合

(イ) 後配株に對する配當を普通株と同率まで引上げる場合

(ロ) 一年のうちにおいて上期及び上期に於て配當率に付き定例的なる高低を存する會社にして直前事業年度に其の低き率に依り配當したるものがその高き率に依り配當を爲さんとする場合(この場合に於ては前年同期の配當率を直前の事業年度の配當率と見なすこととす)

(ハ) 直前の事業年度の配當率が當該事業年度の突發的な事情に依り臨時減配せられたりと認めらるゝ場合に從前の例に鑑み相當と認めらるゝ配當を復活する場合

(ニ) 新設會社の初度配當に關し從來相當高率なる配當を爲したる會社より其の事業の一部を分割し之を主體として新會社となしたるものにして之を新會社の原則に依り取扱ふことが不適當なりと認めらるゝ場合

(ホ) 資本金廿萬圓未滿たりし會社が増資に依り資本金廿萬圓以上となりたる後最初の事業年度に付き爲す配當なる場合(この場合に於ては當該會社に本令の適用ありたるものと假定して得べき率に依ることとす)

(附記) 之は特に本令制定當時に於ける實情に鑑み、全くの過渡的例外として認められたものであるが、本令施行直前の事業年度の配當率が法定配當率を超過し、而もその開きが二分以上に上るものに付ては、本

令施行後三事業年度を限り直前事業年度の配當率より年二分(一年を一事業年度とするものは年三分)の減

配に止めることを認め、そのための法定配當率超過は特に許可した。(運用方針一ノ(一)但書)

以上を綜括すると、例外の二を別とすれば、各會社の最高配當率に關する制限は次の三に歸する。

(イ) 直前事業年度の配當率が法定配當率以下の會社の最高配當率は直前事業年度の配當率

(ロ) 直前事業年度の配當率が法定配當率を超越る會社の最高配當率は法定配當率

(ハ) 配當率年一割以下の會社が順次増配し得る最高配當率は年一割但し法定配當率が年一割に達しないときはその法定配當率

(2) 初度配當率に就ての制限

初度配當率は次の二つの率の中の何れか高き方の率である。

(イ) 拂込資本金に對して年六分の配當率

(ロ) 配當金總額が自己資本に對して年五分の割合に相當する配當率

故にいかなる會社も年六分の配當率迄なれば自由であり、更に自己資本に對し年五分以内なれば、年六分以上の配當を爲し得る。但し此場合は年一割配當を限度とする。

(3) 増配率に就ての制限は(1)に於ける例外の一に記したものである。

會社經理統制令に依る配當制限の原則的規定は以上の通りであるが、主務大臣は、合併會社の合併後最初の配



當率及び一般會社に就ても特別の場合には、その配當率に付き、上記の原則規定に拘らず、適當と認むる配當率を指定し得ることになつて居り、之に依つて會社の配當を一般の制限率以内に更に制限し得られるのである。指定を受けた會社は、上記の原則規定に依り計算された配當率が其の指定率より高くても、指定配當率以上の配當を爲すことを得ない。

(4) 合併會社の配當率指定

合併會社が合併後最初の事業年度の配當を爲す場合には、その配當が年六分以下の場合を除き、會社は、その配當率に付き必ず主務大臣の指定を申請し、主務大臣の指定に係る配當率を超えて配當し得ない。此の場合に於ける配當率指定の基準は、合併前の各會社の最終の事業年度の配當金の合計額を合併後の拂込資本金を以て除して得たる率を直前の事業年度の配當率と見做し、此の率と、合併後の會社に於ける法定配當率と比較し何れか低き方に依ることゝされてゐる。但し企業の合理化上特に右基準に依ることを適當とせないものには、その實情に従ひ特別の取扱を爲す筈である。(運用方針二)

(5) 一般會社に對する配當率指定

主務大臣が一般會社に對し配當率の指定を爲し得る場合は次に掲ぐる二つの場合であつて、之は云ふ迄もなく會社の基礎を強固ならしめる爲めである。

(イ) 當該會社の利益の實情に照し配當金が過大なりと認めらるゝとき

(ロ) 當該會社の資金計畫に照し自己資金の蓄積が必要なりと認めらるゝとき

(6) 特別積立金の積立命令

主務大臣は右配當率指定の他に、會社収益の状況其他經理の實情に照し必要ありと認めるときは、その會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ又その積立金の運用方法に付き國債を保有せしむる等必要なる命令を爲すことが出来るから、特に一般制限以上に配當制限の必要なる場合には、上記による直接の配當制限に依らないでも此積立命令に依つて間接的に配當制限を強要し得るのである。

(一) 配當統制の基準

法定配當率の基準たる自己資本

配當制限上法定配當率の基準となる自己資本の内容は、會社經理統制令施行規則第一號に於て列擧式に規定するところであつて、之は原則として(一)平均拂込資本金(二)各事業年度の益金中利益處分に依つて留保したる各種積立金(但し退職積立金、退職手當積立金、税金引當金を除く)(三)額面以上の價額を以て株式を發行した場合の超過額中より積立てたる金額(四)合併差益金又は減資差益中より積立てたる金額(五)(二)に該當するもの以外にて主務大臣の命令に依り積立てたる金額の合計額より繰越缺損金を控除した金額である。

併し只これだけでは、從來資産償却に重きを置き積立金として表面に現はすことの少かつた會社は不利益を蒙ることになるため、斯る結果にならないやうに、必要以上に多額の償却を行つて來た會社に付ては、稅務署の否



認金額も、自己資本として上記の合計金額に加算し得ることになつてゐる。これとは反對に、主務大臣は、償却不足や評價の不適正その他に因り、會社資産に缺陷を認めるときは、其の金額を自己資本金額から控除を命じ得ることになつてゐる。また、税金引當金は上記の通り一切之を自己資本に算入されないものであるが、會社に依つて之を明示するものと、しないものがある、その爲めに或るものは自己資本に加算されると云ふやうな不公平を生ずる惧れも考へられるため、主務大臣は、税金引當金なる項目の明示がない場合でも、引當金として必要なものと認定した金額を自己資本から控除すべき命令を發し得ることになつてゐる。

## 第二節 陸軍の現行利潤統制

軍部の利潤統制と云ふのは、屢説の如く軍需品價格の適正化を圖る爲めに、軍需品調辨價格の決定を適正原價プラス適正利潤の公式に依り、調辨價格中に含まるゝ利潤を其の發生の源泉に於て統制する意味である。

一口に軍部の利統統制と云ふが、現代に於てはその根本方針は同じでも、統制の具體的方式となると、陸、海軍兩者が之を等しくしてゐるわけではなく、既述の通り、陸軍と海軍とが各々別個に統制方式を定めて居るのである。従つて、軍部の利潤統制の方法を述べるとなると、陸軍のものと海軍のものとの二つに就て述べる必要があるわけであるが、然し、これ迄に一般に公表されたのは、陸軍關係のものだけで、海軍關係のものは全然公表

されて居らない。而も陸軍のもの、昭和十五年四月に發表されただけで、其の後昭和十六年四月に新に示達されたものは、公表されなかつた。故に今日、現に實施されてゐる軍部の利潤統制方式は、陸海軍兩方とも、公表されて居らないから、外部からは、之を知り得ない。また假りに之を知り得たとしても、公表を差控へねばならぬわけである。斯様な關係にあるので、茲では陸軍の發表にかゝる現行の利潤統制並に之に關聯する原價計算の説明の要領を記述して、その一般を窺はしむることとした。

處で、既述せる適正利潤算定要領に依る算定方法と、昭和十六年四月示達された現行の適正利潤率算定方法との主要な相異點に付ては、陸軍省發表に従つて曩に大體述べて置いたが、それは經營能率の優秀性に對する特別利潤附與の問題である。此の問題に付て適正利潤率算定要領の規定は、單に「必要なる考慮を加ふるものとす」とあつて漠然とその精神を規定したに止まり、之に就ての具體的規定がなかつたのであるが、新方式は通常以上の利益を與ふべきあらゆる場合に亘つて具體的規定を新設したのである。陸軍省發表に徴すれば、此點が主として違ふのである。其の他部分的に若干修正はある。即ち

昭和十六年四月示達された陸軍省の現行適正利潤率に關する説明に依れば、新方式は「調辨價格決定に際しては、原則として原價に適正利潤を附加するとともに、利潤率はこれを略一的に算定することなく經營の優劣を十分に考慮し、經營の優秀性に基く原價の低下資本廻轉率の向上に對しては通率以上の利益を與へること」といふのである。此點に就いては從來の適正利潤率算定要領にあつても既述の通り第三項に於て、原價に附加すべき實



際の販賣利益率を決定する場合にはこの要領に基いて算定した販賣利益率を、必しもそのまま機械的に原價に加へて計算すべきではなく、特に事業の經營能率の優劣、事業の財産評價上の差異及び事業の特異性などに留意すると共に其他調辨上必要なる考慮を加へねばならぬと規定されてゐるのであるが、今回の修正は、右を具體的に計數的に確定したものとされる。

次に適正利潤率算定方式の修正とともに、原價計算方法においても、從來の實際原價計算制度の他に、新たに標準原價計算制度を確定し、之を會計記録中に編入し、兩者を併立採用の方針が明かにされた。(要綱第一章の六) 標準原價計算制度は「製品原價を構成する原價要素につき、豫め標準たるべき費消價値を認定し、之に依り算定せる標準原價と實際原價とを比較し、その差異の原因を分析し、缺陷の場所、原因、責任を追求する計算仕組であり」その目的は、「經營能率を判定し經營活動の統制並に改善に資する」にある。(要綱第一章二) 陸軍は軍需工場に對し曩に統一原價計算制度を強制實施したが、統一原價計算制度が單に實費計算を認容する限り、經營内容の眞の合理化を期待することは却々困難とされなければならぬ。達成目標のない單なる實際原價を計算するだけでは、積極的に經營の缺陷の指摘は出来ないからで、此の點に鑑み、標準原價計算制度の採用へと進んだのである。

尙ほ、今回示達された要綱の内容に關して陸軍省より次の如くその概要を發表された。

### 一、企業創意の活潑化

現在生産の増強は經營における全員の創意と責任を旺盛にし生産能率を最高度に發揮することを最も必要とする。そのためには工場に對する指導監督に當つて生産技術及び經營方法の改善進歩に關する創意を勸奨し、經營活動をますます活潑にすることを主眼としてこれを指導するとともに、調辨價格の決定に當つては製品品質の優良、生産能率の向上に對し十分これを報奨することをはかる。すなはち、昨年發表した適正利潤率算定要領を更に具體的に規定し、調辨價格決定に際しては原則として原價に適正利潤を附加するとともに、利潤率はこれを畫一的に算定することなく、經營の優劣を十分に考慮し、經營の優秀性に基く原價の低下、資本回轉率の向上に對しては通常以上の利益を與へるなど生産能率の増進、企業創意の發揚を積極的且つ活潑にする。

### 二、事業經營の計畫性

低物價政策のもとに限られた資材、勞力等を最も能率的に活用して軍需生産を増強するためには、經營合理化の重點を經營の計畫的遂行に指向し、これがため經營内に計畫機關を整備し、經營における生産計畫、設備計畫、材料計畫、勞務計畫、資金計畫等の諸經營計畫を確立し、以て經營の全般にわたり綜合的計畫性を附與し、一貫した計畫のもとに經營を整齊遂行するとともに、これら計畫に對應する豫算と実績との比較吟味を通じて經營能率の増進を圖ることを必要とする。これがため新に軍需工業の豫算統制に關する要綱を示達した。

### 三、事業財政の健全

事變の進展とともに膨脹を重ねた軍需品工場は、その財政基礎が、やゝもすれば堅實性を缺くの憾なしとしな



し、しかるに軍需生産を増強し、その健全な發達を期するためには、事業財政の基礎を堅實化し、經理實施を適正にしなければならぬ、とくに長期資金と短期資金の均衡を保持して事業財政の安全性を確保し、資産の遊休死體を防止して資本を極力節減し、設備の擴張、更新等に關する資金調達を合理的ならしめ、經費支出を節約し社内留保の増強を圖る等の措置を必要とする。これに應ずる爲め新に軍需産業の財務指導に關する要綱を定め、軍需品工場に對する財務指導を徹底し、その財政基礎を健全化し、將來に於ける軍需産業の仲展に資さうとするのである。

#### 四、生産の増強と經營計算

今日生産の増強を圖るためには一面科學、技術の畫期的進歩により生産技術を向上せしめるとともに、經營の側面より事業經營の生産組織ならびに經營管理の各般にわたる合理化をはかり、經營の綜合的生產を向上せしむるを必要とする。しかして經濟の側面よりする經營の綜合的生產性の向上は會計または經營計算制度の活用にあたねばならぬ。陸軍は夙に此の點に留意し、原價、財務等に關する統一的計算制度を軍需品工場に實施し、經營の合理化を圖つて來たが、更にその實效を大にするため經營に關する計算資料を整備して經營相互の實績を比較するとともに、更に進んでは經營上理想とすべき基準を測定して、經營上の缺陷を究明し、生産能率の向上に資せんことをはかるものである。このため、新に經營比較並に標準原價計算に關する要綱を示達した。

#### 五、軍需調辨の合理化

軍需調辨の實施は、現下の統制經濟に即應して計畫調辨に徹底し、周密な調辨計畫樹立の下に發注方法を合理化し、もつて軍需品工場における生産分野の統制、計畫生産の遂行を促進助長するを要旨とし、これがため昭和十六年度軍需品調辨要領を制定した。調辨に當つては、勉めて一括調辨を行ひ、注文を早期に實施し、發注品種を整理綜合して一工場に對する發注を努めて單種多量ならしめ、繼續的調辨を實施し、契約を促進し、支拂を迅速化する等、極力軍需調辨の合理化をはかり、他面下請發注の合理化および下請價格の適正化資金等に關する指導幹旋につとめるものである。

現行の陸軍に於ける新らしい利潤統制に付ては、既述の算定要領の内容と以上の發表事項から讀者も大體の内容を推測されるであらう。而して茲で一言注意を喚起して置きたいのは、陸軍の利潤統制の基準となるべき重要事項即ち適正配當の基準たるべき業種別平均株式利廻を初め、社内保留率、借金利率等は決して固定的なものではなく之等は毎年年初に經理局より示達される組織になつてゐることである。換言すれば之等の基準は、年々その一般經濟上の、及び軍自體に於ける調辨上の必要等各種の情勢の變化に基き變更さるべき性質のもので、本年度の變更はその一つの現はれである。



### 第三節 海軍の現行利潤統制

海軍は、その特殊性よりして、原價計算並に利潤統制について、陸軍と異なる方式を以て行はれてゐる模様である。しかも、利潤統制については何等發表なきことは、既述した如くである。従つて現行の統制については、何も述べ得ないことを遺憾とする。



以上を以て、不完全ながら、私の利潤統制概論を終る

## 利潤統制概論終

## 附録 第一

### 物價統制ノ大綱

(昭和十四年四月二十七日  
第二十三回中央物價委員會決定)

#### 第一 物價政策ノ目標

##### 一、戰時物價問題解決ノ急務

支那事變ノ推移及長期建設ノ進展ニ對應スベキ戰時經濟ノ運営上特ニ現下最大ノ急務ハ、生産力ノ擴充ト物價問題ノ解決トニ在リ。就中速ニ所要ノ對策ヲ講ジテ、一定ノ物價基準ヲ確保スルニ非ズンバ、一切ノ經濟國策ハ其ノ樞軸ヲ失ヒ、竟ニ聖戰ノ目的達成ヲ期スベカラザルニ至ルベシ。蓋シ高物價ハ

- (イ) 輸出ヲ困難ナラシメ軍需及生産力擴充ニ緊要ナル物資ノ輸入力ヲ著シク減殺スベシ。
- (ロ) 政府豫算ノ執行ヲ阻害シ軍需ノ充實ヲモ至難ナラシムベシ。
- (ハ) 國民貯蓄ノ意念ヲ根柢ヨリ覆シ、公債政策ノ運行竝ニ生産力擴充資金ノ調達ヲ不可能ナラシムベシ。
- (ニ) 生産力ノ擴充ヲ要スル事業ノ基礎ヲ脆弱ニシ、其ノ經營ノ前途ヲ不安ナラシムベシ。
- (ホ) 國民生活ヲ危殆ニ陥ラシメ社會不安ヲ激成スベシ。



即ち物價ニシテ一度ビ其ノ安定ヲ失ヒ昂騰ノ勢ヲ激成スルニ於テハ、收拾ノ途ナク、戰時經濟ハ混亂ニ陥ルベキヲ以テ、此ノ際萬難ヲ排シ抜本的對策ヲ斷行スルノ要アリ。

### 二、綜合的物價對策ノ必要

政府ハ事變發生以來、物價騰貴抑制ノ爲夙ニ應急的ノ措置ヲ講ジ、夫々效果ヲ舉ゲ來リタルモ、今後ノ事態ニ備フル爲ニハ、單ニ物價現象ノミナラズ、根本的ニ財政經濟ノ全分野ニ亙リ綜合的對策ヲ確立セザルベカラザルノ時機ニ到達セルモノト謂フベシ、蓋シ物價ハ財政經濟ノ凡ユル部面ト密接ナル相互關聯ヲ有シ、其ノ綜合點トシテ現ハルモノナルガ故ニ、根本的ニ財政經濟ノ全分野即ち物資ノ生産、配給、消費、資金、勞力運輸等ノ適合竝ニ調整等ニ亙リ綜合的對策ヲ確立實施セザルベカラズ。斯カル綜合的對策ニ依リテノミ始メテ事變所期ノ目的タル長期建設ノ大業ヲ達成スルヲ得ベキナリ。

而シテ其ノ實行ニ付テハ、政府ガ全機關ヲ舉ゲテ一層有機的ニ其ノ機能ヲ發揮スルト共ニ、一般國民特ニ産業ニ従事スル者ガ戰時物價問題解決ノ重大性及根本對策ノ趣旨ヲ深く認識スルコトヲ緊要トシ、眞ニ官民一致ノ全面的努力ニ俟ツノ外ナシ。

### 三、物價基準ノ決定

(一) 現下ノ物價統制ノ目的ハ、現在ノ爲替相場ヲ堅持シツツ輸出ヲ増進シ、生産ノ擴充、軍需ノ供給ニ支障ナカラシムルト共ニ、國民生活ノ安定ヲ圖リ、戰時經濟ノ運営ヲ完カラシムルニ在リ。而シテ之ガ爲ニハ國

内物價ノ安定ヲ急務トシ、其ノ基準ハ國際物價水準ニ照應シテ増産ヲ可能ナラシムルコトヲ其ノ目標トス。

(二) 右基準ヲ具現スベキ價格ノ形勢ニ付テハ、凡ソ左ノ三點ヲ斟酌シ、現在ノ物價ヲ検討シ極力此ノ基準ニ到達セシムル様低下ヲ圖ルベキモノトス

(1) 輸入品ニ付テハ、輸入價格ヲ基礎トシ、同種ノ國內生産品アル場合ニハ適當ナル調整ヲ加フ。

(2) 輸出品ノ原材料等ニ付テハ、當該輸出品ノ海外市場價格ヲ基礎トシ、生産擴充ノ關係ヲ考慮シ適當ナル調整ヲ加フ。

(3) 其ノ他一般物品ニ付テハ、軍需ノ充足、生産ノ擴充、國民生活ノ維持ヲ目途トシ、兼ネテ輸出品原材料等ノ價格トノ權衡ヲ考量ス。

(三) 物價ヲ右基準ニ引下グルニ當リテハ、製品竝ニ原材料ノ價格等ノ一齊低下ヲ期スルノ要アリ、而シテ之ガ爲特ニ過渡期ニ於テハ生産ノ減少ヲ招來スルノ虞ナキヲ保セザルヲ以テ、各企業相互間ノ組織化及能率ノ統制化、各産業ノ經營ノ合理化及能率ノ増進等ト相俟ツテ極力生産費ノ低下ヲ圖リ、以テ生産減少ノ防止ニ努ムベキモ、其ノ影響ノ過大ナルモノアル場合ニ付テハ之ヲ緩和スベキ補助對策ヲ併セ考慮スベキモノトス

## 第二 價格ノ公定

一定ノ物價基準ノ下ニ價格ヲ公定スルコトハ、現下ノ物價統制施設ノ根幹ヲ爲スモノニシテ、物價相互ノ牽連性



ニ鑑ミ能フ限り普遍的ニ公定價格ヲ形成スルヲ要ス。而シテ其ノ公定價格ハ、戰時下ニ於テ適正トスル規準及方法ニ依リ算出シタル「戰時適正價格」タルベキモノトス。其ノ要點左ノ如シ。

一、價格ヲ公定スベキ品目ノ範圍及生産規格

(1) 價格公定ノ範圍トシテハ、原則トシテ戰時國民經濟ノ運営上特ニ必要ナルモノ、即チ軍需資材、輸出資材、生産力擴充資材及戰時下ニ於ケル國民生活必需品ニ付其ノ品目ヲ選定スルコト。

(2) 價格公定ノ對象トナル品目ニ付テモ、全體ノ價格形成上重大ノ影響アル重要品目ヲ先ニシテ之ヲ公定スル等、其ノ着手スベキ順位ヲ定ムルコト。但シ後述ノ如ク各物價間ノ均衡ヲ期スルノ要アルヲ以テ、一物資ノ價格ヲ決スルニ當リ、相當關聯性ヲ有スル物資アル場合ニ於テハ、當該各品目ニ付同時ニ關聯シテ決定スルノ方法ヲ採ル等適當ナル考慮ヲ拂フコト。

尙以上ノ品目中ニ於テモ、其ノ一般物價ニ及ボス影響ノ特ニ重大ナルモノニ付テハ、其ノ物價統制ノ程度方法ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト。

(3) 公定價格品ニ付テハ、品質ノ低下ヲ防ギ量目ノ正確ヲ圖ルト共ニ原則トシテ生産規格ヲ統制シ、併セテ需給調整計畫ヲ確立シ、以テ公定價格ノ確保ヲ期シ、尙公定價格品ニ對シテハ、原材料等ノ供給ヲ優先集中セシムル等ノ方法ニ依リ、公定價格ノ確保ヲ期スルコト。

二、公定價格品ト非公定價格品トノ調和

公定價格ノ決定ヲ見ザル品目ニ付之ヲ其ノ儘ニ放置スルニ於テハ、一般的ニ物資不足ノ今日必然ニ當該商品及其ノ原材料等ノ價格ハ暴騰シ、當業者ニ不當ノ利得ヲ與ヘ、延テハ公定價格品ノ價格ノ維持ヲ困難ナラシムル場合多カルベシ、斯クノ如キ場合ニ於テハ左ノ如キ對策ヲ講ズルコト。

(1) 非公定價格品ノ生産ニ付原材料等ノ使用ヲ制限又ハ禁止ス。

(2) 過大利得ニ付賦課金ノ方法ニ依リ適當ニ之ヲ調整ス。

三、戰時適正價格ノ決定

(1) 戰時適正價格ノ決定ニ付テハ、原價計算ニ依ルヲ原則トシ、其ノ計算方法竝ニ運用手續ヲ定ムルコト而シテ各物資ノ價格ノ公定ニ付テハ、原材料、賃金、運賃、利潤等價格構成ノ各要素毎ニ戰時下ニ於テ適正トスベキ原價計算ヲ行ヒ所期ノ物價基準ニ照應セシムルコト。

此ノ場合ニ於テ機械的原價計算主義ニ依ルトキハ、或ハ物價ヲ高位ニ齎スノ傾向アルベキヲ以テ、同時ニ之ニ達觀的檢討ヲ加ヘ、且物價相互間ノ均衡ヲ考慮シ戰時物價基準ノ維持ニ努ムルコト。

(2) 原價計算ニ當リテハ、中庸生産費主義ヲ以テ原則トスルモ、特殊ノ場合ニ於テハ適當ナル調整ヲ加フルコト。

(3) 價格公定後ニ於テ原價ニ或ル程度ヲ超ユル變化ヲ生ジタル場合ニハ、一定ノ準則ニ基キ其ノ公定價格ヲ改定スルコト。



(4) 價格ノ公定ハ原則トシテ、生産者乃至輸入者ヨリ最終消費者ニ至ル迄ノ各段階ニ於ケル價格ニ付之ヲ行フコト。

(5) 公定價格ハ最高價格トスルコト。

備考

- 1、戰時經濟ニ於テハ、軍需並ニ生産力擴充ノ爲ニ國家經濟力ヲ優先集中セザルヲ得ザルモノナリ其ノ當然ノ歸結トシテ、戰時下ニ於ケル國民生活ハ、平時ノ生活程度ヲ極力切詰メ低下シテ、健康ノ維持増進其ノ他統後ノ國民活動力ノ維持發展ヲ期スルニ必要ナル最少限度ニ甘ゼザルベカラズ。仍テ本大綱ニ於テ謂フ所ノ國民生活ノ安定國民生活程度ノ維持、生活必需品、生計費等ノ意味ニ付テハ、右ノ戰時的要求ヲ考慮シタルモノニ依ルモノトス
- 2、戰時物價統制上必要ナル『戰時物價指數』其ノ他ノ統計ヲ作成スルコト。蓋シ戰時物價對策ノ對象ハ主トシテ公定價格品ニ在ルヲ以テ、物價ノ變動ヲ測ルベキ物價指數モ亦之ニ適合スル様、公定價格品及非定價格品ノ區別ニ從ヒ作成スルヲ要シ、尙賃金指數、生計指數等ニ付テモ同様ノ考慮ヲ加フベキモノトス。
- 3、價格統制ノ目的ヲ達スルコトヲ得ベキトキハ、必ズシモ法律上ノ公定ニヨラザル場合アルベキコト。尙運賃、賃金其ノ他ニ付テモ之ニ準ズルモノトス。

第三 需要供給ノ調整

一、需給調整ニ關スル諸對策及其ノ聯繫

物價騰貴ノ根本因ハ物資需給ノ現實ノ跛行狀態ニ在ルヲ以テ、物價對策ハ需給調整ニ重點ヲ置カザルベカラズ

而シテ既ニ物資動員計畫、物資圖材料ノ配給調整等ノ外、臨時資金調整法ノ運用及國民貯蓄獎勵運動其ノ他金融ニ關對スル策等實施セラルル所ナレドモ、此ノ際物價統制ノ目的ヲ貫徹スル爲ニハ、各種對策相互間ニ一層密接ナル聯繫ヲ圖ルハ勿論、物資及資金ノ需給ニ付、根本的計畫ヲ樹立シ需給適合ノ完璧ヲ期スルノ要アリ。特ニ注意スベキ點左ノ如シ。

- (1) 昭和十四年度ノ物資動員計畫ニ付テハ、之ガ勵行ヲ期シ、且其ノ運用ニ當リテハ、季節的、時期的調整ヲ行フト共ニ、特ニ事情ノ變化ニ即應シテ適宜ノ調整ヲ加フルコト
- (2) 昭和十四年度豫算ハ物資動員計畫ニ即應シテ決定セラレタルモノナルモ、之ガ實行ニ當リテハ物資動員計畫及物資需給調整計畫ノ運用ト緊密ナル聯繫ヲ保持シ、物資需給ノ實狀ニ適合セシムルコト。
- (3) 昭和十五年以降ノ物資動員計畫ノ樹立並ニ政府豫算ノ編成ニ付テハ各般ノ事情ヲ考慮シ、物資並ニ勞力ノ活用ニ付最大能力ヲ發揮スルト共ニ、實行可能ノ限度ニ付正確ナル見透シヲ立ツルコト。
- (4) 物資動員計畫以外ノ物資ニ付テモ、必要ニ應ジ其ノ需給ノ調整ニ付適切ナル計畫ヲ樹ツルコト。

二、供給ノ調整

供給ノ確保ニ關シテハ、既ニ第六回中央物價委員會答申ノ如ク、生産ノ増大、輸入力ノ増進、代用品ノ獎勵、廢品又ハ不用貯藏品ノ利用ヲ圖ル等ノ方策ヲ必要トスルハ勿論、特ニ近時輸出ノ減少ヲ來タシ居ルニ鑑ミ、輸出ノ振興ニ付一段ノ努力ヲ拂フノ要アル處、尙左記ニ依リ供給調整ノ徹底ヲ期スベシ。



- (1) 此ノ際凡ユル物資ノ供給ヲ増加スルコトハ、生産能力上不可能ナルヲ以テ、現下特ニ必要ナル物資ノ生産ニ所與ノ生産力ヲ極力集中セシムルノ要アリ。之ガ爲必要ノ場合ニハ、戰時下ニ於テ忍ビ得ベキ比較的不急不要ノ品目ニ付、其ノ生産ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコト。
- (2) 價格ノ引上ニ依リテ生産ノ増加ヲ圖ル方策ハ、現下ノ物價統制ノ目的ニ背馳スルノ虞アルノミナラズ一國産業ノ水續的基礎ヲ脆弱ニシ、延テハ國民經濟全體ノ生産力ヲ減殺スルニ至ルベキヲ以テ、斯カル方策ハ戰時經濟運行ノ大局ヨリ見テ眞ニ己ムヲ得ザル場合ノ外ハ之ヲ排除シ、専ラ經營ノ合理化竝ニ能率ノ統制及増進等ニ依リ生産増大ノ目的ヲ達スルニ努メ、尙必要アル場合ニ於テハ、例ヘバ左ノ如キ方策ヲ採ルコト。
- (イ) 「プール」制ニ依リ平準價格ヲ採用スルコト。
- (ロ) 將來ノ危險ニ對スル企業採算ヲ調整スル爲適當ナル方法ヲ講ズルコト。
- (ハ) 己ムル得ザル場合ニ於テハ補助金其ノ他ノ方法ヲ採ルコト。
- (3) 右經營ノ合理化竝ニ能率ノ統制及増進等ノ戰時經濟ニ於ケル重要性ニ鑑ミ、之ガ具體的方策ヲ樹テ其ノ實行ヲ期スルコト。
- (4) 生産力擴充計畫ノ實施ニ當リテハ物資竝ニ勞力ニ付全體のニモ季節的ニモ供給能力トノ調和ニ於テ之ヲ行ヒ、所與ノ物資竝ニ勞力ヲ極力能率のニ利用シテ生産ノ増大ヲ期スルコト
- (5) 生産力擴充計畫外ノ重要物資例ヘバ食料品其ノ他ニ付テモ、適當ナル増産計畫ニ依リ其ノ供給ヲ確保スルコト。

## 三、需要ノ調整

現下ノ情勢ニ於テハ供給ノ増大ニハ自ラ限度アルヲ以テ、需給調整ノ主眼點ハ之ヲ需要ノ方面ニ置クノ必要アリ。即チ左ノ如シ。

## (一) 政府豫算又ハ生産擴充等ニ基ク需要ノ調整

(1) 政府ノ消費、特ニ物資ノ大量的需要ヲ伴フ軍事費ノ使用ニ當リテハ、其ノ時間的、地理的調整ニ注意シ、發註及納期等ニ付一層適切ナル調整ヲ加フルコト。

(2) 地方團體其ノ他ノ團體ノ消費ニ付テモ、物資ノ需給狀況トノ調和ニ留意シ、適當ナル具體策ヲ講ズルコト。

(3) 臨時資金調整法ノ運用ニ當リテハ、單ニ企業ノ性質ノミナラズ特ニ其ノ企業ニ必要ナル物資ノ供給力ヲ勘案シテ、其ノ許否ヲ決スルコトトシ、尙物資需給ノ時間的調整ニ付テモ留意スルコト。

## (二) 一般民需ノ調整

一般民需ノ調整ニ付テハ、第四回中央物價委員會ニ於テ、消費ノ節約、消費ノ合理化、購買力ノ吸收、消費節減ニ伴フ打撃緩和等ニ付既ニ詳細ナル答申アリタルガ、此ノ際特ニ左ノ事項ニ付其ノ對策ノ完璧ヲ期スルコト



## (1) 一般購買力ノ調整

後述ノ如キ法律ニ依ル物資ノ個別的消費規正ハ技術上相當複雑ニシテ國民ノ日常生活ニ多大ノ煩累ヲ及ボスベキト同時ニ、若シ一般購買力ノ吸收ニシテ徹底的ニ實現ヲ期スルヲ得バ右ノ煩累ヲ避ケ得ル場合多カルベキガ故ニ、特ニ此ノ際一般購買力ノ吸收ニ全力ヲ傾倒スルコト肝要ナリ。

(イ) 貯蓄ハ購買力吸收ノ最モ適切有效ナル基本的手段ニシテ、從來國民ノ協力ニ依リ其ノ實績見ルベキモノアルモ、此ノ際物價對策ノ見地ヨリ、國民貯蓄増加ノ重要性ヲ徹底的ニ國民ニ認識セシメ、國民各層就中殷賑産業方面等ニ對シ最大限度ノ貯蓄ヲ爲サシムル爲之ガ具體的方策ヲ確立スルコト。

(ロ) 稅制改正ニ當リテハ特ニ購買力ノ調整ニ付考慮スルコト。

(ハ) 保險其ノ他ノ制度ニ依ル國民購買力ノ吸收ヲ圖ルコト。

(ニ) 政府及公共團體等ニ於ケル一般の増俸ハ、此ノ際之ヲ差控へ、必要ナル場合ニ於テハ福利施設等ニ付考慮スルコト。

## (2) 消費ノ合理化及節約ノ具體案確立並ニ其ノ勵行

物資消費ノ合理化及節約方法ニ付、各品目ニ亙リ物資動員計畫等物資需給ノ狀況ニ即應シテ、其ノ消費節約ノ必要程度ヲ明確ニシ、國民ヲ指導スベキ具體案ヲ確立シテ、其ノ趣旨ヲ徹底セシメ、個人ノ家庭消費ハ勿論、法人團體ノ消費ノ抑制ニ付、此ノ際徹底的措置ヲ講ズルコト。

特ニ政府及公共團體ハ右ニ付率先垂範ノ實ヲ示スコト。

## (3) 物資ノ個別的消費規正

物資動員計畫内ノ物資ニ付テハ、該計畫ニ即應シ、又右以外ノ物資ニ付テモ、適切ナル需給ノ見透シヲ立テタル上、戦時下ニ於テ忍ビ得ベキ比較的不急不要ノ物資ニ付テハ必要アル場合ニハ、各品目ニ對シ、法律上ノ消費制限乃至禁止ヲ爲シ以テ國民消費ノ規正ヲ斷行スルコト。

## 四、配給ノ調整

配給ノ調整ニ付テハ、既ニ第六回中央物價委員會ニ於テ、當業者ノ組織化、買占メ、賣惜ミ並ニ買溜ノ防止、配給ノ管理、數量割當又ハ切符配給制度ノ採用、配給費ノ低減等ノ諸方策ヲ答申シタル所ナルガ、更ニ後述ノ運輸ニ關スル統制對策ヲ實施スルト共ニ、左記ニ依リ其ノ徹底ヲ期スベシ。

(1) 當業者ノ組織化、連絡機關ノ設置等ハ此ノ際之ヲ擴充強化シ、必要ニ應ジ生産者、問屋及小賣業者等配給系統並ニ其ノ分野ヲ規制シ、配給機構ヲ合理化スルコト。

(2) 在庫品ノ動員利用ヲ圖リ、在荷ノ制限賣渡命令等ニ付テモ考慮スルコト。

(3) 物價騰貴ヲ招來スルガ如キ思惑及買溜ニ付テモ、徹底的取締方法ヲ講ズルコト

(4) 金融關係ニ於テモ、思惑資金ノ融通ノ如キハ嚴ニ之ヲ抑止スルコト。



## 第四、生産費構成要素ノ調整

戰時適正價格ノ形成ヲ緊要トスル段階ニ於テハ、單ニ物價ヲ公定スルニ止マラズ、其ノ物價ヲ適正ニ形成スベキ方策ヲ採ルニ非ズンバ物價對策ハ到底其ノ目的ヲ達シ得ザルモノト云ハザルベカラズ、而シテ生産費ノ構成要素ヲ成スモノ即チ原料資材ノ外、賃金、運賃及商品價格ノ形成要素タル利潤竝ニ是等ト相當程度ノ關聯性ヲ有スル家賃、地代等ニ對シテモ、前掲ノ物價對策其ノモノニ照應セル根本對策ヲ講ズルコト肝要ナリ。

## 一、賃 金

戰時適正物價形成上必要トスル賃金對策ノ主眼目ハ、必ズシモ從業者各個ノ所得其ノモノヲ制限スルノ趣旨ニ非ズシテ、賃金ガ價格ニ及ボス影響ヲ考慮シ生産費中ニ含マルル賃金總額ノ適正低下ヲ期スルニ在リ。從テ左記ノ賃金規制ノ目的ヲ達スルニ當リテモ、能フ限り從業者ノ生産能率ノ増進ヲ圖ルベキモノトス。

- (1) 各種ノ職種ニ適應セル戰時適正賃金標準ヲ定メ之ニ準據スルコト。
- (2) 右賃金標準ハ物價竝ニ利潤ノ標準ニ照應スルト共ニ、生計費ニ重要ナル考慮ヲ須キテ決定スルコト。
- (3) 右標準賃金ノ維持ニ付テハ勞力需給ノ調整ヲ併セ實施スルコト。
- (4) 給料等ニ付テモ賃金ニ準ズルコト。

## 二、運 賃

運賃其ノ他ノ運賃費ハ物價構成上ノ重要要素ナルノミナラズ、物資ノ需給ヲ調整シ其ノ配給ヲ適切ナラシムル爲ニハ、海陸輸送ノ圓滑ナル運営ヲ必要トスルモノナルニ鑑ミ、此ノ際海陸輸送ノ統制アル運営ヲ期スルト共ニ運賃等ノ合理的規制ヲ爲スコト極メテ肝要ナリ。

- (1) 戰時物價基準ノ目標ニ照應シテ運賃其ノ他ノ運送費ヲ公定スルコト。
- (2) 生産力擴充計畫ニ即應セル輸送力ノ擴充ヲ極力促進セシムル要アルト共ニ、其ノ促進對策トシテ高運賃政策ヲ採ルコトハ此ノ際物價政策ノ根本方針ニ矛盾スルヲ以テ、戰時經濟運行ノ大局ヨリ見テ眞ニ止ムヲ得ザル場合ノ外之ヲ避ケ、必要ナル場合ニハ他ノ對策ヲ講ズルコト。
- (3) 右公定運賃等ノ確保ニ付テハ運送量ヲ運輸能力ノ範圍ニ適當ニ調整スルコト必要ナリ。其ノ方法トシテハ例ヘバ左記ノ如キ手段ヲ講ズルコト。
  - (イ) 運送ノ順位ヲ定メ重要物資ノ優先ノ運送ヲ圖ルト共ニ、不急不要ノ物資ノ運送ハ之ヲ制限スルコト
  - (ロ) 思惑取引ニ基ク物資ノ運送ハ之ヲ抑制スルコト。
  - (ハ) 交錯及重複運送ヲ規制スル方策ヲ採ルコト。
  - (ニ) 運送量ヲ季節的ニ調整スルコト。
  - (ホ) 工場設置ノ場所ニ付テハ、可及的運輸力ヲ節約シ得ル様之ヲ調整スル爲適當ノ對策ヲ講ズルコト。
- (4) 前記各種方策ヲ實行スル爲ニハ、海陸ヲ通ジ各般ノ運輸機關ニ對シ一元統制機構ヲ確立シテ輸送力



ノ綜合的運用ヲ爲シ、其ノ最大能率ヲ發揮セシムルコト。

### 三、利潤

戰時適正物價形成上必要トスル利潤對策ノ主眼目ハ、必ズシモ各個ノ事業經營ノ利潤率其ノモノヲ直接制限スルノ趣旨ニ非ズシテ、利潤ガ價格ニ及ボス影響ヲ考慮シテ商品價格中ニ含マルル利潤ノ適正低下ヲ期スルニ在リ。

(1) 物價其ノ他ノ公定ニ付テハ、夫々當該商品價格中ニ含マルル生産者、配給者ノ利潤ニ付各種ノ業態ニ適應セル戰時適正標準ヲ定メ之ヲ準據スルコト。

(2) 右利潤ノ算定標準ニ付テハ物價並ニ賃金ノ標準ニ照應スルト共ニ、戰時特殊ノ危險率、減價銷却等ニ付合理的考慮ヲ須キルコト。

### 四、家賃、地代等

戰時適正物價ノ樹立ヲ確保スル目標ノ下ニ家賃、地代等ヲ合理的ニ規制スルコト。

## 第五 物價統制ノ勵行其ノ他

### 一、物價統制ノ勵行

(一) 戰時經濟ノ下ニ於テハ、政府ノ物資購買ハ物價ノ大勢ヲ支配スルモノナルニ鑑ミ、政府ハ其ノ購入ニ當

リ單價ノ適正ナル調整ニ特ニ留意シ、實踐ヲ以テ物價統制ノ勵行ニ付國民ニ範ヲ垂ルルノ必要アリ。

(二) 戰時ニ於ケル物價統制ノ絕對必要性並ニ其ノ國民經濟及私生活ニ及ボス效果、影響及物價統制ノ趣旨内容等ヲ國民各層ニ徹底理解セシムルト共ニ、其ノ協力ヲ求ムルノ要アリ。右ニ付考慮セラルル諸點次ノ如シ

(1) 當業者ニ對シテハ、特ニ統制施設ノ趣旨内容及其ノ絕對必要ナル事情ヲ充分ニ會得セシムベキ方策ヲ講ジ、官廳及民間當業者ノ團體ヲシテ之ニ當ラシムルコト。

(2) 一般消費者ニ對シテハ、政府ハ固ヨリ國民精神總動員中央聯盟、其ノ他民間團體、言論機關等ニ於テ一層ノ努力ヲ爲スコト。

(3) 統制ニ關スル法規ヲ成ルベク單純ナラシメ、又官報、週報等ノ利用ニ依リ具體的事項ヲ實際的ニ速ニ全國民ニ周知セシムル方法ヲ採ルコト。

(三) 物價統制諸對策ノ實施ヲ圓滑ニシ且其ノ實狀ヲ明カニスル爲、物價統制視察制度ヲ設ケ、民間諸團體ヲシテ之ニ協力セシムルト共ニ、進ンデ民意ヲ聽取シ統制方策ノ進走改善ヲ圖ルニ適當ナル常設機關ヲ置クノ要アリ。

(四) 現行罰則規定ノ勵行ト共ニ、更ニ適切ナル制裁制度ノ考究ヲ期スルノ外、一方民間團體等ニ於ケル自發的制裁方法ニ付考究セシムルノ要アリ。

(五) 物價統制ハ國民各層ガ相當ノ犧牲ヲ負擔スルコトニ依リ遂行セラルルモノナルヲ以テ、政府並ニ民間ニ



於ケル指導的地位ニ在ル者ノ物心兩方面ニ於ケル率先的實踐躬行ハ此ノ際ニ必要ナリ。

一、内地、外地、滿洲及支那ノ連絡

外地、滿洲及支那ハ内地ト爲替水準ヲ共通ニシ協同的統制ヲ構成スルモノニシテ、就中物價ノ如キハ其ノ相互間ニ影響ノ波及スル所甚大ナルニ鑑ミ、是等ノ各地ニ於ケル物價統制ニ付左ノ如ク緊密ナル連絡調整ヲ圖ルノ要アリ。差當リ内地及滿洲相互間ノ關係ニ於テ特ニ急務トスベシ。

(1) 關係各地域ニ於ケル物價統制ニ關スル機構ヲ整備充實シ、其ノ機能ヲ擴大強化シ、共同ノ一定物價基準ヲ確保スルノ目標ノ下ニ、外地、滿洲等ノ物價對策ニ付更ニ其ノ徹底ヲ期シ且相互ノ連絡ヲ緊密ナラシムルコト。

(2) 物資ノ需給調整ニ付各地域當局間ノ協調ヲ一層緊密ナラシムルコト。

三、物價統制機構

物價統制ノ内容ハ、廣汎且多方面ニ亘リテ相關關係ヲ有シ、其ノ實效ヲ收ムル爲ニハ綜合的、統一的ノ運用ヲ絶對ニ必要トスルヲ以テ、官民關係機關ノ整備及相互ノ緊密ナル連絡協調ヲ圖ルノ要アリ。殊ニ左ノ諸點ニ付留意スルコト。

(一) 事務ノ複雑増大ニ備フル爲、關係機關ヲ擴充シ、且各官廳間ノ一層緊密ナル協同動作ニ依リ、中央物價委員會ノ機能ト相俟チ決定案件ノ實施ヲ齊整迅速ナラシムルコト。

(二) 中央地方相互間ニ於ケル物價統制ニ關スル官廳及委員會等ノ統制連絡ヲ整備スルコト。

(三) 政府ハ民間經濟機關ノ物價統制ニ關スル協力事項ヲ定メ、是等ノ機關トノ間ニ緊密ナル連絡ヲ保ツコト

四、物價統制ノ影響ニ對スル措置  
政府ハ物價統制ニ伴フ經濟的影響ニ對處スル爲、別途適當ノ方策ヲ講ズルノ要アリ。其ノ主ナルモノ次ノ如クナルベシ。

(一) 賃金ノ規制ニ因リ從業者ガ將來ニ備フル餘力ヲ減殺スルガ如キ場合ニ對シ、失業、老後、保健等ニ關スル方策ヲ講ズルコト。

(二) 物價統制ノ結果生産者乃至問屋、小賣商等ニ及ボスコトアルベキ經濟的影響ニ付對策ヲ講ズルコト。

附記

本大綱ニ依ル價格ノ公定其ノ他ノ諸方策ノ實施ニ付テハ、急速ニ之ヲ實行スルヲ要スルト雖モ事實上相當日時ヲ要スルモノアルベキヲ以テ差當リ左ノ經過的取扱ヲ爲スコト。

一、價格ノ公定ニ付テハ、差當リ必要ト認ムル品目ニ對シ從來ノ手續ニ依リ遲滯ナク之ヲ實施スルコト。

本大綱ニ基ク原價計算方法等ニ依ラズシテ定メラレタル公定價格ハ、他日之ヲ再檢討シタル上右方法ニ準據シ之ヲ改定スルコトアルベキコト。

二、需要ノ制限等ニ付テハ、本大綱ニ基ク諸制度ノ實施前ト雖モ、當該諸官廳ニ於テ速ニ適當ナル措置ヲ採ルコト



附錄第二

物價統制實施要綱

(第二十九回中央物價委員會決定)  
(昭和十四年八月三十日)

- 一、本要綱ハ第二十三回中央物價委員會ニ於テ答申シタル「物價統制ノ大綱」ノ實施上具體案ヲ必要トスルモノニ付其ノ目途ヲ示シタルモノトス。
- 二、本要綱ハ「物價統制ノ大綱」ニ對スル具體案ノ研究又ハ作成ノ爲設置シタル第一部會(物價基準ノ決定及價格ノ公定竝ニ之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)、第二部會(需要供給ノ調整及之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)、第三部會(資金及之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)、第四部會(利潤及家賃、地代等竝ニ之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)、第五部會(運賃及之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)、第六部會(物價統制ノ勵行其ノ他及之ニ關聯スル事項ヲ審議ス)ノ各部會ノ審議決定案ヲ「物價統制ノ大綱」ノ順序排列ニ從ヒ綜合統一シタルモノトス。

第一 物價基準ノ決定

一、物價低下ノ目標トシテノ輸出品物價ノ基準

「物價統制ノ大綱」ニ依リ國際物價水準ニ照應シ輸出ノ増進ヲ可能ナラシムルコトヲ目標トシテ決定スベキ物價基準ノ算定ハ、重要輸出品目ヲ一定ノ區分ニ依リ分類毎ニ夫々輸出ノ維持増進ヲ可能ナラシムル爲物價低下ヲ圖ルベキ必要程度ヲ具體的ニ測定シテ之ヲ行フモノトス。而シテ重要輸出品目ヲ分類スルニ當リテハ其ノ生産費構成要素ノ如何ナル部分ヲ幾何低下スベキヤヲ明ニスルヲ要シ、之ガ爲考慮スベキ區分概ネ左ノ如シ。

- (1) 輸入原料ト内地產原料トノ使用割合ヲ標準トスル區分(輸出リンク制ノ適用アルモノト、然ラザルモノトニ更ニ區分ス)
- (2) 原料ト原料以外ノ生産費構成要素トノ割合ヲ標準トスル區分(必要ニ應ジ加工費、運賃等ノ占ムル程度ニ從ヒ更ニ區分ス)

備考 輸出品物價ニ付其ノ低下ヲ圖ルベキ具體的必要程度ニ付テハ、今後ニ於ケル詳細ナル調査研究ニ依リ之ヲ明確ニスベキモ相當強度ノ引下ヲ爲スノ要アリ。

二、國內品物價ノ基準

國內品物價基準ハ之ト關聯スル輸出品物價ノ引下必要率ニ照應セシメ(數種ノ輸出品ニ關スル場合、當該輸出品物價ノ引下必要率ニ差等甚シキモノアルトキハ輸出量最モ大ナルモノニ重點ヲ置ク)極力其ノ低下ヲ圖ルモノトス。但シ戰時經濟運行ノ大局ヨリ見テ右ノ基準迄物價低下ヲ困難トスル場合ニ於テハ、當該品目ノ輸出品原材料等トシテ占ムル比重ノ大小(原材料等トシテ使用セラルル輸出品ノ種類多キ場合ニ於テハ之ヲ綜合シテ



考慮ス)ニ從ヒ、特別ナル措置ヲ講ジ又ハ其ノ引下率ニ考慮ヲ加フル等戰時經濟運行上必要ナル國內的要求トノ調和ヲ圖ルモノトス。

三、輸入品物價ノ基準

輸入品物價ハ輸入價格ヲ基準トシ、國內ニ同種又ハ關係品ノ生産アル場合ニ於テハ必要ニ應ジ「プール」平準價格制ヲ採用スルモノトス。

第二 價格ノ公定

一、價格ヲ公定スベキ品目ノ範圍及順位

(一) 價格公定ノ對象トナルベキ品目ハ原則トシテ軍需資材、輸出資材、生産擴充資材及國民生活必需品中ヨリ選定シ之ヲ左ノ四種トスルコト

第一種 原價計算ニ基キ價格ヲ公定スルモノ

第二種 特別ノ法令ニ依リ價格ヲ統制スルモノ

第三種 政府ノ購入スル兵器等價格公定以外ノ方策ヲ適當トスルモノ

第四種 技術上價格公定ヲ困難トシ特殊ノ價格統制ヲ適當トスルモノ

(二) 價格ヲ公定スベキ品目ノ順位ニ付テハ左ノ諸點ヲ考慮シ之ヲ決定スルコト。

(1) 全體ノ價格形成上重大ノ影響アル品目ニシテ且物價統制ノ必要大ナルモノヲ先順位トスルコト。

(2) 原材料ハ原則トシテ之ヲ先順位トスルコト。

(3) 製品又ハ原材料ノ一方ニ付價格公定セラレ兩者ノ均衡ヲ失セル場合ニ於テハ未ダ價格ノ公定ナキモノニ付速ニ價格ヲ公定スルコト。

(4) 季節的物資ニシテ價格公定ノ急ヲ要スルモノハ之ヲ考慮シテ其ノ順位ヲ決定スルコト。

(5) 既ニ價格ヲ公定シタル品目又ハ特別ノ法令ニ依リ價格統制ノ行ハレ居ル品目ニシテ當面其ノ改訂ノ必要特ニ大ナラザルモノハ之ヲ後順位トスルコト。

(6) 生産轉換ノ可能ナル品目ハ原則トシテ之ヲ一括シテ價格ヲ公定スルコト。

(7) 輸入品ニ付同種又ハ關係品ノ國內生産アル場合「プール」平準價格制ヲ採用セザルトキハ兩者同時ニ價格ヲ公定スルコト。

二、生産規格ノ統制

(一) 生産規格ノ統制ハ原則トシテ價格ノ公定ト同時ニ行フコト。尙既ニ價格ヲ公定シタル品目ニシテ生産規格ノ統制ナキモノニ付テハ速ニ之ヲ實行スルコト。

(二) 生産規格ノ統制ハ戰時下ニ於ケル必要品ヲ最モ有效適切ニ供給スル様其ノ種類、形狀、寸法、材質、性能等ニ付極力之ヲ單純化スルコト。



(三) 生産規格ノ統制ハ原則トシテ法規ヲ以テ之ヲ強制スルコト。  
三、公定價格品ト非公定價格品トノ調和

(一) 非公定價格品ニ屬スル品目ハ戰時國民經濟ノ運営上不急不要ト認メラルモノ即チ美術品、鑑賞品、高級趣味品、特殊嗜好品、其ノ他ノ高級品、贅澤品等ヲ主ナルモノトスルコト。

(二) 非公定價格品ニ付テハ公定價格品ニ對スルガ如キ價格ノ公定又ハ戰時規格ノ統制等ヲ爲スコトナキモ、公定價格品ト非公定價格品トノ物價統制上ノ調整ヲ期スル爲左ノ如キ對策ヲ講ズルコト。

(1) 非公定價格品ニ付テハ能フ限り其ノ生産ヲ制限又ハ禁止スルコト。

(2) 非公定價格品ノ原材料ガ公定價格品ト共通ナル場合ニ於テハ公定價格品ノ生産ニ必要ナル原材料ノ數量又ハ價格ニ惡影響ヲ及ボサザル様非公定價格品ニ對スル原材料ノ配給ニ付適切ナル統制ヲ加フルコト。

(3) 非公定價格品ノ價格騰貴ノ爲公定價格品ノ公定價格ノ維持ヲ困難ナラシムル場合ニ於テハ、當該非公定價格品ノ販賣ヲ統制スル等適當ナル對策ヲ講ズルコト。

(4) 公定價格品ト非公定價格品トノ間ニ於ケル生産轉換、原材料流用等ヲ防止スル爲必要アルトキハ統制機構ノ強化ヲ圖ルコト。

(5) 非公定價格品ニ付過大利益ヲ生ズル場合ニハ課税又ハ組合其ノ他當業者團體ノ課賦金ニ依リ之ヲ調整スルコト。

(イ) 課税ニ依ル調整

過大利益調整對策トシテハ成ルベク課税ニ依ルヲ適當ト爲スヲ以テ、販賣毎ニ過大利益額ニ課税スル新税ノ創設又ハ物品税ノ増徴等適切ナル課税方法ニ付考究スルコト。

(ロ) 賦課金ニ依ル調整

非公定價格品ノ過大利益ノ調整上必要アリト認メラルル場合ニハ、工業組合、商業組合其ノ他當業者團體ヲシテ其ノ配給原材料又ハ生産品ニ付前記(イ)ノ課税ノ外又ハ課税ニ代リテ適當ナル賦課金ヲ徴收セシムルコト。

賦課金ノ徴收方法並ニ其ノ使用方法ニ付テハ行政官廳ノ許可ヲ受ケシムルモノトシ、必要ニ應ジ其ノ全部又ハ一部ヲ國庫ニ納入セシムル方法等ニ付考究スルコト。

四、戰時適正價格ノ決定

(一) 第一種ノ品目(原價計算ニ基キ價格ヲ公定スルモノ)

(1) 價格公定ノ基準トナル中庸生産費ハ所要ノ生産數量ノ確保ニ著シキ支障ヲ生ゼザル限り高能率ノ場合ノ生産費トスルコト。右ノ中庸生産費ノ決定ニ當リテハ將來ニ於ケル經營ノ合理化、技術ノ進歩等ヲモ考慮スルト共ニ戰時適正物價基準ヲ實現スルニ必要ナル達觀的措置ヲ爲スコト。

尙中庸生産費ヲ基準トシタル爲所要數量ノ供給ニ支障ヲ來ス惧アル場合ニハ、之ヲ防止スル爲本要綱第三



ノ一ノ「生産増大等ニ關スル供給ノ調整」ニ掲セル諸方策ニ準ジ適當ナル對策ヲ講ズルノ外、已ムヲ得ザル場合ニハ政府ニ於テ補助金ノ交付等ノ方法ヲ考究スルコト。

(2) 價格公定ノ基準トナル原價計算方式ハ別ニ之ヲ定ムルコトトシ、此ノ場合左ノ諸點ヲ考慮スルコト。

(イ) 業種業態別ニ原價計算方式ヲ定ムルコト。

(ロ) 原價計算方式ニ於テハ價格構成要素ノ種類及其ノ内容ヲ明ニスルコト。

(3) 前記原價計算ニ於ケル經費ノ取扱方ニ付テハ左ノ諸點ヲ考慮スルコト。

(イ) 原材料、製品、仕入品等ノ原價ハ計算當時ノ價格ヲ以テ基準トスルコト。

(ロ) 税金ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ課稅セラルル性質ノモノハ之ヲ經費ト認ムルモ利益ニ對スル課稅ニ屬スルモノハ之ヲ利益ノ處分ト見做シ經費ト認メザルコト。

(ハ) 賞與、手當等ハ事業利益ノ如何ニ拘ラズ一定額ヲ恒例的ニ支出スルモノ(實質上給料的性質ヲ有スルモノ)ハ之ヲ經費ト認メ、然ラザルモノ及重役賞與ハ之ヲ利益ノ處分ト見做スコト。

(ニ) 寄附金ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト。

(ホ) 掛賣ニ基ク貸倒レ危險ハ原則トシテ之ヲ經費ト認メザルコト。

(ヘ) 仕入ハ原則トシテ現金仕入ノモノト見做スコト。

(ト) 支拂金利ハ計算當時ノ社債金利及貸出金利ヲ標準トスルコト。

(4) 減價銷却及戰時特殊ノ危險ニ付テハ左ノ如ク之ヲ取扱フコト。

(イ) 減價銷却ニ付テハ物理的耐久年限ノ外技術、科學等ノ進歩發達其ノ他ノ經濟的事情ヲ十分考慮シ適正ナル銷却率ヲ算定スルコト。

(ロ) 戰時特殊ノ危險ハ之ヲ其ノ儘經費ト認メ物價高ニ依リ補填セシムルコトハ物價政策上好マシカラザル影響ヲ齎スガ故ニ極力之ヲ避ケ適正ナル補正對策ヲ講ズルコト。

(5) 原價計算ノ算定ニ付遺憾ナキヲ期スル爲常設ノ原價計算ヲ掌ル機關ヲ整備スルコト。右機關ニ於テハ左ノ事項ヲ擔當スルコト。

(イ) 公定價格ヲ決定スル場合ニ於ケル原價計算ノ算定。

(ロ) 一定ノ方式ニ基キ公定價格ヲ改定スル場合ニ於ケル原價計算ノ算定。

(ハ) 中庸生産費ヲ基準トシタル爲生産不引合ニ陥レル事業ニ對シ補助金ノ交付等特別ノ措置ヲ講ズル場合ニ於ケル原價計算ノ算定。

(ニ) 公定價格品ニ關スル原價計算ノ資料蒐集及其ノ調査

(ホ) 「プール」平準價格制ニ依ル場合ニ於ケル共販機關ノ買入價格ニ關スル原價計算ノ考查。

(6) 價格公定後ニ於テ原價ニ變化ヲ生ジタル場合ニ於ケル公定價格ノ改定ニ付テハ出來得ル限り豫メ一定ノ方式ヲ設ケ之ヲ改定ヲ爲スコト。(例ヘバ同種ノ國內生産品ナキ輸入原材料ニシテ其ノ輸入及配給ニ付



統制機構確立シ居ルモノニ付テハ一定ノ方式ニ基キ海外相場ニ依リ自働的改定ヲ爲スコト)

(7) 一般的方法ニ依ル原價計算ノ困難ナル品目ニシテ價格ノ公定ヲ必要トスルモノニ付テハ、過去ノ適當ナル時期ニ於ケル當該品目ノ價格ニ依ル等適當ナル達觀的方法ニ依ルコト。

(二) 第二種ノ品目(特別ノ法令ニ依リ價格ヲ統制スルモノ)

特別ノ法令ニ依リ價格ヲ統制スルモノハ夫々當該法令ニ基キ價格ヲ決定スルモ、「物價統制ノ大綱」及本要綱ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ行フベキコト。

(三) 第三種ノ品目(政府ノ購入スル兵器等價格公定以外ノ方策ヲ適當トスルモノ)

政府ノ購入スル兵器等ニ付テハ其ノ價格ヲ決定スルニ當リ、「物價統制ノ大綱」及本要綱ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ行フベキコト。

(四) 第四種ノ品目(技術上價格公定ヲ困難トシ特殊ノ價格統制ヲ適當トスルモノ)

野菜、鮮魚等ノ如ク技術上原價計算ニ基ク價格公定ヲ困難トスル品目ニシテ戰時國民經濟ノ運營上特ニ必要ナルモノニ付テハ、標準價格ヲ示ス等特殊ノ方法ニ依リ價格ヲ統制スルコト。

### 第三章 需要供給ノ調整

物價統制ノ基本對策タル物資需要供給ノ調整ハ政府豫算及生産力擴充計畫其ノ他ノ政府ノ諸施設並ニ其ノ運用ノ

適否ニ懸ルコト最モ大ナルヲ以テ、既ニ「物價統制ノ大綱」ニ於テ其ノ重要ナルモノニ付相當具體的ニ之ヲ示シタルニ依リ茲ニハ此等事項以外ノモノニ付其ノ實施要綱ヲ掲グルモノトス。

一、生産増大等ニ關スル供給ノ調整

(一) 經營ノ合理化並ニ能率ノ統制及増進等ヲ圖ルコト。

(1) 經營ノ合理化ハ單一企業内ニ止マラズ企業間ノ統制乃至合同整理ヲモ考慮シ必要ニ應ジ生産又ハ配給ノ共同化ヲ圖ルコト。

(2) 經營ノ合理化及能率ノ統制等ヲ實行スル爲ニハ必要ニ應ジ左ノ如キ人的及物的資源ノ融通ヲ圖ルコト。

(イ) 各種經濟團體及當業者團體等ヲ動員シ產業界ニ優秀技術ノ普遍的利用其ノ人的及物的資源融通ノ氣運ヲ醸成スルコト。

(ロ) 特別ノ機關ヲ設ケ技術其ノ人的及物的資源ヲ如何ニ融通利用セシムベキヤ又此ノ場合ニ於ケル報酬ヲ如何ニスベキヤ等ノ決定ニ當ラシムルコト。

(ハ) 必要ニ應ジ法制ヲ整備シ人的及物的資源ノ融通ヲ強制シ得ルモノト爲スコト。

(3) 高能率設備ヲ極力集中シ利用スル爲左ノ如キ對策ヲ講ジ必要アルトキハ之ヲ強制スルコト。

(イ) 原材料等ノ配給不足ノ結果一定程度以上ノ操業短縮ヲ餘儀ナクセラルル場合又ハ技術上乃至人的物的資源ノ有效利用上必要ト認めラルル場合ニハ高能率ノ工場ヲ極力共同利用セシムルコト。



- (ロ) 原材料、勞力等ニ付テハ從來ノ實績又ハ設備ヲ基準トスル配給方法ニ代ヘ能率主義ニ基ク配給方法ヲ採ルコト。
- (ハ) 前記(イ)又ハ(ロ)ノ場合ニ於ケル負擔及利益ニ付テハ適當ニ處理スル途ヲ講ズルコト。
- (4) 原始産業ニ付テハ特ニ左ノ如キ對策ヲ講ズルコト。
  - (イ) 共同作業、共同經營、機械ノ利用等ニ依ル經營方法ノ改善及生産技術ノ向上普及ヲ圖リ能率ノ増進ニ資スルコト。
  - (ロ) 各地方事情ニ即應セル適正規模經營ノ創設ニ依リ生産力ノ増進ヲ圖ルコト。
  - (5) 中小産業ニ付テハ特ニ左ノ如キ對策ヲ講ズルコト。
    - (イ) 規模及能率ニ付長期建設ノ新段階ニ於テ將來存立可能ノ限度ヲ調査研究シ、右限度以下ノモノニ付テハ其ノ規模、設備等ヲ之ニ順應セシムル様指導スルコト。
    - (ロ) 中小工業ニ付テハ各事業ヲ極力專業化シ且之ヲ組織化スルト共ニ下請制度ヲ合理化シ不況期ニ於テモ發註會社ヲシテ極力連帶的ニ下請工場ヲ維持セシムルガ如キ機構ニ改ムルコト。
- (二) 「プール」平準價格制ヲ採用シテ生産増大ノ目的ト低物價政策トヲ極力合致セシムルコト。
  - (1) 「プール」平準價格制ハ左ノ如ク原價ニ相當差違アリ且其ノ高生産費ノ生産力迄活用スル必要アル場合原則トシテ之ヲ採用スルコト。

- (イ) 戰時經濟運行上重要ト認メラルル産業ニシテ自然的條件ニ因リ其ノ生産費ニ相當差違アル場合。
  - (ロ) 内地ニ同種又ハ關係品ノ生産アル輸入品ニシテ内外品ノ原價ニ相當差違アル場合。
  - (ハ) 經營規模ノ大小其ノ他人的條件ニ因リ生産費ニ相當差違アリ特ニ戰時經濟運行上必要トスル場合。
  - (2) 「プール」平準價格制ヲ採用スル場合ニハ原則トシテ全國ノ販賣機構ヲ一元的ニ統制スルコト。
  - (3) 「プール」平準價格制ニ依ル各生産者ヨリノ買入價格ハ生産者ノ原價ニ一定ノ戰時適正利潤ヲ加ヘタルモノヲ原則トスルコト。
    - 尙其ノ買入價格ハ原則トシテ高能率ノモノニ付テハ低能率ノモノニ比シ多クノ利潤ヲ認ムル等個々ノ企業ノ能率増進ニ付考慮ヲ加ヘ極力低生産費ノ生産擴充ヲ圖ルコト。
- 二、需給ノ調整
- (一) 強度ノ統制ヲ必要トスル物資ノ需給調整
- 強度ノ統制即チ法規ニ依ル生産割當、配給割當又ハ消費規正ヲ必要トスル物資ニ付テハ生産、配給、消費ヲ通シ需給調整ノ徹底ヲ期スル爲原則トシテ左ノ如キ方策ヲ講ズルコト。
- (1) 生産規格ヲ統制シ原材料等ノ使用ヲ合理的ニスルト共ニ製品ノ生産、配給及消費ヲ單純化スルコト。
  - (2) 戰時下ニ於テ必要缺クベカラザル用途ニ限り順位ヲ定メテ生産及消費ヲ認メ右以外ノ生産及消費ハ必要ニ應ジ之ヲ統制又ハ禁止スルコト。



- (3) 最少限度ノ供給ヲ確保スル爲必要アリト認ムル場合ニハ最終消費ニ付テモ切符制度ヲ採用スルコト。
- (4) 當業者ヲシテ業種業態別ニ夫々組合ヲ結成セシメ其ノ分野ヲ定メ統制ノ運営ニ當ラシムルト共ニ、關係官廳及前記組合ヲ以テ協議會ヲ設置シ統制ノ圓滑ナル實施ニ資スルコト。
- 尙必要ニ應ジ特殊ノ統制會社ヲ設ケ所要ノ統制ニ當ラシムルコト。
- (5) 生産者又ハ配給業者相當多數存在スル場合ニハ免許制ノ採用ヲ考究シ、尙必要ニ應ジ消費者ヲシテ一定ノ配給業者ヨリ購入セシムル等適當ナル方策ニ付考慮スルコト。
- (6) 在庫品ノ調査ヲ勵行シ在庫品ノ相互融通、共同在庫制ノ實施等ヲ圖ルコト。尙必要ニ應ジ在庫品ヲ特定ノ機關ヲシテ一手管理セシメ在庫量ヲ調整シ又ハ賣渡命令ヲ發シ得ルモノト爲スコト。
- (二) 前記(一)ニ該當セザル物資ノ需給調整
- 強度ノ統制ヲ必要トセザル物資ニシテ價格ヲ公定スベキ品目ニ付テハ、原則トシテ當業者ニ依ル統制ニ依ルコトトシ左ノ如キ方策ヲ講ズルコト。
- (1) 當業者ヲシテ業種業態別ニ夫々組合ヲ結成セシムルト共ニ之ガ連絡組織ヲ設ケシメ極力需給調整ヲ圖ラシムルコト。
- (2) 必要ノ場合ニハ前記(一)ニ列舉セラレタル方策ニ準ジ適當ナル措置ヲ講ズルコト。
- 三、一般購買力ノ調整

## (一) 貯蓄ニ依ル購買力ノ吸收

- (1) 物價對策ノ見地ヨリ國民財蓄増加ノ益々必要ナル所以ヲ國民ニ徹底セシメ貯蓄ノ増加ヲ圖ル爲一層經濟團體其ノ他各種團體ノ協力ヲ求ムルコト。就中小商工業者ノ貯蓄ヲ更ニ徹底セシムル爲商工會議所、商工會、商業組合、工業組合其ノ他ノ經濟團體及當業者團體ヲ動員スルコト。
- (2) 廢賑產業關係ノ會社、工場、鑛山等ニ付テハ所得ノ増加狀況等ニ應ジ最大限度ノ貯蓄増加目標額ヲ樹立セシメ其ノ達成ニ努メシムルコト。
- (3) 貯蓄組合ニ依ル貯蓄ニ付一層其ノ普及充實ヲ圖ルト共ニ既設貯蓄組合ノ貯蓄率ヲ極力増大セシムルコト。特ニ都市及廢賑產業方面ニ於ケル貯蓄組合ノ整備擴充ニ付格段ノ工夫ヲ爲スコト。
- (4) 貯蓄ノ方法ニ付新工夫ヲ凝シ便宜ヲ供與スル等各種金融機關ヲシテ一層積極的ニ購買力ノ吸收ニ努メシムルコト。
- (二) 公債其ノ他ノ債券ニ依ル購買力ノ吸收
- (1) 重役及從業員賞與ノ公債支給ヲ更ニ普及徹底セシメ且公債ノ共同購入並ニ共同保管ニ付適切ナル施設ヲ考究スルコト。
- (2) 一定額以上ノ生命保險金等ノ受取人ニ對スル公債購入ノ勸奨ヲ一層徹底セシムルコト。
- (3) 政府豫算ノ實行ニ當リ公債ニ依リ交付スル範圍ノ擴張ヲ考究スルコト。



- (4) 大衆ノ購買力ヲ吸收スルニ最モ有效ナル債券ノ態様及發行方法ニ付考究スルコト。
- (三) 租税ニ依ル購買力ノ吸收

一般購買力ノ吸收ヲ目的トスル適切ナル税制ヲ樹立スルコト。特ニ殷賑産業方面ニ於ケル課税及戰時下ニ於テ不急不用ト認メラルル物品等ニ對スル課税ヲ加重スルコト。

- (四) 保險制度ノ擴充ニ依ル購買力ノ吸收

(1) 郵便年金ノ團體取扱ヲ徹底セシムルコト。

(2) 養老、廢疾、遺族ニ關スル國家的強制年金保險ノ創設ヲ考究スルコト。

(3) 民營生命保險ニ付保險料前受制度ノ積極的利用ヲ圖ルコト。

- (五) 政府及公共團體等ニ於ケル一般の増俸ハ此ノ際之ヲ控ヘ健康保險制度ノ實施其ノ他ノ福利施設ノ整備ヲ圖ルコト。

銀行、會社、民間團體等ニテモ右ノ趣旨ニ準ジ一般の増俸ヲ差控ヘシムルコト。

四、消費ノ合理化及節約

(1) 消費ノ合理化及節約ニ付テハ之ヲ組織的且系統的ニ行フベキ具體策ヲ樹立スルコト。

(2) 消費節約ハ一般のニ之ヲ行フノ要アルハ勿論ナルモ、此ノ際特ニ消費節約ヲ必要トスル重要物資ニ付テハ其ノ品目及節約必要程度ヲ明示スルト共ニ其ノ實績ヲモ發表シ國民ノ向フ所ヲ明ニスルコト。

- (3) 保健上ニ支障ヲ生ゼザル限り此ノ際國民舉ツテ生活程度ノ切下ヲ斷行シ戰時生活運動ヲ一層徹底セシムルコト。

(4) 政府ハ勿論地方公共團體、銀行、會社、工場等ハ率先消費ノ節約ヲ敢行シ以テ一般ニ消費縮減、貯蓄實行ノ風ヲ作興スルコト。特ニ法人ニ付テハ其ノ消費ヲ抑制スル爲營業費ノ緊縮其ノ他適當ナル對策ヲ講ズルコト。

尙都市ニ於テハ消費、奢侈、遊興等ハ勿論特ニ購買慾ヲ唆ルガ如キ施設ハ之ヲ抑制スルコト。

- (5) 消費ノ合理化節約ト併セテ健康ノ維持増進其ノ他統後ノ國民活動力ノ維持發展ニ必要ナル施設ヲ整備スルコト。

第四 貨 金

一、戰時適正貨金標準ノ決定

(一) 戰時適正貨金標準ヲ決定スベキ産業部門ハ原則トシテ價格ヲ公定スベキ品目關係ノモノ及運賃ヲ公定スベキ運送關係ノモノトシ、其ノ職種ハ原則トシテ直接作業ニ關係アル總テノモノトスルコト。

(二) 戰時適正貨金標準ハ一般貨金ノ昂騰ヲ來タサザル建方及適當ナル分類ニ依リ之ヲ定ムルコトトシ特殊ノ場合ニ於ケル例ヲ認ムルコト。



- (三) 戰時適正賃金標準ノ決定ニ當リテハ當該産業部門ニ於ケル利潤トノ關係ヲ適正ナラシムルト共ニ戰時物價統制ノ程度ニ照應セシムルコト。
- 運賃ヲ公定スベキ運送關係ノモノニ付テモ之ニ準ズルコト。
- (四) 戰時適正賃金標準ヲ決定スルニ當リテハ支那事變前適當ノ時期ニ於ケル當該職種ノ賃金指數ト生計指數トノ割合ヲ考慮スルコト。
- (五) 戰時適正賃金標準ヲ決定スルニ當リテハ戰時經濟運行ニ必要ナル關係産業部門ニ於ケル勞務ノ圓滑ナル供給ヲ阻害セザル様考慮スルコト。
- (六) 戰時適正賃金標準ヲ決定スル場合ニハ之ニ關聯アル給料(賞與ヲ含ム)ニ付テモ其ノ適正化ヲ圖ルコト。

二、勞務需給ノ調整

- 前記戰時適正賃金標準ノ維持ニ付テハ左ノ如キ勞務需給ノ調整ヲ併セ實施スルノ要アリ。
- (一) 農業、鑛業、商工業等ノ全分野ニ互リ勞務配給ノ根本基準ヲ確立シ之ニ基キ勞務需給對策ヲ確立スルコト。
  - (二) 勞務者ノ爭奪防止ノ徹底ヲ圖ル爲左ノ如キ措置ヲ講ズルコト。
  - (一) 工場就業時間制限令賃金統制令及從業者雇入制限令ヲ戰時適正賃金標準ヲ決定スル總テノ産業部門ニ

適用スルコト。

- (2) 勞働手帳制ヲ採用スルコト。
- (三) 職業紹介機關ヲ整備シ勞務ノ募集供給ニ付統制ヲ強化スルト共ニ全國ヲ數地區ニ分チ地區別勞務需給調整ヲ圖ルコト。
- (四) 軍需品産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業、生活必需品産業等以外ヘノ勞務供給ヲ制限又ハ禁止スルコト。

三、其ノ他

- 各企業ノ生産能率ノ向上ヲ圖ル爲必要ニ應ジ機械設備ヲ改善シ、作業環境ヲ改良シ、災害豫防施設ヲ整備スルト共ニ勞務管理ノ機構ヲ充實シテ其ノ能力ヲ向上セシムルニ努ムルノ要アリ。
- 尙勞務者ノ勞働能率ノ維持向上ヲ圖ル爲左ノ如キ措置ヲ講ズルモノトス。
- (一) 勞務者住宅難ノ緩和其ノ他福利施設ノ擴充ヲ圖ルコト。
  - (二) 社會保險施設ヲ擴充スルコト。
  - (三) 職業教育及技能者養成制度ヲ整備擴充スルコト。
  - (四) 適材適所主義ノ徹底ヲ圖ルト共ニ向上ノ途ヲ與フルコト。



## 第五運 賃

運賃其ノ他運送費ノ適正ヲ期スルハ戰時物價問題解決ノ爲急務ニシテ就中特定重要物資ニ對スル運賃ノ引下ヲ特ニ緊要トス。尙之ニ關聯シテ輸送ノ統制竝ニ小運送ノ改善ヲ爲スノ要アリ。

一、特定重要物資ニ對スル運賃ノ引下及輸送ノ統制

特定重要物資即チ石炭、鑛石、鐵材、肥料、飼料、木材、木炭、米、麥等時局ニ鑑ミ重要ト認メラルル物資ノ

運賃ハ、極力之ヲ引下グルト共ニ特定重要物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲左ノ如キ輸送ノ統制ヲ行フノ要アリ

(一) 物資動員計畫及生産力擴充計畫ニ照應シ特定重要物資ノ輸送計畫ヲ海陸ヲ通ジ樹立スルコト。

(二) 海陸運送ノ統制ノ效果ヲ完カラシムル爲ニハ物資配給計畫ト連繫ヲ保持スル計畫的輸送ヲ爲スノ要アル

ヲ以テ、極力物資配給統制ニ關スル機構ヲ整備スルト共ニ運輸機關ノ統制ヲ圖ルコト。

尙荷主ノ團體ヲ結成セシメ之ト運輸機關トノ間ニ團體的長期契約ヲ締結セシムル等輸送及運賃ノ合理化ニ

付特ニ適當ナル措置ヲ講ズルコト。

(三) 輸送計畫ニ基キ具體的ニ配船又ハ配車計畫ヲ樹立スル場合必要ニ應ジ關係官廳及特定重要物資ノ荷主團體ノ代表者、運輸機關ノ代表者等ヲ以テ協議會ヲ設ケ輸送計畫實施ノ圓滑ヲ期スルコト。

(四) 特定重要物資ニ付テハ輸送計畫ニ基キ優先輸送ヲ爲スト共ニ輸送計畫ニ基カザル輸送ハ原則トシテ之ヲ

認メザルコト。

(五) 前記輸送計畫ノ樹立ニ當リテハ左ノ諸點ヲ考慮スルコト。

(1) 鐵道、船舶、貨物自動車等各種運輸機關ニ付其ノ性能ニ應ジタル合理的利用ヲ圖ルコト。

(2) 各種運輸機關ニ付國有鐵道、地方鐵道、汽船、帆船、貨物自動車等ノ種別ニ互リ其ノ有機的連絡ヲ講ズルコト。

(3) 交錯及重複運送ヲ生ズルコトナカラシムルコト。

## 二、小運送ノ改善

水上及陸上小運送ニシテ統制十分ナラザルモノニ在リテハ其ノ運送賃不廉ナルモノアルヲ以テ速ニ左ノ如キ方法ニ依リ改善ヲ圖ルノ要アリ。尙小運送業法ニ依ル小運送業ニ付テモ此ノ際一層其ノ合理的運用ヲ期シ其ノ運送賃ノ適正保持ニ努ムベキモノトス。

(一) 貨物自動車ニ付テハ經營ノ合理化ヲ圖リ其ノ運賃ノ適正ヲ期スルコト。之ガ爲企業ノ合同、統制組合ノ結成、集配網ノ整理、共同操車其ノ他適當ナル措置ヲ講ズルコト。

(二) 荷馬車、荷車等ニ付テハ料金其ノ他ノ取扱條件ノ適正ヲ期スルコト。之ガ爲小運送業法ノ運用其ノ他ノ方法ニ依リ組合ノ結成、經營ノ合理化等適當ナル措置ヲ講ズルコト。

(三) 舢及曳船ニ付テハ經營ノ合理化ヲ圖リ其ノ運賃ノ適正ヲ期スルコト。之ガ爲海運組合法ニ依ル組合ノ結



成、溜場ノ整備、貯運用所ノ設置其他貯運用ノ合理化ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコト。

(四) 必要アルトキハ小運送ノ運送賃及輸送ニ付法規ニ依ル統制ヲ爲スコト。

(五) 水上小運送ト陸上小運送又ハ船舶若ハ鐵道運送トノ連絡ヲ一層緊密ナラシムル爲主要港灣地ニ於ケル之ガ連絡調整機關ヲ速ニ整備擴充スルコト。

三、其ノ他

(一) 荷役設備ノ改善、荷役勞力供給ノ圓滑ヲ圖リ尙荷主側ノ荷積及荷揚ニ關スル協力を求メ輸送能力ノ向上ニ資スルコト。

(二) 海上輸送ノ仲立業及取次業ノ統制ヲ圖リ其ノ中間經費ノ適正ヲ期スルコト。

附記

(一) 運送能率ヲ増進セシムル爲港灣行政ノ統一及港灣施設ノ整備改善ニ付考究スルコト。(二) 焚料炭、鋼材其ノ他輸送用資材ノ價格ノ引下及供給ノ圓滑ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト。

### 第六利 潤

商品價格ニ含マルル戰時適正標準利潤ハ低金利ノ情勢、經濟統制ニ基ク利潤ノ安定等ヲ考慮シ現在ノ實際利潤ヨリ極力低下セシムル方針ノ下ニ左ノ要領ニ依リ之ヲ算定スルモノトス。

一、各種事業ノ戰時適正標準利潤率ノ算定

各種事業ノ戰時適正標準利潤ニ付テハ先ヅ左記(一)ノ方法ニ依リ、次イデ左記(二)ノ方法ニ依リ業種業態別ニ之ヲ算定スルコト。

(一) 一般的ニ基本トナルベキ利潤率ハ左ノ如ク之ヲ算定スルコト。

(1) 中庸生産費規模ノモノヲ基準トシ基本資本額ヲ定ムルコト。

(2) 事業ノ本來ノ經營ニ直接使用スル資本ニ付自己資本(拂込資本及積立金ノ合計額)ト借入資本トニ分チ一定ノ基本資本構成ヲ定ムルコト。

右基本資本構成ヲ定ムルニ當リテハ正常時期及最近ノ實情ヲ考慮スルコト。

(3) 事業利潤ノ内容タル配當、社内留保及納稅相當額ニ付左ノ如ク之ヲ定ムルコト。

(イ) 正常時期及最近ノ株式利廻等ヲ參酌シテ配當ノ基本率ヲ定ムルコト。

(ロ) 正常時期ニ於ケル利潤ニ對スル社内留保ノ割合ヲ參酌シテ社内留保ノ基本率ヲ定ムルコト。

(ハ) 納稅相當額トシテ所得稅其ノ他ノ利益ニ對スル租稅ノ充當額ヲ定ムルコト。

右ハ事變前ノモノヲ基準トシ事變後ノ増加ハ之ヲ認メザルコト。

(4) 右ニ依リ得タル事業利潤額即チ配當、社内留保及納稅相當額ノ合計額ヲ前記(1)及(2)ニ依リ定マリタル基本自己資本額ヲ以テ除シ一般的ニ基本トナルベキ利潤率ヲ算定スルコト。



- (二) 各種事業ノ戰時適正標準利潤率ハ左ノ如ク之ヲ算定スルコト。
- (1) 各種事業ノ中庸利潤率(一般的ニ基本トナルベキ利潤率ヲ算定スル方法ニ準ジ業種業態別ニ之ヲ算定スルコト)各種事業ノ實情及規模ノ大小其ノ他ノ特殊事情等ヲ考慮スルト共ニ前記一般のニ基本トナルヘキ利潤率ヲ參酌シテ各種事業ノ適正標準利潤率ヲ算定スルコト。
- (2) 事業ノ業種業態ニ依リテハ自己資本ニ對スル利潤率ニ依ラズ總資本ニ對スル利潤率ニ依リテ戰時適正標準利潤率ヲ算定スルコト。此ノ場合ニ於ケル利潤額ニハ借入金資本ニ對スル金利ヲ含マシムルコト。
- (3) 個人經營ヲ主タル經營形態トスル事業ニ付テモ前記(1)及(2)ニ準ジ戰時適正標準利潤率ヲ算定スルコト。
- 二、各種事業ノ戰時適正標準利潤ヲ各個ノ商品ニ割當ツル方法。  
各種事業ノ戰時適正標準利潤率ヲ基礎トシテ算出シタル戰時適正標準利潤額ヲ中庸生産費規模ノ標準生産量又ハ販賣量ヲ以テ除シ、商品價格中ニ含マルル戰時適正標準利潤ヲ決定スルコト。  
尙標準生産量又ハ販賣量ノ算定ニ當リテハ戰時統制ニ基ク生産又ハ販賣ノ數量減ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト。
- 三、戰時適正標準利潤ノ算定ニ付テノ收支計算書等ノ取扱  
(一) 資本金及收支ニ付テハ事業本來ノ經營上直接關係ノ收支トスルコト。從ツテ次ノ如キモノハ之ヲ除外スルコト。

ルコト。

- (1) 所有有價證券利子配當等投資ニ關スル收支
- (2) 評價 損益
- (3) 其ノ他事業本來ノ收支ニ非ザル收支
- (二) 前記(一)ノ事業本來ノ經營上必要ナル一般の經營ニ付テハ本要綱第二ノ四ノ(一)ノ(3)ニ掲記セル經營ノ取扱方ニ準ズルコト。

### 第七 家賃、地代等

家賃、地代ニ付テハ第二十七回中央物價委員會ニ於テ地代、家賃對策トシテ差當リ緊急必要ナル規制ヲ加フベキ旨答申シタルヲ以テ其ノ實施ノ結果等ヲ考慮シ更ニ對策ヲ考慮スルコト。

### 第八 物價統制ノ勵行其ノ他

#### 一、物價統制ノ勵行

##### 甲 政府ノ率先垂範

- (一) 政府ハ豫算ノ執行等ニ於テ物價統制勵行ノ實ヲ舉ゲルハ勿論差當リ會計事務協議會ノ活用ニ依リ次ノ諸

物價統制實施要綱



方策ノ實現ヲ圖ルト共ニ必要ニ應ジ更ニ強力ナル機關設置ニ付考慮スルコト。

(1) 物資ノ購入賣渡ニ當リ苟クモ公定價格ヲ紊ルコトナキハ勿論、公定價格ノ設定ナキ場合ニ於テモ能ク限リ其ノ低廉ヲ期シ必要ニ應ジ契約方法ニ付會計法規ノ改正ヲ考慮スルコト。尙請負契約ノ締結ニ當リテモ右趣旨ニ準ジテ之ヲ行ヒ特ニ各省競争ノ弊ヲ生ズルナカラシムルコト。

(2) 物資ノ使用ハ必要已ムヲ得ザルモノニ限り且規格品及代用品ヲ率先シテ使用スルト共ニ官廳用品ノ購入ニ付統制ヲ圖ル様考究ヲ爲スコト。

(3) 前拂金制度ノ運用ニ當リテハ之ガ必要ナル限度ニ付特ニ留意シ尙金融情勢ヲモ考慮スルコト。

(二) 政府ハ地方公共團體其ノ他政府ノ監督スル各種團體、銀行、會社等ニ對シ右趣旨ニ準ジ率先垂範ノ實ヲ示サシムルコト。

## 乙 國民ノ協力

(一) 一般消費者方面ニ對シテハ國民精神總動員中央聯盟ヲ中心トシ國民精神總動員關係團體ヲシテ物價統制ニ付協力セシムルコト。右協力ノ實行ニ當リテハ特ニ左ノ諸點ヲ考慮スルコト。

(1) 物價統制ノ必要性並ニ實生活ニ及ボス效果等ノ認識ヲ一般ニ徹底セシムル爲メノ解説等ハ系統的且組織的ニ之ヲ行ヒ尙事項ヲ特定シ其ノ實踐方法ヲ具體的ニ指示スルコト。

(2) 各町又ハ部落ニ於ケル常會、最寄會、隣り組等ヲ極力利用スルコト。

(3) 各種學校ノ兒童生徒等ヲ通ジ家庭方面ノ協力ヲ求ムルコトニ付特ニ考慮スルコト。

(4) 日本放送協會、新聞社、雜誌社、映畫館、劇場等大衆ニ密切ナル關係ヲ有スル方面ノ協同參加ニ付特ニ力ヲ用ヒルコト。

(二) 産業者方面ニ對シテハ當業者團體及經濟團體ヲ通ジ物價統制ニ付協力セシムルコト

(1) 當業者團體ニ於テハ主トシテ左ノ如キ事項ヲ擔當スルコト

(イ) 諸施設ノ趣旨及内容ノ周知徹底ヲ圖ルコト。

(ロ) 公定價格ノ適用ヲ免ルル爲規格外レノ物品ノ製造又ハ其ノ取扱ヲ爲サザル様適當ナル措置ヲ講ズルコト。

(ハ) 品質ノ低下ヲ防ギ量目ノ正確ヲ期スルコト。

(ニ) 違反者ハ之ヲ除名スル等適當ナル措置ヲ講ズルコト。

尙右諸事項ヲ實施スル爲物價調整當業者協力制度ヲ整備擴充スルコト。

(2) 經濟團體ニ於テハ主トシテ左ノ如キ事項ヲ擔當スルコト。

(イ) 物價統制ノ勵行ノ狀況及其ノ效果ヲ絶エズ調査考察シ關係方面ニ報告スルコト。

(ロ) 物價統制關係法規等ニシテ其ノ内容ノ實情ニ適セザルモノ又ハ其ノ運用ノ妥當ナラザルモノアルトキハ之ガ改善方ニ付關係方面ニ建議スルコト。此ノ場合ニ於テ必要ニ應ジ具體的事項ニ付官民協同ノ審



議ヲ行ヒ統制施設ノ改善ヲ圖ルコト。

(ハ) 當業者ノ意見ヲ絶エズ蒐集シ關係方面ニ報告スルト共ニ當業者ニ於テ理解不充分又ハ誤解等存スル  
向ニ對シテハ之ガ是正ヲ圖ルコト。

(三) 商工相談所ヲ整備擴充シ當業者ノ疑義、相談等ニ對シ適切ナル指導ヲ與フルコト。

(四) 經濟警察協議會ヲ擴充シ經濟警察制度ノ圓滑ナル運用ニ資スルコト。

五、前記(一)乃至(四)ノ協力ニ付當時各種機關相互間ノ連絡調整ヲ圖ル爲左ノ要領ニ依リ中央及地方ニ「物  
價統制協力會議」ヲ組織スルコト。

(イ) 中央ニ於ケル物價統制協力會議ハ政府並ニ國民精神總動員中央聯盟、全國的當業者團體及經濟團體  
ノ代表者ヲ以テ組織シ、又地方ニ於ケル物價統制協力會議ハ地方廳並ニ當該道府縣ニ於ケル國民精神總  
動員地方機關、當業者團體及經濟團體ノ代表者ヲ以テ道府縣毎ニ之ヲ組織スルコト。

(ロ) 全國ヲ適當ナル數個ノ物價統制地域ニ區分シ各地域毎ニ定期的ニ地方物價統制協力會議ノ連絡協議  
會ヲ開催シ又隨時特ニ經濟關係ノ緊密ナル地方ノ間ニ於テ地方物價統制協力會議相互ノ連絡協議會ヲ開  
催スルコト。

(六) 官公署ハ勿論公共團體其ノ他各種團體、銀行、會社等ニ於ケル指導的地位ニ在ル者ハ申合ヲ爲ス等適宜  
ノ方法ニ依リ消費節約其ノ他物價統制勵行ノ協力ニ付率先垂範ノ實ヲ示スコト。

丙 制裁及罰則ノ強化

(一) 民間團體ニ於ケル自發的制裁ヲ強化スルコト

(1) 物價統制違反者ニ對シ取引又ハ割當ノ停止等自發的制裁ヲ既ニ爲シ居ル民間團體ハ勿論然ラザル團體  
ニ於テモ斯ル自發的制裁ノ強化勵行ヲ圖ルコト。

(2) 金融關係業者團體ハ相互連絡ヲ保チ思惑常習ト認メラルル者ニ對スル資金ノ融通ヲ抑止スルト共ニ營  
業ノ規模其ノ他ヨリ見テ適當ニシテ物價統制ニ背反スルモノト認メラルル資金ノ融通ヲ抑制スルコト。

(二) 現在ノ物品販賣價格取締規則及暴利取締令ヲ整理統合シ其ノ強化ヲ圖ルコト。此ノ場合左ノ諸點ヲ考慮  
スルコト。

(1) 現在ノ暴利取締令ニ於ケル戒告制度ニ付檢討ヲ加フルコト。

(2) 買主(一般消費者ヲ除ク)及仲介者ヲ處罰シ得ルノ方法ヲ講ズルコト。

(三) 關係法規間ノ權衡及從來ノ罰則適用ノ實績等ヲ考慮シ特ニ次ノ如ク罰則強化ニ付考究スルコト。

(1) 罰金刑ヲ加重スルコト。

(2) 沒收又ハ追徴ノ規定ヲ設クルコト。

(3) 未遂ヲ處罰スルコト。

二、内地、外地、滿洲及支那ニ於ケル物價統制ノ調整



物價統制ノ實效ヲ舉グル爲ニ内地ノミナラズ外地、滿洲及支那ニ於テモ曩ニ決定ヲ見タル「物價統制ノ大綱」ニ即應シ各地域ノ特殊事情ヲ考慮シ適宜ノ措置ヲ講ズルコトトシ、此等各地域ノ統制施策ニ關スル緊密ナル連絡協調ヲ圖ル爲左ノ事項ヲ緊急實施スルノ要アリ。仍テ此等ノ内日本側ニ於テ處理シ得ベキ事項ニ付テハ速ニ之ヲ實行シ滿洲及支那側ニ之ガ實施ヲ要望スル事項ニ付テハ其ノ實現ノ爲適當ナル措置ヲ講ズルモノトス。

(一) 内外地間物價ノ綜合的調整

内外地ハ物價統制ニ關シ全ク一體タルノ實ヲ舉グル爲緊密ナル連絡ヲ保持スルト共ニ外地ニ於テモ綜合的物價統制ニ付内地ニ準ズル制度及機構ヲ整備スルコト。

(二) 日滿間物價統制ノ連絡調整

甲 主トシテ日本側ニ於テ措置スベキ事項

- (1) 日滿ヲ通ズル物資ノ需給及資金ノ收支ニ關スル綜合計畫ヲ樹立スルコト。
- (2) 對滿物資供給ノ内物資動員計畫ニ包含セラルルモノニ付テハ嚴ニ該計畫ニ準據シ、物資動員計畫ニ包含セラレザルモノニ付テハ第三國向輸出、國內物資需給及滿洲側ノ物資需給ノ實情ニ鑑ミ其ノ供給數量ノ調整ヲ行ヒ、又總テノ供給物資ノ價格ヲ適正ナラシムルコトトシ之ガ實現ノ爲機構ノ整備其ノ他所要ノ方策ヲ講ズルコト。

- (3) 滿洲國產業所要資金ノ日本側金融市場ヨリノ供給額ニ付テハ年度豫定額ヲ定メ重點主義ニ依リ計畫的

調整ヲ行フコト。

- (4) 滿洲國產業所要資金ハ出來得ル限り現地ニ於ケル蓄積資金ヲ以テ充ツルモノトシ日本側金融市場ヨリノ供給ハ現地資金需給ノ實情ヲ調査シ原則トシテ物資ノ供給ニ依リ裏付ケラルルモノニ限ルコト。
- (5) 滿洲現地ニ於ケル日本側經費ノ支出ニ當リ物價騰貴抑制ノ見地ニ基キ特ニ注意スルコト。
- (6) 産業資金以外ノ送金、旅行者ノ携帶金等ニ付適當ナル規制ヲ加フルコト。
- (7) 滿洲ヨリノ輸入品ニ付テハ滿洲ニ於ケル價格ニ準據シ適正ナル價格ヲ定ムルコト。
- (8) 對滿物資供給ノ圓滑ヲ確保スル爲海陸輸送ノ調整ヲ圖ルコト。

乙 滿洲側ニ於テ實施方ヲ要望スベキ事項

- (1) 能フ限り日本側ニ於ケル物價及物資配給統制ノ機構ニ照應スル機構ヲ整備擴充スルコト。
- (2) 資金蓄積ニ積極的の方策ヲ講ジ特ニ貯蓄獎勵、消費節約及生活改善ニ力ヲ注グコト。
- (3) 日本ヨリノ輸入品ニ付テハ日本側ノ公定價格ニ準據シ之ニ調整ヲ加ヘテ(例ヘバ適正ノ諸掛リ等ヲ認ムル等)公定價格ヲ定ムルコト。

尙重要土產品ニ付テハ公定價格ヲ定メ又ハ其ノ方法ニ依リ極力價格ノ抑制ヲ圖ルコト。

- (4) 給料及賃金ノ上昇防止ニ付適當ナル方策ヲ講ズルコト。

- (5) 生産増加政策ト物價政策トノ調和ニ付一段ノ工夫ヲ用フルコト。



- (6) 物資ノ配給及消費統制ヲ強化スルコト。
- (7) 思惑取引ノ抑止ニ必要ナル積極的措置ヲ講ズルコト。
- (8) 對日物資供給ノ圓滑ヲ確保スル爲海陸運輸ノ調整ヲ圖ルコト。
- (三) 日支間物價統制ノ連絡調整
  - (四) 滿支間物價ノ調整
    - 日支間物價統制ノ連絡調整ニ付テハ各地域ノ事情ニ應ジ前記(二)ノ趣旨ニ準ジ適當ナル措置ヲ講ズルコト
    - 滿支間ニ於テハ特ニ物價及賃金ノ較差ニ基ク物資、勞力及資金ノ移動ヲ調整スル爲通貨及物價ノ統制ニ關シ適當ナル措置ヲ講ズル様要望スルコト。
  - (五) 物價統制機構ノ連絡其ノ他
    - (1) 内地、外地、滿洲及支那ニ於ケル物價統制機構相互間ノ連絡ヲ密接ニシ重要事項ニ關シテハ豫メ協議ヲ遂ゲ又其ノ實施事項ハ速ニ相互ニ通報スル等ノ方法ニ依リ協調ヲ圖ルコト。
    - (2) 通貨制度運營ノ當事者間ニ在リテモ連絡ヲ密ニシテ物價統制ノ勵行ニ資スルコト。
- (附記)
  - 差當リ鐵、石炭、纖維、木材其ノ他重要物資ニ關シ日滿支間ニ綜合的需給統制ヲ徹底セシメ、特ニ日滿間ニ在リテハ一貫セル適正價格ヲ確立スルニ付速ニ具體策ヲ講ズルコト。

### 第九 資料ノ整備

- 一、戰時物價指數ノ整備
  - 戰時物價統制上必要ナル「戰時物價指數」ニ付テハ内地、外地、滿洲及支那ヲ通ジ一定ノ基礎ノ下ニ之ヲ作成スルノ要アルヲ以テ政府ハ準備委員會ヲ組織シ速ニ之ガ實現ヲ圖ルコト。
- 二、賃金對策資料ノ整備
  - 賃金對策樹立上遺憾ナキヲ期スル爲ニハ賃金ト物價トノ關係ヲ明ニスル次ノ如キ資料ヲ整備スルノ要アルヲ以テ政府ハ前記一ノ準備委員會ニ付議シ又ハ別個ニ準備委員會ヲ組織シ速ニ之ガ實現ヲ圖ルコト。
  - (1) 價格構成要素タル原材料費、賃金、運賃、利子、利潤等ノ價格中ニ於テ占ムル割合
  - (2) 賃金騰落ノ一般の趨勢ヲ眞ニ反映スルガ如キ賃金指數
  - (3) 戰時適正標準ニ基ク生計費指數

### 第十 本要綱實行上必要ナル事項

- 一、國家總動員法等ノ發動
  - 本要綱ノ實行ニ當リテハ生産、配給、消費、價格、運送賃、賃貸料、加工賃、設備ノ新設、擴張又ハ改良、物價統制實施要綱



價統制法規ノ整理統合等ニ關シ國家總動員法其ノ他ノ法規ヲ發動スルノ要アルヲ以テ、必要ニ應ジ適當ナル措置ヲ講ズルモノトス。

二、委員會ノ設置其ノ他

本要綱ノ實行上更ニ委員會ノ設置其ノ他ノ方法ニ依リ決定ヲ要スベキ事項左ノ如シ。

- (一) 輸出品物價ノ引下必要率ノ具體的決定(本要綱第一ノ一)
- (二) 價格公定ニ着手スベキ順位ノ決定(本要綱第二ノ一)
- (三) 原價計算方式ノ決定(本要綱第二ノ四)
- (四) 減價及戰時特殊ノ危險ニ對スル適正ナル銷却率ノ算定 (本要綱第二ノ四)
- (五) 消費ノ合理化及節約ノ具體的方策ノ決定(本要綱第三ノ四)
- (六) 一般的ニ基本トナルベキ利潤率ノ算定(本要綱第六ノ一)
- (七) 家賃、地代等ノ戰時適正標準ノ決定(本要綱第七)
- (八) 其ノ他「物價統制ノ大綱」及本要綱ノ實行上必要ナル事項

(參照)

地代、家賃對策

(第二十七回中央物價委員會決定)

地代竝ニ家賃ニ付テハ、曩ニ昭和十三年八月四日厚生、商工、內務三次官ノ依命通牒ヲ以テ、地主、家主ノ自制ニ訴ヘ騰貴抑制ノ成果ヲ期スベキ旨指示セラレ、地方廳ニ於テハ種々之ガ趣旨徹底ニ努メタル結果、當時ノ情勢ニ於テハ相當效果ヲ舉グルコトヲ得タリ。然レ共、長期建設ノ進展ニ對應スベキ一般物價政策ノ確立竝ニ其ノ徹底ヲ期スル爲ニハ地代家賃ノ適正標準ヲ調査決定スルノ要アリ。之ガ決定ヲ爲スハ勿論ナルモ、事變ノ現段階ニ於テ、國民生活ノ安定竝ニ經濟運行ノ確保ヲ圖ランガ爲ニハ、地代家賃ニ付差當リ緊急必要ナル規制ヲ加フルノ必要アリ。即チ、此ノ際國家總動員法第十九條ヲ發動シ、左ノ如キ措置ヲ講ズルノ要アリト認ム。

- (一) 規制ノ對象ハ、建物竝ニ之ガ敷地タル土地ノ賃貸料トスルコト。
- (二) 規制ニ當リテハ、權利金、敷金其ノ他借家ノ條件ニシテ實質的賃貸料ト認ムベキモノモ併セ考慮スルコト。
- (三) 規制ノ方策トシテハ、過去ノ適當ノ時期ニ於ケル賃貸料及賃貸條件ヲ以テ、本規制實施ノ日以後ニ於ケル最高賃貸料及賃貸條件トシ、特別ノ事由アル場合ノ外、其ノ賃貸料ノ増額及借主ノ負擔ノ増額トナル條件



ノ變更ヲ認メザルモノトスルコト。

(四) 前號ノ時期以後ニ於テ、新ニ貸貸ニ供セラルルニ至リタルモノノ貸貸料及貸貸條件ニ付テハ、著シク不當ナリト認メラルル場合ニ於テ、其ノ減額又ハ條件ノ變更ヲ命ジ得ルモノトスルコト。

(五) 以上ノ措置ハ、緊急ニ規制ヲ必要トスル地域ヨリ逐次施行スルコト。

(附記)

一、地代、家賃ノ規制方策ト相並ビ軍需工場地帯其ノ他土地、建物ノ需要急増シタル地方ニ於ケル土地、建物ニ付需給ノ調整ヲ考慮スルハ喫緊ノ要務ナリト認ム。仍テ政府ハ須ラク關係各省ノ緊密ナル聯繫ノ下ニ之ガ對策ヲ速ニ樹立スルニ努ムベシ。

二、敍上ノ方策ヲ圓滿ニ遂行スル爲ニハ土地、建物ノ貸貸兩當事者ヲシテ克ク時局ヲ認識セシメ、進ンデ之ニ協力スルノ自覺ヲ促スコトヲ要ス、政府ハ宜シク國民精神總動員運動ヲ通ズル等此ノ點ニ付遺憾ナキ措置ヲ講ズベシ。

三、借地法、借家法及借地借家調停法ノ施行區域ヲ速ニ擴大スベシ。

附錄 第三

會社經理統制令 (拔萃)

勅令第六百八十號 (昭和十五年十月十九日)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法 (昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

一、資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト

二、經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト

三、役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト

四、利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト



### 第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ）二十萬圓以上ノ會社ハ毎年事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當（基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ）ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一、配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
- 二、直前ノ事業年度ノ配當率

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

- 一、直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率二年百分ノ一（六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率）ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
- 二、直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

- 三、資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六

四、配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス。

前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

- 一、當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルルトキ
  - 二、當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルルトキ
- 會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ。

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ。

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得



前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ適用スルコトヲ得ズ

### 第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

一、資本金二十萬圓以上ノ會社

二、前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數當時三十人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一、機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者

二、顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

一、報酬（會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但在勤手當其ノ他特定ノ事由ニ依リ特定ノ役員ニ對シ支給スルモノヲ除ク）

二、賞與（會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ）

三、退職金（會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ）

四、臨時ノ給與（會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ）

五、雜給與（前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ）

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額（百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ）ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一、法定賞與額（閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純利益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同ジ）

二、前期賞與額（直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ）

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一、前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

二、直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

會社經理統制令



三、合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ一閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキニ閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

## 會社經理統制令施行規則（拔萃）

（閣令第十三號 昭和十五年十月十九日）

### 第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令（以下單ニ令ト稱ス）第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得。

#### 一、拂込資本金額

二、積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中利益金處分ニ依リ保留シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク。

三、前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額



四、第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五、第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第一條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依ル許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算所及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依ル指定申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表竝ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規程ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依ル許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス

一、直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額

二、額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額

三、合併ニ因リ生ジタル差益金

四、資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス

一、直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二、會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税附加税及法人税法施行規則第二七九條ニ規定スル租税

當事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ

百分ノ一〇・四五

拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ

百分ノ九・三五

拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ

百分ノ八・一〇



- 拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ七・四〇
- 拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ 百分ノ六・七〇
- 拂込資本金百萬圓ヲ超エ百五十萬以下ナルトキ 百分ノ六・〇〇
- 拂込資本金百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ五・五〇
- 拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ四・九五
- 拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ四・五五
- 拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルキ 百分ノ四・三〇
- 拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・九〇
- 拂込資本金七百萬ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・五五
- 拂込資金千萬圓ヲ超エ千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・一五
- 拂込資本金千五百萬圓ヲ超エ二千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・九〇
- 拂込資本金二千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・七五
- 拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・六〇
- 拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・四〇
- 拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・二五

- 拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・〇五
- 拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ一・八五
- 拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ一・六五
- 拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ一・五五
- 拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ一・四五
- 拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ一・四〇
- 拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ 百分ノ一・二五
- 拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ一・二〇
- 拂込資本金五億圓ヲ超エルトキ 百分ノ一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ



第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス  
前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

## 運 用 方 針

(大藏省公表昭和十五年十月二十二日)

(許可又は指定に關する方針)

### 一、第三條關係(利益配當ノ許可)

(一) 第三條第一項第一號ノ配當率(以下「一號配當率」ト稱ス)ヲ超ユル率ニ依ル配當ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト  
但シ本令施行直前ノ事業年度ノ配當率ガ「一號配當率」ヲ超過シ居ル場合ニハ本令施行後三事業年度ヲ限り直前ノ事業年度ノ配當率ヨリ年二分(一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ年三分)減ノ率迄ハ「一號配當率」ヲ超ユル配當ヲ許可スルコト

(二) 第三條第一項第二號ノ配當率ヲ超ユル配當ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 後配株ニ對スル配當ヲ普通株ト同一率迄引上グル場合

(ロ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付配當率ニ付定例的ナル高低ヲ存スル會社ニシテ直前ノ事業年度ニ其ノ低キ率ニ依リ配當シタルモノガ其ノ高キ率ニ依リ配當ヲ爲サントスル場合(此ノ場合ニ於テハ前年相當期ノ配當率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ次期ノ事業年度ノ配當ニ關シテハ之ヲ直前ノ事業年度ノ配當率トセザル様措置スルコト

(ハ) 直前ノ事業年度ノ配當率ガ當該事業年度ノ突發的ノ事情ニ依リ臨時ニ減配セラレタリト認メラルル場合ニ從前ノ例ニ鑑ミ相當ト認メラルル配當ヲ復活スル場合

(ニ) 新設會社ノ初度配當ニ關シ從來相當高率ナル配當ヲ爲シ居タル會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シ之ヲ主體トシテ新會社トナリタルモノニシテ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不當ナリト認メラルル場合

(ホ) 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ガ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス配當ナル場合(此ノ場合ニ於テハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ率ニ依ルコトトス)

### 二、第五條關係(合併會社ノ配當率ノ指定)



合併會社ノ配當率ノ指定ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

- (イ) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ配當金ノ合計額(各會社相互間ニ授受シタルモノヲ除ク)ヲ合併後ノ拂込資本金ヲ以テ除シテ得タル率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做シ、第三條關係ヲ準用スルコト
- 合併前ノ會社ニ資本金二十萬圓未滿ノモノアル場合ニハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ利益配當ノ金額ニ依リ前項ノ計算ヲ爲スモノトスルコト
- (ロ) 企業ノ合理化上特ニ(イ)ノ原則ニ依ルヲ適當トセザルモノニ付テハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ルコト

#### 四、第十三條關係(役員賞與ノ許可)

- (一) 法定賞與額ヲ超ユル賞與支給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト、但シ
- (イ) 本令施行前ニ最終ニ決定シタル事業年度ニ付支給シタル役員賞與額ガ其ノ役員賞與ヲ支給セントスル事業年度ノ法定賞與額ヲ超ユル會社ニ付テハ
- (a) 本令施行後最初ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ前期賞與額ノ五分ノ四(一年ヲ一事業年度トスルモノニアリテハ三分ノ二、以下同シ)ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト
- (b) 本令施行後第二回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ(a)ニ基ク許可ヲ受ケテ支給シ

タル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

- (c) 本令施行後第三回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ(b)ニ基ク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト
- (ロ) 事業ノ性質上又ハ操業開始ニ至ラザル等ノ爲メ利益率著シク低ク法定賞與額ヲ其ノ儘適用スルヲ不當トスル場合ニアリテハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヲ爲スコト
- (二) 法定賞與額ヲ超エザル限度ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ヲ超ユル賞與ノ支給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ

- (イ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付利益金ニ定例的ナル高低ヲ存スル會社ニ在リテハ前年相當期ノ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ前期賞與額ヲ超エテ許可シタル金額ニ付テハ之ヲ次期ノ賞與支給ニ關シ前期賞與額ニ算入セザル措置スルコト
- (ロ) 前期賞與額ガ當該事業年度ノ突發的事情ニ依リ減額セラレタリト認めラルル場合ニ在リテハ前々期ノ經常的ト認めラルベキ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス
- (三) 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシ會社ガ法定賞與額ノ百分ノ七十ヲ超ユル賞與ヲ支給セントスル場合ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト



- (四) 設立後最初ノ事業年度ニ付法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額ヲ超ユル役員賞與ヲ支給セントスルモノハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト
- 但シ既設會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シ之ヲ主體トシテ新會社トナシタルモノノ個人經營ガ會社トナリタルモノ等ニシテ既設會社ノ役員賞與ノ實情ニ鑑ミ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不適當ナリト認めラルル場合ハ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ適當ト認めラルル金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト
- (五) 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ關シテハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ役員賞與ノ合計額ヲ前期賞與ト看做シテ得ベキ金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト尙合併前ノ各會社ノ賞與ノ合計額ガ著シク法定賞與額迄急激ニ減少セシムルヲ不適當ト認めラルル場合ニ於テハ四ノ一ノ(イ)ニ準ジテ取扱フコト
- (六) 令第七條各號ノ一ニ該當セザリシ會社令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ百二十ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

附錄 第四

陸軍適正利潤率算定要領

- 第一 本要領ハ主要軍需品ニ付ソノ調辨價格ヲ決定スル場合ニオイテ陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱ニ基キ算定シタル原價ニ附加スベキ適正ナル販賣利益率ノ算定ニ關シソノ要領ヲ示ス調辨價格ノ決定ニ當リテハ本要領ニ依リ算定セル販賣利益率ニ對シ調辨上必要ナル考慮ヲ加フルモノトス。
- 第二、販賣利益率ハ左ノ方式ニヨリテ算定ス。

$$\frac{\text{經營資本利益率(トク)} \times \text{總資本利益率}}{\text{經營資本回轉率(トク)} \times \text{總資本回轉率}} = \text{販賣利益率}$$

一、資本利益率ノ算定

販賣利益率算定ノ基礎タル資本利益率ハ經營資本利益率又ハ總資本利益率トス。

1、經營資本利益率ノ算定

經營資本利益率トハ事業ノ目的タル商品ノ製造及ビ販賣ニ因リテ生ズル經營固有ノ利益トソノ目的ノタメニ現實ニ運用セラルル資本即チ經營資本トノ比率ヲ謂フ。



適正ナル經營固有ノ利益ハ

- (一) 株主ニ對スル適正ナル配當
- (二) 借入金ニ對スル通常ノ利子
- (三) 事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノ社内保留
- (四) 法人税及ビ營業稅同附加稅ヨリ成リ經營資本利益率ハ前記各要素ノ經營資本ニ對スル率ノ合計トス。  
但シ法人稅法施行規則第六條及ビ營業稅法施行規則第九條ニヨリ法人稅及ビ營業稅ヲ免除セラルル事業ニ在リテハ經營資本利益率中ニ前記(四)ノ稅額ノ率ヲ算入セズ。  
各要素ノ經營資本ニ對スル率ハ左ニヨリテ之ヲ算定ス。
- (一) 株主ニ對スル適正ナル配當ノ經營資本ニ對スル率ハ經營資本ニオケル株主資本ト借入金トノ構成比率ヲ推算シ平均株式利廻ニ株主資本ノ構成比率ヲ乘ジテコレヲ算定ス。  
經營資本ニオケル株主資本ト借入金トノ構成比率ハ原則トシテ各會社別ニソノ總資本ニオケル株主資本ト借入金(前受金ヲ除ク)ノ構成比率ヲ基準トシテ推算スベキモ已ムヲ得ザル場合ニオイテハ當該業種ニ付平均シタル株主資本及ビ借入金ノ構成比率ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。平均株式利廻ハ當該業種ノ多數ノ事業ニ付過去三箇年ニワタリ平均シタル株式利廻トス。
- (二) 借入金ニ對スル通常ノ利子ノ經營資本ニ對スル率ハ通常ノ借入金利率ニ經營資本ニオケル借入金ノ構成

比率ヲ乘ジテコレヲ算定ス。

- (三) 事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノ社内保留ノ經營資本ニ對スル率ハ當該業種ノ多數ノ事業ニ付過去五箇年ニワタリ平均シタル積立金繰入金ト同期間ニオケル總資本平均在高トノ比率ヲ基準トシテ算定ス。但シ積立金ハ事業ノ繼續的維持ニ必要限度ノモノニ限り配當準備積立金、事業擴張積立金等ヲ含マズ。
- (四) 利益率中ニ算入スル税金ノ經營資本ニ對スル率ハ左ニ依リテ算定ス。
- (イ) 法人稅ノ中所得ニ對スル課稅ハ稅法上所得ノ計算ニオイテ之ヲ損金ニ算入セザルヲ以テ所定ノ税金ヲ含マザル純益ニ對スル率ニ換算シコレヲ前項配當借入金利子、社内保留ノ經營資本ニ對スル率ノ合計ニ乘ジテ算定ス。
- (ロ) 法人稅ノ中株主資本ニ對スル課稅ハソノ所定ノ稅率ニ經營資本ニオケル株主資本ノ構成比率ヲ乘ジテ算定ス。
- (ハ) 營業稅及ビ同附加稅ハ稅法上純益ノ計算ニオイテ之ヲ損金ニ算入スルヲ以テ所定ノ稅率ヲ前項配當借入金利子、社内保留ノ經營資本ニ對スル率ノ合計ニ乘ジテ算定ス。
- (ニ) 前記法人稅、營業稅及ビ同附加稅ノ經營資本ニ對スル率ヲ合計シタルモノヲ以テ税金ノ經營資本ニ對スル率トス。

利益率中ニ算入スベキ税金ニハ臨時利得稅及ビ同族會社稅ヲ含マズ。



2、總資本利益率ノ算定  
適正ナル總資本利益率ハ計算上右ノ方法ニヨリテ算定シタル經營資本利益率ニ等シキモノトス。

二、資本回轉率ノ算定

販賣利益率算定ノ基礎タル資本回轉率ハ各社マタハ事業別(工場別)ニ算定シタル經營資本回轉率タルヲ原則トスルモ經營資本回轉率ノ算定困難ナル場合ニハ當該會社ノ總資本回轉率ヲモツテコレニ代ヘ資本回轉率ヲ會社別ニ計算スルコト困難ナル場合ニハ當該業種ノ標準的資本回轉率ヲ以テコレニ代フルコトヲ得。

1、經營資本回轉率ノ算定

經營資本回轉率ハ各會社ニソノ販賣高ト經營資本平均在高トノ比率ヲ以テコレヲ算定ス。但シ會社ガ數箇ノ事業又ハ數箇ノ獨立セル工場ヲ有スル場合ニアリテハ經營資本回轉率ハコレヲ各事業又ハ各工場別ニ算定ス。

(一) 經營資本平均在高ノ算定

經營資本ニハ事業本來ノ目的ノタメニ現實ニ運用セララル資本ノミヲ計上シ經營擴張ノタメニ豫備的ニ保有サルル投資マ産等ノ價值額ヲ含マズ(陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則第一章貸借對照表準則五、經營資産ノ條參照)經營資本ノ平均在高ハ最近一箇年ニオケル各三箇月末ノ經營資本在高ヲ平均シタルモノヲ基準トシコレニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス。

經營資本回轉率ヲ各事業マタハ各工場別ニ算定スル場合ニハ各事業マタハ各工場別ニ經營資本ノ平均在高ヲ

算定ス。コノ場合一般管理及ビ販賣部(即チ本社)ノ資本ハコレヲ適當ナル基準ニ依リテ各事業マタハ各工場ノ經營資本ニ按分ス。

(二) 販賣高ノ算定

販賣高ハ最近一箇年ニオケル商品販賣高ヲ基準トシコレニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス。

經營資本回轉率ヲ各事業マタハ各工場別ニ算定スル場合ニハ各工場別ニ販賣高ヲ算定ス。

2、會社別總資本回轉率ノ算定

會社別總資本回轉率ハ當該會社ノ最近一ケ年間ノ總收入ト總資本(前受金ヲ除ク)平均在高トノ比率ヲ基礎トシコレニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス。

3、業種別標準總資本回轉率ノ算定

業種別標準總資本回轉率ハ當該業種ノ多數ノ會社ニ付算定シタル最近一箇年間ノ總收入ノ總額ト總資本(前受金ヲ除ク)平均在高ノ總額トノ比率ヲ基礎トシコレニ將來ノ豫想ヲ加味シテ算定ス。

三、販賣利益率ノ算定

一、ニヨリテ算定シタル經營資本利益率(又ハ總資本利益率)ヲ二、ニヨリテ算定シタル當該會社又ハ事業(工場)ノ經營資本回轉率、又ハ當該會社ノ資本回轉率モシクハ當該業種ノ總資本回轉率ニテ除シテ得ラルル百分率ヲ以テ價格調辨決定ニ當リ基準トスベキ販賣利益率トス。



販賣利益率ノ具體的適用

第三、調辨價格決定ニ當リ原價ニ附加スベキ實際ノ販賣利益率ヲ決定スル場合ニハ第一及ビ第二ニ依リテ算定シタル販賣利益率ヲ基準トシテ之ガ適用上特ニ左ノ諸點ニ留意シ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス。

一、事業ノ經營能率ノ優劣

當該事業ノ製品原價ガ經營能率ノ優秀ニ因リテ通常以上ニ高キ場合ニハソノ程度ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加ヘ以テ經營能率増進ノ刺戟ヲ失ハザラシムルモノトス。

二、事業ノ財産評價上ノ差異

當該事業ガ財政ノ健全化ノ見地ニ基キ資産ヲ通常以下ニ低ク評價シ從テ資本回轉率ガ通常以上ニ大ナル場合マタハ反對ニ不健全ナル財政々策ノ結果資産ヲ過大ニ評價シ從テ資本回轉率ガ通常以下ニ小ナル場合ニハソノ程度ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス。

三、事業ノ特異性

該事業ノ製品ガ市場性ヲ有セザル兵器ソノ他特殊軍需品ニシテ當該製品ノ生産ヲ停止シタル場合ニオイテソノ事業ニ應ジ販賣利益率ニ必要ナル考慮ヲ加フルモノトス。

四、ソノ他調辨上必要ナル考慮

第四、販賣利益率算定上必要ナル基準並ニ中小經營及調辨金額ノ小ナル會社ニ適用スベキ業種別標準販賣利益率

ハ毎年度頭初經理局長ヨリ指示ス。



出版文化協會  
會員番號 120537



發行所

東京市京橋區  
銀座西二丁目一番地

株式會社

投資經濟社

電話京橋(50)一五三七三番  
振替東京三八〇一五番

東京市神田區淡路町二ノ九  
日本出版配給株式會社

配給元

(不許複製)

昭和十七年二月十五日印刷  
昭和十七年二月二十日發行

戰時利潤統制論

【定價三圓六十錢】

著者 西野喜與作

發行者 東京市京橋區銀座西二ノ一  
岡崎義夫

印刷者 東京市京橋區銀座西二ノ一  
小川春秋

所本製本岩(本製)

部刷印社濟經資投(刷印)



913  
232